



rance

フランスの農村ツーリズム



財団法人 自治体国際化協会

目 次

はじめに

第1章 バカンス

第1節 バカンスの歴史	1
1 バカンスの定義	1
2 週休(6勤1休)と祝祭日	1
3 週休2日制度・有給休暇制度	2
4 年次有給休暇制度拡大の背景	2
(1) 資本主義観	2
(2) 雇用形態	3
(3) 労使関係	3
(4) 社会保障制度の充実	3
(5) 労働者からの要求	3
第2節 年次有給休暇取得行使の実際	3
1 日数の計算方法	3
2 取得行使の方法	3
3 その他フランスの年次有給休暇制度の特徴	4
4 バカンスの過ごし方	4
(1) バカンス取得率の推移	4
(2) バカンス取得率と平均滞在期間	5
(3) バカンス滞在地域と宿泊場所	5
(4) バカンスにおける交通手段	6

第2章 フランスの農業と農村と農家の現状

7

第1節 農業政策の現状	7
1 農業政策の特徴とウルグアイラウンドの対応	7
(1) 農業政策の特徴	7
(2) ウルグアイラウンドと共通農業政策の改革	8
第2節 農村の現状	8
1 農村の数と規模	8
2 農村人口の動態	9
3 農地面積と土地利用	9
4 農業就業人口	9
第3節 農家の現状	10
1 農家の耕作規模	10
2 農家の収入	10
3 農家の借金	11

4	農家の経営形態	11
5	農家の後継者	11
6	農家の世帯構造	12
7	農家の家屋の特徴	12
8	農家の農業関連活動	12
第3章 農村ツーリズム振興における国家・地方公共団体の役割		12
第1節 農村ツーリズムの現状		12
1	ツーリズムの発展	12
2	農村ツーリズムの定義	13
3	農村ツーリズムの現状	13
(1)	ツーリストの状況	13
(2)	施設の状況	13
第2節 国家と地方公共団体の役割		14
1	概要	14
2	経済計画と農村ツーリズム政策	14
3	ツーリズム領域における権限配分に関する法律	15
(1)	国家の権限	15
(2)	地方公共団体(州・県・市町村)の権限	15
(3)	州の権限	15
(4)	県の権限	15
(5)	市町村の権限	16
4	国家の権限と役割	16
5	州の権限と役割	17
(1)	概要	17
(2)	州観光委員会	18
(3)	州の政策	18
(4)	州の援助内容	18
(5)	州の関与(援助)財源	20
(6)	州の施設整備補助予算内訳	21
6	県の権限と役割	21
(1)	概要	21
(2)	県観光委員会	22
(3)	県の政策	22
(4)	県の関与(支援)政策	22
(5)	県の農村ツーリズム関連予算	23
(6)	宿泊施設への県補助金制度の特徴	24
(7)	他の施設に対する県補助金制度の特徴	25
7	市町村と市町村連合組織の権限と役割	26

8 総括	27
(1) 国家と地方公共団体の役割	27
(2) 国家と地方公共団体の関与方法	28
(3) 国家と地方公共団体等における組織体制	29
(4) 農村ツーリズム振興組織	29
9 国家と地方公共団体の民宿等の経営支援制度	33
(1) 補助金制度	33
(2) 税制上の優遇制度	34
第4章 農村ツーリズムの展開	35
第1節 ジット・ド・フランス全国連盟	36
1 誕生と発展の歴史	36
(1) 連盟の誕生	36
(2) 連盟の発展	37
2 組織体制と活動内容	40
(1) 活動目的	40
(2) 組織体制	40
(3) 活動内容	41
3 将来の展望	50
4 農村民宿のタイプとその特色	51
(1) 貸家民宿	51
(2) 貸室民宿	55
(3) 子供民宿	60
(4) 農家キャンプ場	62
(5) 簡易・グループ民宿	64
(6) 釣り民宿	67
(7) 高級貸室・貸家民宿	69
(8) 雪の民宿	74
(9) 身体障害者の民宿	76
(10) パンダの民宿	78
(11) 馬の民宿	81
(12) レジャー民宿	84
第2節 「農家へようこそ」ネットワーク	84
1 その誕生と歴史	84
2 活動タイプとその特色	86
(1) 農家レストラン	87
(2) 乗馬農家	88
(3) 農家滞在民宿	89
(4) 農家キャンピング	90

(5) 農家喫茶	92
(6) 農産物直売農家	93
(7) 狩猟農家	94
(8) 子供農業体験農家	94
3 活動タイプの品質管理	95
4 振興方策	96
(1) 宣伝	96
(2) 研修	96
(3) 技術的経済的支援	96
第3節 農家ツーリズムの実態	97
1 農家ツーリズムの経営者意識アンケート調査結果	97
(1) ツーリズム事業実施の環境	97
(2) ツーリズム事業実施農家の活動内容	97
(3) ツーリズム事業開始以後の副収入性の推移	97
(4) ツーリズム事業の担い手	97
(5) ツーリズム事業の導入状況	97
(6) 利用客の意向と農家の対応	98
(7) 宣伝活動	98
2 農家民宿等の経営状況	98
おわりに	100
参考文献	101

はじめに

フランスと言って一般的にイメージされるのは文化、芸術、ファッション、フランス料理、バカンスの国といったところであろうか。その中でフランスには広く一般化しているものの、日本には馴染みの薄かったバカンスの過ごし方に関する法律が平成6年に制定された。「農村漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」がそれである。この法律は、平成6年6月22日に参議院農林水産委員会、参議院本会議を通過し、同月23日衆議院農林水産委員会、衆議院本会議を通過、いずれも全会一致で可決成立し、同月29日平成6年法律第46号として公布された。平成7年4月1日施行された。

同法第1条は、この法律の目的を次のように規定している。「この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。」

このような法律の目的内容について、すでに半世紀前から日本に先駆けて歴史の積み重ねを経験してきているのが他ならぬフランスである。フランスが今日バカンス大国となった背景には、官民一体となってバカンスの充実化を実現してきたという歴史があったのである。

本稿では、日本とは様々な点で相違を持ちつつも官民一体となったその歴史の積み重ねと様々な創意工夫をしてきたフランスの姿を、バカンス（休暇）制度の発達、農業と農村と農家の置かれた厳しい状況、その厳しい状況を盛り返しバカンスと農村の接点となった民宿制度等の展開を含むツーリズムの在り方を自らの体験も交え紹介することにした。現在、日本での新たな時の広がりトキメキのある歴史的空間の維持保全と新たな光ある空間の創出の実現とその充実化に御尽力されている方々等に少しでも参考としていただき、お役に立ちたいと考え執筆した次第である。

最後に本稿の執筆は渡辺武所長補佐(山梨県)が取りまとめたものである。

第1章 バカンス

第1節 バカンスの歴史

1 バカンスの定義

バカンス (Vacances) の定義について、国立統計経済研究所 (Institut National de la Statistique et des Études Économiques; I. N. S. E. E) は、「連続した4日かそれ以上の居住地以外での滞在で、職業上の理由、研究上の理由、健康上の理由以外の理由によるものを言う。」と定義付けている。参考までにその他の言語を見てみると次のようになっている。フランス語でバカンスを指し示す言葉は、「vacances」と「congés」、ドイツ語では、「Ferien」と「Urlaub」、英語では、「vacation」と「holiday」となる。三つの言語にあるこれらの言葉は、いずれも労働時間の中断と個人の自由な生活という意味を含んでいる。フランスでは年次有給休暇は、年間5週間認められている。この年次有給休暇は大きく分けて年2回夏季と冬季のバカンスとして消化されるのが一般的となっている。この年次有給休暇成立までの歴史概要について以下、簡単に触れたい。

2 週休(6勤1休)と祝祭日

この年次有給休暇成立以前の歴史には、週休と祝祭日の成立までの歴史がある。日曜日の歴史を遡ると、古代バビロニアのあった紀元前15～16世紀頃にあったとされている。週休(6勤1休)の習慣にあるこの1日の休養日は、安息日の性格と神と対話する日、神に捧げる日という性格を持っていた。その後ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の普及により、中近東、ヨーロッパを中心にして各地に定着することとなったわけである。フランスにおける日曜休日の伝統は19世紀の初頭頃までは維持されていたと言われている。

フランスの祝祭日については、建国記念日、戦勝記念日のように国家の大きな出来事に関するものとクリスマス、復活祭等のキリスト教に関するものが多い。

フランスでは、これらの週休や祝祭日も1789年に「革命暦 (le calendrier révolutionnaire)」が採用されたことにより約17年間廃止された経緯がある。ただし、その間全く休まなかったということではなく、月3回、10日に1日の定休日があった。しかし、その後1806年にナポレオンによって週休制度が復活され、1814年の王政復古政権下において週休制度が法制化されたが、産業革命が1830年代に始まり、フランスの都市労働者が賃金獲得のためにしばしば週休を返上したこともあり、結局1880年には反教権の共和党政府によりこの法律は廃止された。

1830年代の産業革命から1910年代の第一次大戦までの時代は、長時間労働の規制と週休制度の維持が主要な関心事であった。

この時代、資産家等の上流階級には、日光を求めて保養地で余暇を過ごす習慣はすでにあった。しかし、それは一般化はしておらず、多くの人々にとっては遠くにある「夢」に過ぎなかったのである。そうした中で、日光の不足を補うために、1900年にパリの地下鉄労働者が10日間の有給休暇を獲得したことは、注目に値する事柄であった。これに端を発し他の労働者にも有給休暇が普及して一般化していくことになるのである。

3 週休2日制度・有給休暇制度

1919年から1939年に至る両大戦間の時期に週休2日制が普及し始め、また法制度に至らないまでも有給休暇制度が少しずつ普及した。1936年にはフランス労働運動史上最大の500万人の組合員数を結集したストライキが発生した。人民戦線内閣首相であった社会党のレオン・ブルムの斡旋による労使交渉の結果、2週間の年次有給休暇の保障が労使の合意事項となり、その後すぐ法律として制定されることとなった。これは、フランスにおいて、年次有給休暇制度(*congé payé annuel*)を初めて法律として実現したものである。この後、第二次大戦以降経済の発展に合わせて着実に拡大し、今日までに、5週間の延長となり、現在に至っている。この間の過程としては、法律の制定に先行する形で、一部の大手企業が協定を結び、これが他の企業、産業に波及し、法律の改正を促すという形を取ってきた。最後に、1814年の週休(*repos hebdomadaire*)制度に関する法律の成立から現在の年次有給休暇制度までの発展の歴史を参考までに次のとおり年表にまとめた。

フランスの年次有給休暇制度発展の歴史

- 1814年 週休 (*repos hebdomadaire*) 制度に関する法律が成立するも、実質的にはほとんど実施されず。
- 1880年 週休制度の廃止。
- 1900年 パリの地下鉄労働者が10日間の有給休暇獲得
- 1906年 実際に労働者に週休制度が法的に保障された。
- 1936年 年間2週間の法定年次有給休暇(*congé payé annuel*)制度が導入された。(社会党首相による人民戦線内閣)
ドイツではヒットラーが政権を握り、フランスも左右両派が抗争、人民戦線という形でつかの間の間左翼が政権を担当。社会党のレオン・ブルムが内閣を組閣、労働者への福祉政策として導入された。
- 1956年 法定年次有給休暇3週間に延長
- 1969年 法定年次有給休暇4週間に延長
- 1982年 法定年次有給休暇5週間に延長、現在に至る。
ミッテラン大統領の大統領再選勝利と社会党内閣の出現により選挙公約のとおりになって現在に至っている。

4 年次有給休暇制度拡大の背景

これまでみてきたように、フランスにおいて、年次有給休暇制度は第二次大戦後拡大を続けた。なぜ、拡大することになったのか、一般的な要因を指摘しておく。

(1) 資本主義観

フランス人一般に、キリスト教のカトリックの伝統から来る利益と金銭中心の思想に対する強い抵抗感を持っている。このことは、エコノミックアニマルと称されてきた日本人とは根本的に異なっている。従って、労働に対する考えも、必要に迫られてのものであり、好みよりも義務といった思想がまだ根強く、できれば避けたいものとして位置づけられているので、労働からの解放を意味するバカンスは非常に好まれることとなっていた。

(2) 雇用形態

フランスにおいては、雇用形態が一般的に日本のように終身雇用ではなく、企業等の内部異動の積み重ねにより昇進をして行くといったシステムにもなっていない。企業間をその労働能力を基に渡り歩くシステムが一般的である。また、経営者層には上級官僚出身者が多い等一般従業員層との間に明確な階級差が存在し、一般の労働者にとっては、労働以外の私生活の充実に目が向き易い状況となっている。

(3) 労使関係

労働協約は、一般的に企業別労働協約ではなく企業間に横断的に広がる産業別労働協約となっており、産業別の協約で規定された事項は、個別企業に対して強制力を持つ。従って、年次有給休暇制度の拡大についても、労働者の幅広い範囲で拡大するのに好都合となった。

(4) 社会保障制度の充実

年金制度等社会保障制度の整備が早い時期から進められ、多くの労働者にとって、アクセク働かなくとも安定的な老後生活が保障されていたため、連続休暇の取得についての周囲の理解が得られやすかった。

(5) 労働者からの要求

労働者からの要求として、一般的に賃金の上昇とともに労働時間の短縮(実質的賃金上昇)があり、いつ解雇されるか分からないといった不安定な雇用形態であるため雇用期間中にその成果を得たいという要求が強く、また経営者層にとっても一種のステイタスシンボルとしてのバカンスの位置付けの意識から賛同が得られ易かった。

第2節 年次有給休暇取得行使の実際

1 日数の計算方法

フランスでは、労働条件は一般に法律と労働協約によって定められている。年次有給休暇日数についても同様で、労働法にはその最低限の年次有給休暇数である現行の年間30日を規定している。協約は法律に抵触しない範囲で定めを置くことが出来るとしている。

ここでは、現行法の最低限の年次有給休暇数30日を例に取り紹介する。

1982年1月16日の政令によれば、年次有給休暇の日数は、前年の6月1日から5月31日までの労働に対して、1か月当たり2.5日労働日の割合で認められ、年間では30日($2.5 \times 12 \text{か月} = 30 \text{日}$)となる。この30日という年次有給休暇数は、週休日(日曜日)と休業となる祝日を除く労働可能日を数えるものであり、週休2日で土曜休日のときも土曜日は労働日扱いで計算することになっている。従って、週休2日で土曜休日の場合の年次有給休暇数の基本数は25日で、5日の土曜日を加え5週間で30日の年次有給休暇数となるわけである。

2 取得行使の方法

年次有給休暇の取得に当たっては、使用者に休暇時期の確定権利があるが、使用者は労

働者の希望を十分に尊重しなければならない。従って、年度（休暇年度は、法律上1月1日から12月31日までとなっているが、労働協約でこれと違う取り決めをすることもできる。初めまでに労働者の希望を聞き、年間の休暇計画を作り、それによって休暇を与える場合が多い。年次有給休暇は、使用者が労働者に対して与えなければならない「義務」として位置付けられている。

年次有給休暇日数の取得については、毎年5月1日から10月31日の間に、連続する12労働日以上つまり2週間以上の休暇を取得しなければならないとしている。また、1回に24労働日つまり4週間を超える休暇を連続して取得することはできないことになっている。労働者が、5月1日から10月31日の期間以外の時期に年次有給休暇を取得するときは、特別追加休暇を付与する。付与日数は6日以上（6日未満）の休暇を取得するときは、2労働日、3～5日の休暇を取得するときは1労働日とする。

ここで注意したいのは、2日だけとか、3日だけ等の小間切れによる合計日数が12労働日または24労働日になれば良いのではなく、連続する12労働日または24労働日について取得行使しなければならない点である。要は、まとめて取得行使しなければならないことになっているのである。この点は日本と大きく相違している点であろう。

3 その他フランスの年次有給休暇制度の特徴

上記の他フランスの年次有給休暇制度の特徴としては、次の点が指摘できる。

- (1) 年次有給休暇の次年度繰越については、差し迫った経営上の理由、労働者の一身上の理由等例外的な場合を除いて、繰越はできないことになっている。
- (2) 使用者の都合で、労働者が年度内に年次有給休暇を完全に取得できなかった場合は、その部分について金銭で代償しなければならない。

4 バカンスの過ごし方

こうして取得行使することになる年次有給休暇の具体的行使の実態をここで見てみることにする。

(1) バカンス取得率の推移

表 1 フランス人のバカンス取得率の推移

区分	1965年	1969年	1974年	1976年	1979年	1980年	1988年	1993年
夏季	41.0%	44.0%	48.0%	51.5%	53.3%	53.3%	55.5%	56.7%
冬季			16.0%	18.0%	22.7%	22.7%	28.2%	28.0%
年平均	42.0%	45.0%	50.1%	54.0%	56.2%	57.2%	59.5%	60.9%

※「冬季」は10月1日から4月30日 前年の10月1日－当該年の4月30日

「夏季」は5月1日から9月30日 当該年の5月1日－9月30日

「バカンス取得率」とは、連続する4日以上を自宅以外で過ごした人の比率

資料；フランス国立統計経済研究所(I.N.S.E.E)

表1に見られるとおり、法制度の拡大とともに年々取得率も向上している。夏季と冬季では、夏季の方が3割多くなっている。これは、フランスでは夏は日が長く、朝は6時頃

夜が明け、夜は10時頃まで明るい。冬は逆に日が短く、朝9時少し前に夜が明け、夕方5時頃には暗くなることに原因している。従って、一般的には活動し易い時季である夏季に取得する率が高くなっている。

(2) バカンス取得率と平均滞在期間

バカンス取得率は、職業階層によってかなり異なっている。冬季、夏季を通じて農業従事者が最も低い取得率となっている。これは、特に畜産農家等生き物を扱っている場合には困難な状況が続きまとうためである。逆に高級管理職・自由業の場合は、傷害がないため最も高い取得率となっており、平均でも冬季で28.0%の13.9日、夏季で56.7%の21.9日と年間では法定有給休暇数の30日を優に超えている。

表 2 フランス人のバカンス取得率と平均滞在期間

職業階層	冬季バカンス (1992年10月1日-1993年4月30日)		夏季バカンス (1993年5月1日-1993年9月30日)	
	取得率	平均滞在期間	取得率	平均滞在期間
農業従事者	14.5%	8.7日	37.6%	19.3日
商工業経営者	28.6%	10.7日	52.5%	18.7日
高級管理職・自由業	58.3%	13.5日	87.3%	24.1日
中級管理職	41.4%	12.3日	78.2%	21.4日
一般会社員	30.3%	11.9日	58.7%	20.0日
工員・職人	30.0%	11.0日	48.0%	20.5日
無職	20.2%	20.1日	41.1%	26.2日
平均	28.0%	13.9日	56.7%	21.9日

資料；フランス国立統計経済研究所(I.N.S.E.E)

(3) バカンス滞在地域と宿泊場所

それではフランス人は、バカンスをどこで過ごすのであろうか。まず宿泊場所については、表3をみると注目される事実気付く。冬季、夏季を通じてホテルの滞在利用が1割以下と極めて低率となっていることである。逆に親戚・友人の住居については冬季56.5%、夏季40%と高率となっている。これは、2番目に高率である貸室・貸家が冬季16.2%、夏季17.6%であること、また夏季のテント・オートキャンプが16.5%となっていることから、長いバカンス滞在をより経済的に過ごそうという思想からのものであると思われる。

次に、滞在地域については、冬季には「山岳」が最も多く3割以上を占めているが、これは主にスキー休暇によるものであり、夏季には「海浜」が最も多く5割近くになっている。特に、表4をみると、夏季のバカンスの出発時期としては、7月、8月で約8割を占めている。筆者の経験では冬季のスキーにしても、夏季の「海浜」にしても日光浴の姿がみられ、フランス人の日光、太陽に対する欲求には多大なものがあると思われる。「田園」は1年を通じて3割近くと安定している。「都市」や「周遊」は少数派となっている。

表 3 フランス人のバカンス滞在地域と宿泊場所の比率%

区分	ホテル		貸室・貸家		副住居(別荘)		親戚・友人の主住居		親戚・友人の副住居		テント・オートキャンプ		バカンス村		その他		合計	
	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季
周遊	25.0	33.4	9.3	5.0	3.6	0.5	40.7	13.8	2.1	6.0	5.7	29.5	0.7	2.3	12.9	9.5	100	100
海浜	5.4	5.3	10.0	22.6	24.6	10.7	37.2	16.5	17.4	16.3	1.8	20.9	2.5	5.7	1.1	2.1	100	100
山岳	24.6	4.2	64.2	9.0	15.1	13.5	42.0	47.6	27.4	10.1	2.2	9.3	17.0	4.1	7.0	2.3	100	100
田園	1.9	9.6	4.5	27.4	15.3	8.6	63.1	14.8	11.0	9.7	0.8	15.9	1.5	10.1	1.9	3.9	100	100
都市	5.9	11.8	1.7	4.8	1.9	3.0	85.8	66.1	2.2	4.2	0.4	6.4	0.5	1.9	1.6	1.9	100	100
平均	7.6	7.7	16.2	17.6	11.6	9.9	44.9	27.8	11.6	12.2	1.2	16.5	4.3	5.5	2.6	2.8	100	100

※「冬季」は1992年10月1日-1993年4月30日

「夏季」は1993年 5月1日-1993年9月30日

資料；フランス国立統計経済研究所(I.N.S.E.E)

表 4 夏季バカンスの出発時期の比率

区 分	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
5 月	4.3	5.2	5.5	6.1	5.7
6 月	8.9	9.5	9.8	6.6	7.2
7 月	45.1	46.5	44.2	43.9	40.1
8 月	36.5	34.1	35.8	38.2	42.5
9 月	5.2	4.7	4.7	5.2	4.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料；フランス国立統計経済研究所(I.N.S.E.E)

(4) バカンスにおける交通手段

フランス人のバカンスにおける交通手段としては、表5のとおり自動車は8割を超え圧倒的割合を占めている。これに次ぐ列車は、ここ数年減少傾向にあり1割を下回っている。従って、7月、8月はバカンス客の自動車で高速道路が渋滞するのが恒例となっている。自動車が圧倒的に多いのは、列車の便が地方においてはまだまだ不便であることやバカンス中の活動の自由度を高めること、経済的であることなどが指摘できよう。

表 5 フランス人のパカンスにおける交通手段の比率%

区 分	1988年		1989年		1990年		1991年		1992年	
	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季
列車	17.8	10.6	14.7	10.5	16.3	10.1	16.7	8.8	16.4	8.7
自動車	76.2	82.7	77.4	83.0	78.4	82.9	77.2	85.1	76.5	84.7
バス	2.4	2.5	3.0	2.5	2.3	2.4	1.9	2.5	2.6	2.5
航空機	3.1	2.8	4.2	2.6	2.9	3.2	3.9	2.2	3.7	2.8
その他	0.5	1.4	0.7	1.4	0.1	1.4	0.3	1.4	0.8	1.3
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※各年の「冬季」は前年の10月1日・当該年の4月30日

「夏季」は当該年の5月1日・9月30日

資料；フランス国立統計経済研究所(I.N.S.E.E)

第2章 フランスの農業と農村の現状

第1節 農業政策の現状

1 農業政策の特徴とウルグアイラウンドへの対応

(1) 農業政策の特徴

農業は、EUの中でも最も統合の進んでいる分野であり、フランスは共通農業政策(Politique Agricole Commune:P.A.C)の下で合理化・近代化を目指す構造政策と、価格支持政策、条件不利地域対策を実施してきている。

構造政策としては、耕地の大型化、経営の合理化、機械化を進めて生産性を上げてきた。しかしながら、近年になって、過度の集約化と効率化に対して、農薬や化学肥料投入量の増加等による水質汚染、畑草地の境界となり、小動物のすみかとして、また人々に潤いを与えていた生け垣が機械化のための耕地整理によって失われるなどへの反省から、環境を意識した農業の充実化が取り入れられ環境保全型農業政策が実施されている。

価格支持政策としては、EU内産物優先の原則から一産品一価格の思想の下、毎年ほとんどの農産物について、その共通価格を定め、EU内の農産物価格を一定以上の水準で支持するための買入介入制度、EU外からの輸入に対しては課徴金(prélèvement)を課し、輸出については、輸出払戻金(ristourne à l'exportation)を支給するなどして国際競争力を付けてきた。

条件不利地域対策は、自然条件の不利な地域の農業に対して直接所得補償、農業投資への補助等様々な助成を行い、農業所得を保証することを通じて、地域に最小限の人口の維持定着化を図り、農村の景観を保全する政策で、現在EUの全農用地面積の内55%が条件不利地域に属している(1991年)。

フランス独自の農業政策は、1980年の「農業基本法」により、主に構造政策について実施されている。フランス農業政策の目指すところは、家族経営農家の所得と生活条件の改善、農業の輸出能力の強化、農村人口の安定化と青年農業者の就農促進、食料援助の増大などである。日本と大きく相違するのが、農業を重要な輸出産業として位置づけ、国際競

競争力の強化を推進した点にある。これら政策実施の結果、フランスにおける農産物の自給率は、野菜、果実、柑橘類、豚肉以外の主要農作物で100%を上回り、特に小麦、とうもろこし、砂糖、牛肉等では過剰の深刻化が生じている。

(2) ウルグアイラウンドと共通農業政策の改革

関税貿易一般協定(ガット)のウルグアイラウンドが7年半という交渉期間を経て、1993年12月25日に次のとおり実質合意した。

ア 輸出補助金制度

補助金の付いた農産物の輸出量、輸出額を1986年から1990年の間に比べて、1995年から2000年の6年間にそれぞれ21%、36%削減

イ 全ての農産物に対する価格援助を相互に20%削減(1986年から1988年の平均)

ウ 関税は、平均36%の削減

こうした、関税貿易一般協定(ガット)のウルグアイラウンドの帰趨を見計らいながら、EU予算に占める共通農業政策関連支出の削減のための共通農業政策の改革が1992年に農相理事会で承認され、1993年に実施されたばかりである。しかし、EU予算における共通農業政策実施予算額は、1994年度予算で364億65万ECU(1ECU=120円換算で4兆3千681億円)と、依然としてEU予算全体額の49.7%も占めている。従って、現行制度でEUが東欧まで拡大するとEU財政が破綻してしまうことから、補助金の大幅削減を狙った改革案が1995年1月に再度欧州委員会で提案されたところである。いずれにしても、今後農業を営んで行くには大変困難な情勢になるというのは間違いないようである。

第2節 農村の現状

1 農村の数と規模

フランスには、1990年現在で市町村(commune)が36,551あり、約9割に当たる32,157の市町村は2,000人未満の人口しか持たない(表6)(フランスでは、日本のように市、町、村のような区別はない。)

表6 人口規模別市町村数

1990年現在		
住民数(人)	市町村数(構成割合)	人口(人)
0-699	25,249(69.0%)	6,897,540
700-1,999	6,908(18.9%)	7,933,928
2,000-4,999	2,655(7.3%)	8,062,265
5,000-9,999	898(2.5%)	6,168,826
10,000-19,999	445(1.2%)	6,231,927
20,000-49,999	293(0.8%)	9,087,161
50,000-99,999	67(0.2%)	4,443,077
100,000-299,999	31(0.1%)	4,742,423
300,000以上	5(0.0%)	4,116,977
計	36,551(100.0%)	57,684,724

資料；参考文献21

日本では、1993年10月1日現在の市町村数は3,235であり、人口5,000人未満の市町村数でみても630で全体の約2割となっている。従って、フランスの市町村は、非常に小規模な市町村が多いことが特徴といえる。また、フランスの国立統計経済研究所 (Institut National de la Statistique et des Études Économiques) では、人口2,000人以下の市町村を農村 (commune rurale) と定義としている。従って、フランス国内の市町村の約9割は農村ということが出来る。農村休暇を取り扱う本稿でも、農村という場合、これに従うこととした。従って、海浜、山岳であっても農村に含まれることに注意していただきたい。

2 人口の動態

フランスの人口は、1990年現在で57,684,724人となっている (表6)。1962-1968年と1982-1990年の時期の人口動態を見てみると、1962-1968年の1,000人未満の小規模市町村の人口減少割合が大きく、5,000人以上の都市部の人口増加割合が大きくなっている。これは、都市への過度の人口集中と農村の過疎化の進行を示している。1982-1990年では、200人未満の小規模市町村が人口減少の傾向を示しているものの、その他市町村は人口増加傾向を示している。これは、都市への過度の人口集中が緩和し、農村の過疎化が鈍化し、人口の定着化が進んだということが出来る。農村の過疎化については、1994年現在、過疎化の進んだ結果、人口ゼロの市町村が5市町村あることに注目したい。都市への人口集中緩和と農村の過疎化防止に役立った政策といわれるのが、本稿で紹介する農村ツーリズムの発展に他ならない。

3 農地面積と土地利用

フランスの農地面積は、国土面積5,491万9千ha (100%) の内、耕地1,804万2千ha (32.9%)、牧草地1,109万5千ha (20.2%)、その他農地120万9千ha (2.2%)、山林1,487万ha (27.1%)、非耕作農地299万2千ha (5.4%)、非農業用地671万ha (12.2%) と非農業用地は全体の12.2%に過ぎず、更に山林の27.1%を除いた農地面積は、60.7%と国土面積の約6割が農地となっている。この割合は、1948年の71.5%と比較して約1割の減少に留まっている (国立統計経済研究所1992年調べ)。

土地利用についてみると、フランス北部のパリ周辺は、あらゆる種類の耕作に適した沖積土壌であるため、穀物、甜菜、蔬菜、園芸などの耕作中心の土地利用が行われている。中部、東部、南部は山岳地帯を含み、肉牛の放牧地、ぶどう栽培地となっている。西部は酪農、牧草地となっており、地中海沿岸では、果樹、野菜、花卉、桑、オリーブなどの地中海性農産物の生産地となっている。

4 農業就業人口

フランスでは、1962年以後農業就業人口が労働力人口の20%を下回っている。これは、耕地の大型化と農業の合理化政策の結果によるものであり、1960年代に急速に離農者が生まれた。農業就業人口は、1954年には、農業経営者 (agriculteurs exploitants) が398万4千人、農業賃金労働者 (salariés agricoles) 115万1千人の合わせて513万5千人いたのに対し、1990年には農業経営者98万2千人、農業賃金労働者28万2千人の合わせて126万4千人と約1/4に減少している。割合で見ると、1954年には農業経営者が20.8%、農業賃金労働者6.0%の合わせて26.8%であったのに対し、1990年には農業経営者3.9%、農業

賃金労働者1.1%の合わせて5.0%と大幅に減少している。(表7)

表 7 農業就業人口の推移

単位；千人

区 分	1954年	1962年	1968年	1975年	1982年	1990年
農業経営者	3,984 (20.8%)	3,011 (15.7%)	2,460 (12.0%)	1,652 (7.6%)	1,448 (6.2%)	982 (3.9%)
農業賃金労働者	1,151 (6.0%)	830 (4.3%)	588 (2.9%)	372 (1.7%)	304 (1.3%)	282 (1.1%)
農業就業人口	5,135 (26.8%)	3,841 (20.0%)	3,048 (14.9%)	2,024 (9.3%)	1,752 (7.5%)	1,264 (5.0%)
労働力人口	19,151 (100.0%)	19,164 (100.0%)	20,439 (100.0%)	21,771 (100.0%)	23,525 (100.0%)	25,033 (100.0%)

資料；参考文献22

第3節 農家の現状

1 農家の耕作規模

農業経営体 (exploitations agricoles) 数は、1955年には230万7千であったものが、1990年には92万3千と1/2以下に減少している。このことは、農地の減少割合が少なかったことを考慮すると、耕作面積規模の大型化に寄与した。1955年には10ha未満が56%と約半数以上を占め、50ha以上が4%と1割を割っていたのに対し、1990年には10ha未満が37%と半数以下に減少し、その一方で、50ha以上が19%と約2割を占めることとなった。1990年の農家の平均耕作面積は30.5haとなっている。

表 8 農家耕作面積規模別推移

単位；千戸

耕作面積規模	1955年	1963年	1970年	1979年	1988年	1990年
10ha未満	1,299 (56.3%)	930 (48.5%)	702 (44.2%)	524 (41.4%)	390 (38.4%)	346 (37.5%)
10～35ha未満	831 (36.0%)	775 (40.4%)	639 (40.3%)	475 (37.6%)	345 (33.9%)	295 (32.0%)
35～50ha未満	83 (3.6%)	104 (5.4%)	115 (7.2%)	116 (9.2%)	110 (10.8%)	103 (11.1%)
50～100ha未満	75 (3.3%)	85 (4.4%)	101 (6.4%)	114 (9.0%)	128 (12.6%)	131 (14.2%)
100ha以上	20 (0.8%)	24 (1.3%)	30 (1.9%)	35 (2.8%)	44 (4.3%)	48 (5.2%)
合計	2,308 (100.0%)	1,918 (100.0%)	1,587 (100.0%)	1,264 (100.0%)	1,017 (100.0%)	923 (100.0%)

資料；フランス国立統計経済研究所(I.N.S.E.E)

2 農家の収入

農業粗収入の総額 (revenu brut agricole global) は、1980年の785億フラン、1985年の1,200億フランと伸びを示してきたが、90年代に入って1990年の1,476億フラン、1991年の1,456億フラン、1992年の1,334億フラン、1993年の1,296億フランと減少してきている。

農家当たりの平均粗収入 (revenue brut moyen par exploitation) も、1980年を100とした場合、年により増減を繰り返しながらも1990年の134を最高として伸びたが、それ以後1991年の132、1992年の124、1993年の123とここ数年は減少傾向を示している。

専業農家の平均粗収入 (revenu brut agricole moyen par exploitation à temps complet) を見てみると、農業活動内容によってバラツキがあり、1992年において高級ワイン用ブドウ栽培農家 (viticulture de qualité) 23万8千フラン (1フラン=20円換算で約476万円)、果樹栽培農家 (arboriculture fruitière) 15万5千フラン (約310万円)、一般農業農家 (agriculture générale) 23万4千フラン (約468万円)、穀物栽培農家 (céréales) 26万2千フラン (約524万円)、園芸農家 (horticulture) 13万1千フラン (約262万円)、乳牛飼育農家 (bovins lait) 16万6千フラン (約332万円)、肉牛飼育農家 (viande) 8万2千フラン (約164万円)、全国の農家平均粗収入は、19万2千フラン (約384万円) となっている。

農業という補助金行政と言われるが、1992年の農家の粗収入に占める補助金の割合 (part des subventions dans le revenu brut d'exploitation) は、農家全体では16.1%であるが、草食獣飼育農家 (乳牛を除く) 53.3%、肉牛飼育農家47.2%、畜酪農家と果樹栽培農家は34.7%とその割合が大きく、その他の普通のワイン用ブドウ栽培農家7.7%、野菜・花栽培農家8.2%、高級ワイン醸造農家2.4%とその割合は小さくなっている。

3 農家の借入金

農業従事者の収入の約3割が投資に向けられているが、その資金となる農家の借入金は増加の傾向にある。農家当たりの平均借入金額は、1970年に11万8千フランあったものが1989年には22万フランと約2倍となっている。専業農家の1988年の平均借入金額は、37万フラン (約740万円) で、借入先の7割は農業銀行 (Crédit Agricole) である。見通しの困難な農業の将来に直面して、農家は耕作規模拡大とその経営のための設備投資が重要であることを認識しつつも、これ以上の負担となる借入金の増加については抵抗感を持っているのが一般的である。

4 農家の経営形態

農家の経営形態は、家族経営が一般的である。その割合は1955年に87%であったが、1988年には84%と大きな変化は見られない。内訳は、世帯主夫婦や世帯主のみで行うのが一般的であるが、世帯主のみで行う場合と配偶者である婦人が農業以外の職業に就く割合が増えつつある。配偶者である婦人が農業以外の職業に就く割合は、1970年には1割に満たなかったものが、1988年には約2割となっている。特に35歳以下の婦人の場合は4割に達している。世帯主であっても、1955年には農業を兼業としている割合が2割弱しかなかったのに対し、1988年には5割に達している。農業離れと副業への従事が進行しているといえる。

5 農家の後継者

25歳から39歳の農業経営者である青壮年の85.6%が農業経営者の父を持っている (1985年)。このことから、農業従事者が農業従事者の子息から補充されていることが重要な

事実としてあるが、世帯主が50歳以上の農業経営者は1988年の時点で56万7千人あり、そのうちの約7割は後継者を持っていない。これらの農業経営者の15%は独身である。従って、1988年から1998年にかけての10年間で、後継者を持たないこの世代の大部分がそっくり農業から引退の時期を迎え、農業従事者が激減することが見込まれることになる。また、後継者という点で憂慮されるのが、最近の傾向として農業経営者の独身の割合が増えているということである。1962年には40歳から44歳の世代の独身の割合が約2割弱であったものの60歳以上では1割以下と減少していたのに対して、1990年においては、40歳から44歳の世代の独身の割合が同様に約2割弱あり、60歳以上でも約2割弱とほとんど減少せず、独身で生涯を送る者が増えているのである。また、農業経営者の結婚しないカップル（同棲者）の割合も、35歳以下の男性のカップルの15.6%を占め、全体では4.4%となっている。

6 農家世帯の家族構造

農家世帯の平均世帯数は3.4人である。夫婦を核とする世帯が64.6%で、夫婦と老親を核とする世帯が17.5%と、この2つのタイプで約8割を占めている。夫婦を核とする世帯の内訳としては、子供の居ない世帯は17.2%、子供のいる世帯は47.4%となっている。子供のいる世帯の内訳は、1人の子供を持つ世帯が15.2%、2人の場合が19.8%、3人の場合は9.4%、4人以上は非常に少なく3.0%となっている（1990年）。

7 農家家屋の構造

農家の家屋は、古い石造り（山岳地方では木造）で本格的な暖炉を有し、各部屋が独立しているのが一般的である。建築年の内訳を見ると、1948年以前の建築のものが72.9%を占め、1948年から1947年にかけてのものは13.9%、1975年以後の新しいものは13.2%となっている。これは、フランス全体のそれぞれ39.5%、38.5%、22.0%と比較するとその古さが際立っている。中央暖房の燃料としては、重油が51.2%、薪が37.1%、都市ガスが2.7%となっている。これもフランス全体のそれぞれ41.8%、1.6%、42.9%と比較すると農家における薪の利用が目立っている。農家では、薪を燃やして、料理や暖房に使用しているのである。この情景は都市部の住民にとっても大変な魅力になっている。部屋数の平均は、5.1部屋、面積は112.0㎡となっている。

8 農家の農業関連活動

農家が農業以外の生産物の直売、レストランや宿泊等を行う農家のツーリズム活動、農家の家屋や農地等の改修工事等の農業の延長上にある活動に従事する割合は、1979年には26%であったのが、1988年には41%を占めるようになっている。この背景には、1988年に農業省の省令で「農家が行う生産物の直売と観光事業」が農業活動の一部として認められることになったことが起因していると思われる。

第3章 農村ツーリズム振興と国家・地方公共団体の役割

第1節 農村ツーリズム

1 ツーリズムの発展

現代ツーリズムは、19世紀の産業文明の発達とともに生まれた。長い間、一部の限られたエリート達に限られていたが、1936年に2週間の法定年次有給休暇制度が制定されて以来、交通の発達、所得の向上等により大衆化された。1950年に年間約3千万人であったフランス入国外国人観光客は、今日では6千万人を超えて世界有数の観光国家となっている（1992年国立統計経済研究所調べ）。

2 農村ツーリズムの定義

先に見てきたバカンスの過ごし方として最近日本の新聞などで報じられ注目を浴びているのが、有名な観光地ではない農村でバカンス(休暇)を過ごす農村ツーリズム、グリーンツーリズム(green tourism)である。後者の言葉は、英国でも一般的に使用されているようであるが、日本人にもイメージすることの容易な表現である。フランスはというと、農村における観光を意味するいくつかの表現がある。ツーリズム・ヴェール(tourisme vert)という英語のグリーン・ツーリズム(green tourism)に相当する表現、農家が行う観光事業には、アグリカルチャー・ツーリズム(Agriculture et Tourisme)を使用し、農村地域における観光を意味するツーリズム・オン・エスパス・ルーラル(Tourisme en Espace Rural)、農村における観光を意味するツーリズム・ルーラル(tourisme rural)などである。ここでは、先に述べたフランスでの農村の定義を考慮した、フランスで最も重要な農村ツーリズム振興センターである農村ツーリズム協会(l'association Tourisme en Espace Rural; T.E.R.)の考えを踏まえ、次の定義付けを基本に置いて本稿を進めることとする。それは、「今日では農業がなくなってしまう地域を含めた2,000人以下の海浜や山岳地域も含む大部分の市町村において展開されるツーリズム」を内容とする農村ツーリズムである。農村ツーリズムは、国土面積にしてその85%に相当する地域で展開されている。

3 農村ツーリズムの現状

(1) ツーリストの状況

フランス人のツーリズムの伝統的な場所には、山岳、海浜、田園と3つあり、近年まで他と比較し田園には貧困のイメージがあった。しかしながら、最近では環境に対する意識の高まり等から、田園に対するクリーンなイメージが注目されるようになってきた。現在、冬季に360万人、夏季に570万人と年間約1千万人のツーリストが農村を訪れている。これによって農村に落ちるお金は、ツーリズム全体の1割である450億フランとなっている（1990観光省調べ）。

また、今日農村を訪れるツーリストの3人に1人は外国人である。外国人の年間の延べ滞在件数は730万件で、宿泊数は5,800万泊となっている。これらのツーリストが消費する金額は180億フランで、1人1週間当たり2千フランから2,500フランとなっている。従って、農村ツーリズムの経済面は注目に値するものとなっている。滞在件数の占める比率の多い順から挙げると、イギリス人23%、オランダ人18%、ドイツ人17.8%、ベルギー人13%で、これら4か国で約7割強を占めている（1991年観光省調べ）。

(2) 施設の状況

農村ツーリズムに関連する施設には大きく分けて、宿泊施設とレジャー施設がある。宿泊施設については後で触れるが、レジャー施設の状況は以下のとおりである。

- ・ 標識のある馬の小道16万km
- ・ 大きなハイキング道4万km(含標識設置ハイキング道2万5千km)
- ・ 航行可能水路8,500km
- ・ カヌー水路12万5千km
- ・ 馬術センター300
- ・ 4万haを超える面積に対するレジャー基地220箇所
- ・ ゴルフ場425

(1991年調べ)

第2節 国と地方公共団体の権限と役割

1 概要

農村ツーリズムが益々重要になってきているというのは、フランスの国会議員等の間でも一致している。彼らは、経済環境の悪化の中で効果的に活力を与える方法の一つとして農村ツーリズムの発展が位置付けられることに気付いている。それは、次の点で理解される。

- ・ 雇用の維持と創設
- ・ 国土と環境の整備の政策にツーリズムの発展を効率的に組み合わせることができる。
- ・ 不動産遺産の保護
- ・ 文化交流、地域の活性化、僻地の開発の保証につながる。

このように農村ツーリズムは、国と地方公共団体が企画する国土整備と総合的発展の対象として応えられる性格を持っている。国土整備、法制化、開発、施設と宿泊施設の管理、創設、補助金交付等全ての領域にわたって、国と地方公共団体がそれぞれの活動範囲の中で関与している。ここでは、その関与の内容について紹介することとする。

その前にフランスの地方制度について簡単に紹介しておく。フランスの地方公共団体制度の仕組みは、1982年3月2日の法律「市町村、県及び州の権利と自由に関する法律」（以下「1982年法」と言う。）及びそれに続く一連の地方制度改革法の制定によって大きく変化した。1982年法制定以前には地方公共団体として認められていなかった州が、地方公共団体として認められるようになり、地方公共団体としては、市町村、県、州の3層構造となった（海外領土も地方公共団体であるが、理解を容易にするため、ここでは除いてある。）。フランスには、州が26（本土内22、海外県4）、県が100（本土内96、海外県4）、市町村が36,763（本土内36,551、海外県113、海外領土80、領土共同体19）存在している（1990年）。

2 経済計画(planification)と農村ツーリズム政策

フランスは、第二次大戦前は社会主義国家のものであった強制的性格を持った経済計画を、第二次大戦後、他の資本主義各国で採用されたのと同様に、奨励的、指標的性格を持った経済計画として導入している。経済計画の開始は、1947年から1953年の7年間の第1次経済計画からで、現在1993年から1997年の5年間の第11次経済計画が進行している。この経済計画の中に含まれる農村ツーリズム政策の実施の積み重ねにより農村ツーリズムは発展を遂げてきた。

3 ツーリズムの領域における権限配分に関する法律

ツーリズムに関する国、州、県、市町村の権限については、1992年12月23日「ツーリズムの領域における権限配分に関する法律(*loi du 23 décembre 1992 portant répartition des compétences dans le domaine du tourisme*)」に規定されている。第1条には「国、州、県、市町村は、ツーリズムの領域における権限を持っている。そして、その権限を調整の取れた方法により協力して行使するものとする。」と規定されている。同法の規定に沿って、まず国等の基本的な権限の概要を紹介する。

(1) 国の権限

- ア 国レベルのツーリズム政策の取り決め措置を講ずること。
- イ 州観光監督所(*les observatoires régionaux du tourisme*)と連携、協力しながらツーリズム事業に関する構想や予測の取りまとめ、措置、普及を確実に行うこと。
- ウ 政令により定められた様式に応じて施設、組織、ツーリスト事業の格付けと認可の手続きを講じ決定すること。
- エ 関連する地方公共団体とその他の相手方と連携して国のツーリズムの振興活動を運営し、取り決めること。
- オ ツーリズムの領域内の国際協力の規定と方向付けの決定をすること。特に国際的な権限を持つ機関に関する措置を講ずること。
- カ 公的機関、民間各々の主導性のある動きを調整し、特に全国計画との整合性を有した州計画の範囲内で地方公共団体によって行われるツーリズム振興政策に協力すること。

(2) 地方公共団体(州・県・市町村)の権限

- ア 国のツーリズム政策との整合性を持った政策を実施すること。
- イ ツーリズムの領域における政策や調整された方法をその固有の権限内において実施すること。

(3) 州の権限

- ア 州のツーリズム振興中期計画(3年から6年の期間)の目標を設定すること。
- イ 州のツーリズム・レジャー振興計画を州計画の中の特に財政計画に合致したものとする。
- ウ 州計画に合致した複数の目標の実現に貢献する活動や計画実施の前段階から実行する方法を関連する地方公共団体間の協定で決定するようにすること。
- エ 州観光レジャー委員会(*Comités régionaux du tourisme et des loisirs*)は、州議会議員の代表者(*le conseil régional*)によってその半数が構成され、財源は複数の州公施設法人(*établissement public régional*)によって優先的に出資されている。ツーリズム商品の販売促進化とツーリズム施設の整備計画の作成に関して大きな独立した権限を有している。

(4) 県の権限

- ア 県議会(*le conseil général*)が、県のツーリズム整備計画を策定するが、この計画は州のツーリズム・レジャー振興計画に明示された方向に合致するよう責任を持つものとする。

イ 県観光委員会(le comité départemental du tourisme)は、県議会の主導によって組織化され、県のツーリズム政策の準備と措置を講ずる。

ウ 県議会は、県観光委員会の構成を決める。構成メンバーには、特に県議会の代表者の他、次の各機関の代表者が含まれている。領事機関 (les organismes consulaires) (万一の場合は経済発展委員会 (les comités d'expansion économique))、観光事務所 (les offices de tourisme)、ツーリズム・レジャー職業専門家 (les professions du tourisme et des loisirs)、ツーリズム・レジャー協会 (les associations de tourisme et de loisirs)、ツーリズム愛好家 (les communes touristiques)、州観光委員会代表者 (un représentant du comité régional du tourisme)

エ 県観光委員会は、県レベルでの市町村間と県の段階のツーリズムに関係する専門家や機関と協力して、そのために設立された全ての地方組織とともに、ツーリスト客の誘致促進に確実に貢献している。外国客市場の拡大活動は、州観光委員会(le comité régional du tourisme)との間で調整された方法で効果的に行っている。

オ 県観光委員会の資金源としては、国、州、県、市町村からの補助金とその他団体等からの寄付金、サービスに対する使用料、関連団体からの負担金等である。

(5) 市町村の権限

ア 市町村議会(le conseil municipal)は、議決によりツーリスト客のための情報提供や県観光委員会や州観光委員会と協力して行う市町村のツーリズムの振興等を任務とする観光事務所の創設を決定することができる。

イ 観光事務所は、当該地方のツーリズム振興の関係者の調整機関としての役割を持っている他、ツーリストの施設計画についても相談に乗ることが可能である。

ウ 観光事務所は、特に市議会の代表者の他、当該市町村内のツーリズム専門家、ツーリズム関係団体、ツーリズム愛好家等の代表者によって構成されている。

エ 市町村議会は、市町村内のツーリズム政策の準備と実施を観光事務所に任せることができる。

4 国の権限と役割

ここまで法律に沿って基本的な権限概要について紹介してきたが、ここから更に詳細に国と地方公共団体の権限と役割について紹介することとする。

農村ツーリズムにおける国の権限は、複数の省の間に分散している。例えば、観光省 (Ministère chargé du Tourisme)、農業省 (Ministère chargé de l'Agriculture)、国土整備地方開発局(Délégation à l'Aménagement du Territoire et l'Action Régional)、環境省 (Ministère de l'Environnement)、内務省 (Ministères de l'Intérieur)、青年・スポーツ省 (Ministère de la Jeunesse et des Sports)、文化省 (Ministères de la Culture)、労働省 (Ministère de l'Emploi)、国民教育省 (Ministères de l'Éducation Nationale)、経済・財政省 (Ministère de l'Economie et des Finances) 等である。そして、数多くの決定が、決定に関係する省で構成される各省間の委員会で協議されている。例えば、国土整備の省間委員会 (le Comité Interministériel d'Aménagement du Territoire)、農村振興整備省間委員会 (le Comité Interministériel de Développement et d'Aménagement Rural) である。

1989年以来、農村ツーリズムに関する国家の活動は、特に国土政策、農村ツーリズム

事業運営の手続き、農村ツーリズム事業の促進、農村ツーリズム関係者の研修、家族的なホテル経営の現代化、農村の遺産の活用に及んでいる。これらの活動は、国の策定する全国計画と州の策定する州計画との間の整合性を持つことを双方が保証する計画契約 (contrats de plan) に拘束されるか、または独立している。

計画契約以外の援助には、次のものがある。

- ・農村ツーリズム関連企業の創設、農家のツーリズム活動に利益となるような国税と社会保険に関する間接的援助
- ・ツーリズム設備改善計画 (les Plan d'Amélioration Matérielle Touristiques) や青年農業者基金 (la dotation aux Jeunes Agriculteurs) への特別援助
- ・地方公共団体(市町村・県)の基金(les dotations aux collectivités locales)、例えば設備総合基金 (Dotation Globale d'Équipement)、機能総合基金 (Dotation Globale de Fonctionnement)、ツーリズム市町村補足総合基金 (Dotation Globale supplémentaire aux communes touristiques)、7,500人未満の人口の市町村への特別基金 (dotation particulière aux communes)、農村振興基金 (Dotation de Développement Rural)
- ・補助金

関係する省によって管理され、農村ツーリズムの振興に使用される基金は次のとおり。

表 9 農村ツーリズム振興基金

管 理 省 名	基 金 名
観光省	ツーリズム関与基金(Fonds d'Intervention Touristique) ツーリズムの助言と革新への援助基金(Fonds d'Aide au Conseil et à l'Innovation Touristique)
環境省	生活向上省間基金(Fonds Interministériel pour la Qualité de la Vie)
青年・スポーツ省	スポーツ振興国民基金(Fonds National pour le Développement du Sport) 連合生活国民振興基金(Fonds National pour le Développement de la Vie Associative)
国土整備省(Ministère de l'Aménagement du Territoire)	国土整備省間基金(Fonds Interministériel pour l'Aménagement du Territoire) 農村整備振興省間基金(Fonds Interministériel pour le Développement et l'Aménagement Rural) 山岳自立振興省間基金(Fonds Interministériel pour l'Autodéveloppement de la Montagne)(Fonds Régionalisé pour l'Initiative Locale et l'Emploi)

資料；参考文献25

5 州の権限と役割

(1) 概要

地方分権に関する法律により、州に委譲された主な農村ツーリズムに関する権限は、農

村の施設への援助計画と州自然公園(les Parc Naturels Régionaux)に関することである。これらの権限は、計画契約の範疇の中で明らかとなっており、全国計画と整合性を図り、実行することとしている。その場合、国家の全国計画とともに契約の対象となる州計画を取り入れている。具体的には、次の権限を有している。

- ・農村ツーリズムに関して非常に重要な役割を果たしている州整備法人(Sociétés d'Aménagement Régional)の規定、管理、調整に関与すること。
- ・運河と河川港の創設
- ・環境省によって決定されるランク付けのある州自然公園の創設の許可。1991年には、国内に27の公園、調査中6公園となっている。財源負担率は、州40%、県27%、市町村20%、環境省13%となっている。

(2) 州観光委員会

1987年1月3日の州観光機関に関する法律(la loi du 3 janvier 1987 relative à l'organisation régionale du tourisme)においては、州議会(le conseil régional)の特権を受けた活動の手段としての州観光委員会(les Comités Régionaux du Tourisme)を規定している。州観光委員会の法的性格と構成は、州議会によって定められる。州観光委員会は、ツーリズムに関する研究、計画化、施設整備、商品化への技術的援助に関する州のツーリズム政策の実行の全部または部分を任せる州議会の依頼に応じて、ツーリズムとレジャー振興の州計画を入念に作り上げる。

州観光委員会の権限は大きく分けて3つある。

- ・州議会から委託された活動に従事すること。
- ・州内及び外国に向けての開発に関すること。
- ・州レベル、国家レベル、国際レベルにおけるツーリズム活動のための同委員会以外の機関との協会結成に関すること。

(3) 州の政策

州の政策といっても、州によって内容は異なっている。ここでは、フランスにある本土内の22州の内45%を占める10州に関しての州政策の調査結果についてみる。州計画は、5年の限定期間で策定されるが、それに先立って国家とともに計画契約の中で準備作業が行われる。計画契約の範疇にあり基本となる政策は次のとおりである。

- ア ツーリズムの拠点政策(9州が実施)
- イ ツーリズム関係者の育成と専門化(5州が実施)
- ウ ツーリズムに関する指導助言(7州が実施)
- エ ツーリズム提供サービス(施設改善等)の重視(8州が実施)
- オ 自然と歴史遺産の活用(3州が実施)
- カ 特別な空間(自然公園等)に利する政策(3州が実施)

(4) 州の援助内容

ア 宿泊設備と施設に関する支援(soutien aux hébergements et aux équipements)

宿泊設備と施設に関する支援は、それぞれ、100%、70%と高い割合を示していること

からわかるように、州にとっては、県と同様に重要な援助活動の一つである。この活動の一定部分は、計画契約に関連付けされている。州は、用地の広大な範囲の活用と的確な地理学上の拠点に集中する活動に関して介入している。

イ 宣伝活動(promotion)

州の宣伝活動については、70%の州が実施しており、州観光委員会を媒介として、外国市場に向けて行われている。この活動は、定期市、美術展、写真のキャンペーンのように多様な活動の再発見につながっている。州は、いくつかの異なった協力者（県観光委員会、観光事務所、観光協会案内所等）との活動によって提供される書類の一貫性を確保するため、例えば、共通のロゴマークを付けるなどの強化策を試みている。

ウ 研修(formation)

農村ツーリズムに関する研修は、しばしば州の活動の中に含まれているが、州は、職業訓練(実習の州計画、実習と職業訓練の州基金(fonds régional de l'apprentissage et de la formation professionnelle)等)を担当する当事者として地方分権法によって認識されている。研修は、時には計画契約の中に含まれている。例えば、受入地域のアシスタントのための研修への補助金に関することがそれである。

エ 研究(étude)

農林ツーリズムに関する研究に関与しているのは60%の州であるが、現実にはその数をはるかに上回っているのは確実である。その機能は、ツーリズム情報・研究ネットワーク(Réseau d'Informations et d'Études Touristiques)または州観光監視所(l'observatoire régional du tourisme)に備えられている。1991年には、州の経済観測に22州のうちの17の州観光委員会が参加している。第9次経済計画(1984-1988)においては、職員の臨時職員化について、ツーリズム情報・研究ネットワークが研究対象としている。特に州観光委員会は、経済観測を検討する情報資料の収集の領域では重要な役割を果たしている。

表 10 州の援助内容

関与の内容	州の数	割合%
宿泊設備への支援	10	100
宣伝	8	80
施設整備	7	70
研修	7	70
指導助言	6	60
有力な拠点整備	6	60
研究	6	60
遊歩道	5	50
商業化	5	50
生産活動	4	40

資料；参考文献25

オ 遊歩道(randonnée)

遊歩道は、州の半数が関与の対象としている。ツーリズムの拠点、受入地域、海岸等の空間には、より活用度を高めるために遊歩道が整備されている。ハイキング道の改修、または、テーマ毎の周遊路の開発に対しても計画契約以外であっても補助金交付を行っている。

カ 生産活動(production)

40%の州が州開発会社等の生産活動への援助を行っている。その生産工程と一定の地域の活性化を目指す場所の配置に関する企業立地等への補助金である。また、ツーリズムの拠点として定められた場所での生産活動への援助もある。

キ 商業化(commercialisation)

市場に出された土地に関しては、身を乗り出す州はほとんどない。従って、県がレジャー受入の予約部を配置していることに、注意を向けなければならない。これに関する援助は、配置のネットワークを企画する専門家への補助金としてしばしば現れる。それにもかかわらず、1991年には、16の州ツーリズム委員会がツーリズムの商業化の技術援助を行っている。ここでの複数の対応をみると、配置の方法、ガイドブックの発刊、生産工程への援助の範囲内で、ツーリズムの生産活動の統合を引き合いに出して行っている。

(5) 州の関与(援助)財源

1991年の国家観光評議会 (Conseil National du Tourisme) の研究によると、州の農村ツーリズムに関しての予算は、8億5,690万フラン(約171億円)で、1州平均で3,900万フラン(約7億8千万円)となっている。

州観光委員会に振り分けられた予算は、調査対象の本土内全部の22州でみると、500万フラン(約1億円)未満が4州、500万フランから1千万フラン(約1億~2億円)未満が9州、1千万フラン(約2億円)以上は8州観光委員会となっている。

州のツーリズム予算に占める援助の割合を援助項目で表したのが表11である。施設整備と広聴広報・宣伝で9割を占め、そこに重点が置かれていることがわかる。

表 11 州のツーリズム予算の援助内容による割合

援 助 内 容	ツーリズム予算に占める割合
施 設 整 備	62.21%
広聴広報・宣伝	30.34%
研 修	0.66%
研 究	1.46%
活 性 化	1.29%
そ の 他	3.94%
合 計	100.00%

資料；参考文献25

(6) 州の施設整備補助予算内訳

州の施設整備援助予算をまとめたものが表12である。総体的にみて、州の補助制度は、県のそれと比較すると重要度は低い。州の補助制度で特徴的なのは次の点である。

- ・キャンプ場・オートキャンプ場やバカンス村のように比較的規模の大きい基盤施設整備について多額の補助をしていること。
- ・すでに一般的に知られている貸家民宿、農家キャンプ場等の各種民宿等への補助であること。
- ・民宿村やキャンプ場等の公営のものについては、県レベルと同様に補助を行っていること。
- ・州の補助条件は、県レベルのものとはほとんど同じである。
- ・例外もあるが、計画契約に関連している地域であることが必要である。
- ・州の補助を容易にするのは、特に民宿については、全国レベルの連盟、協会組織加盟者についてである。
- ・県が補助している場合に追加となる州の補助については、21州で可能としているが、認めない州が一つだけある。

表 12 州の施設整備補助内訳

区 分	補助率；%		補助金交付限度額；フラン	
	平均補助率	補助率の下限-上限	平均限度額	限度額の下限-上限
貸家民宿(Gîte rural)	32.8	15-50	43,500	15,000-90,000
農家キャンプ場(Camping à la ferme)	31.6	15-50	44,600	18,750-90,000
子供民宿(Gîte d'enfant)	31.0	15-50	40,000	18,750-90,000
簡易民宿(Gîte d'étape)	30.8	15-50	84,750	18,750-180,000
貸室民宿(Chambre d'hôtes)	30.0	15-50	32,000	7,000-60,000
キャンプ場・オートキャンプ場(Camping-Caravaning)	28.7	20-40	244,000	80,000-450,000
バカンス村(Village de vacances)	27.5	15-35	1,305,000	500,000-3,500,000
民宿村(Village de gîtes)	27.5	20-35	462,500	50,000-875,000
プチホテル(Petite hôtellerie)	24.7	15-37.5	293,000	80,000-750,000

資料；参考文献25

6 県の権限と役割

(1) 概要

県は、国土整備州計画に関すること及びツーリズムについての受入、活性化、レジャーに関しての意見を表明する。そこでは、県計画や遊歩道の道程の決定と修正をしなければならない。ツーリズムに関する特別の権限は次のとおりである。

- ・農業ツーリズムに関する融資や施設の補助計画の策定
- ・設備総合基金(Dotation Globale d'Équipement)による農村の宿泊施設への補助配分と農村ホテルの現代化という項目での政府の投資的補助金の配分

(2) 県観光委員会

県観光委員会(le Comité Départemental de Tourisme)は、ツーリズム政策を実行するための県議会(le Conseil Général)の執行手段として、非常に重要な役割を果たしている。更に、観光省が県内に省の代表者を持たないことに注意を向けなければならない。県観光委員会は、州のツーリズム機関に関する1987年1月3日の法律によって設立され今日に至っている。1992年12月23日のツーリズムの領域における権限配分法は、多少の差はあるが明確に県の権限を定めている。

その内容は、まず一般的に県毎に策定する県の政策に関する点である。県議会は州計画の中にある方針を考慮に入れてツーリズム整備計画を策定する。県観光委員会は、県のツーリズム政策を実行する準備をしなければならない。その場合、県に関係する当事者及び州とも協力してそれを実現している。

(3) 県の政策

県の半数以上は、ツーリズム政策を数年の期間の計画で策定している。10年かそれ以上の期間で農村ツーリズムに関する特別地域の計画を策定している場合や毎年計画を策定している県も2県ある。しかし、一般的には計画期間は3年から6年となっている。

県のツーリズム政策は、数年の期間の計画の中で策定することになっている。1992年12月23日の法律は、県の計画に対して法的地位を与えることになった。提案された活動の主なものは、施設関連、整備関連、生産活動関連、宣伝活動関連、事業配分、連絡に関するものである。

(4) 県の関与(支援)政策

・県の政策の中心となっているのは、県の7割が優先的に実施している宿泊設備と諸施設への支援である。宿泊設備への支援は、その利用をより広く経済的にするために最初に取りべき方法としての認識がある。具体的には、貸家民宿、貸室民宿、簡易民宿等への補助金交付である。また、1/4の県では、県の義務的権限のひとつであるハイキング道計画による施設整備を行っている。

・半数の県が優先的に実施している政策としては、宣伝活動に関する政策である。スポンサーの支持を得ての各種テーマによる宣伝キャンペーン、ガイドブックの刊行、定期市、展示会への参加などによってジャーナリズムや旅行代理店等に積極的にアピールし、その宣伝効果を上げようといった政策である。

・活性化政策については、宣伝方法の一つとして考えられており、展示発表会の企画とか文化、スポーツに関する公的及び私的な展示発表会への補助金交付を行っている。

・拠点となる地域への政策は、1/4の県が優先的に実施している。

・県の協力者との交流政策は、1/4の県が優先的に実施している。これは、具体的には、県観光委員会または州観光委員会との協力者としての各種公的及び私的連盟及び協会とのガイドブックやパンフレット等の相互交換や会議の開催による相互の経験の披露によって

相互の利益を高めていくといったものである。

- ・商業化政策については、県の権限としてすでに知られているが、数年前から優先的政策ではなくなっている。代わってその点についての代表的なジット・ド・フランス全国連盟が民宿の予約サービス、宿泊施設、出版物等の商業化を担うようになっている。

- ・ツーリズム関係者への研修と会議に関する政策を優先的に実施している県は少数派である。政策の内容は、ツーリズムにおける利用客に対する歓待技術とツーリズム全体の活性化のための研修の企画、その実施に対する補助金交付である。研修は、観光事務所・観光協会案内所(Office du Tourisme・Syndicat d'Initiative)の職員や民宿経営者等に対して行われる。時には、研修に参加することが民宿経営実現のための補助金交付の条件になっている場合がある。

- ・ツーリズムに関する標識の政策についても優先的に実施している県は少ない。政策内容は、市町村に対する全県下統一した標識の設置に対しての補助金交付である。また、約1割の県が標識の県計画を策定している。

- ・環境政策については、現在流行しているテーマであるが、全国的にみて必ずしも優先的に実施されていず、冬季オリンピックの開催されたアルベールビル(Albertville)を有するサボア(Savoie)県のみが、すでに以前から重要性を認め優先的に実施しているのが目立っている。

- ・ツーリズムの研究と生産活動政策についても、優先的に実施している県は少ない。県は、前もって施設整備計画の実現可能性等の研究を実現するか、または研究成果の実現化のために特別に市町村に補助金交付を行っている。

- ・総体的にみると、県は農村ツーリズムの振興についての数多くの政策を実施している。その場合、あらかじめ戦略を練られた政策が明確により強力に実施されている。全ての政策が効率的にその地方の社会経済的な効果を目指している点も見逃せない事実である。

(5) 県の農村ツーリズム関連予算

ここで紹介する数値については、21県を対象にしたものであるので、あくまでも傾向としての把握に留めていただきたい。表13を見てみると約5割を占めているのが施設整備であり、宣伝活動に関する政策が約2割強となっている。全体的にみると次のように指摘される。

- ・県議会の平均ツーリズム予算は、1千万フラン(約2億円)である。400万フランから2,800万フランにあるのが7県ある。

- ・ツーリズム関連投資平均援助額は、500万フラン(約1億円)である。140万フランから1,200万フランにあるのが13県となっている。

- ・宿泊施設への平均補助額は、130万フラン(約2,600万円)である。20万フランから290万フランにあるのが12県となっている。

表 13 県のツーリズム予算の関与(援助)内容による割合

援 助 内 容	ツーリズム予算に占める割合
施 設 整 備	49.73%
宣 伝	23.40%
研 修	0.06%
研 究	2.03%
活 性 化	7.35%
そ の 他	16.56%
合 計	100.00%

資料；参考文献25

(6) 宿泊施設への県補助金制度の特徴

ここでは、施設整備の内訳を宿泊施設について表14を参考にしながらみてみることにする。

- ・1993年においては、県の補助は平均で6種類の宿泊施設に行われている。
- ・最も重点が置かれているのは、ランク分けされた貸家民宿、市町村営の民宿、貸室民宿である。
- ・民間よりは負担が重く、社会的にも重要なキャンプ場・オートキャンプ場、バカンス村、民宿村のような公的宿泊施設に重点が置かれている。他の種類の大部分は、民間所有の宿泊施設である。
- ・農家経営の農家レストランや農家キャンピングについては、十分な優遇補助が行われている。
- ・民宿等の新たな創設については、しばしばより多くの補助がなされている。数年前から存在しているキャンプ場、ホテル、貸家民宿、市町村営民宿などについては、現代化に向けての補助が行われている。
- ・県の補助条件としては、その品質と信頼性の高い全国的な連盟、協会組織に加盟していること、例えばこれに該当し、今日その半数以上を占めているジット・ド・フランス全国連盟に加盟していることが条件となっている。また、ランクとしては2つ穂か3つ穂が必要条件となっている。
- ・工事の日程、経費見積、資金計画等の補助金関係書類の整備、工事前の専門家の下見、研修への参加等が補助条件となっている。
- ・補助内容は、県毎に異なっており、補助率では最低10%から最高60%までとなっている。ジット・ド・フランス全国連盟と「農家へようこそ」ネットワーク加盟の場合の7種類の宿泊施設等は、28.3%から32%と他のキャンプ場、ホテル、貸室・貸別荘等の宿泊施設と比較し優遇されている。

表 14 県の宿泊施設に対する補助内容

区 分	補 助 率；%		補助金限度額；フラン	
	平均補助率	最低補助率—最高補助率	平均限度額	最低限度額—最高限度額
簡易民宿	32.0	15-60	51,400	10,000-125,000
農家キャンプ場 自然区域(Aire naturelle)	30.7	15-50	18,000 32,000	5,000-48,000 10,000-82,000
貸室民宿	30.5	10-50	12,200/1室	3,000-51,000/1室
子供民宿	30.1	10-50	35,000	12,500-69,000
農家レストラン	29.9	10-50	46,700	20,000-100,000
貸家民宿	28.8	15-50	35,000	9,000-125,000
市町村営民宿 (Gîte communal)	28.3	15-50	46,900	9,000-160,000
貸室・貸家別荘 (Meublé)	28.0	20-30	30,000	7,000-64,000
民宿村	28.0	15-35	251,000	43,200-770,000
キャンプ場・オー トキャンプ場	26.0	15-50	137,000	20,000-350,000
プチホテル	24.3	15-60	136,500	15,000-500,000
バカンス村	24.0	10-40	496,000	80,000-1,500,000

資料；参考文献25

(7) 他の施設に対する県補助金制度の特徴

他の施設への補助金に関しては、データが少ない。この領域に関しては、県の関与が元々少ないか、または、施設そのものが多目的で農村ツーリズムのための固有の施設としては考慮されていないことにより、情報が得にくいといった状況がある。施設関連投資は、一般的には重要であり、資金負担の重い投資も必要である。以下施設毎に特徴を紹介する。

ア ハイキング道(les sentiers de randonnée)

- ・補助工事内容；整備費、維持費、周辺の活用費
- ・平均補助率；52%(最低25-最高100%)
- ・補助金限度額；72フラン—300フラン/km

イ レジャー区域と水面(les zones de loisirs et les plans d'eau)

- ・補助工事内容；整備費と設備費
- ・平均補助率；34.5%(最低10-最高60%)
- ・補助金限度額；12万フラン—160万フラン

ウ 小規模施設(les petits équipements)(プール・ミニゴルフ場・テニスコート等)

- ・補助工事内容；新設費と改修費

- ・平均補助率；27%(最低10・最高45%)
- ・補助金限度額；1万8千フラン-18万2,500フラン

エ ピクニックエリアと森林エリア(les aires de pique-nique et les aires d'accueil en forêt)

- ・補助工事内容；新設費と維持費
- ・平均補助率；37%(最低20・最高60%)
- ・補助金限度額；1万6千フラン-9万フラン

これらの他に、船舶の停留地、レジャーと宿泊に関する複合施設、建物の照明等の補助整備事業もある。

7 市町村(les communes)と市町村連合組織(groupements de communes)の権限と役割

市町村、県、州及び国の権限配分に関する1983年1月7日と7月22日の地方分権法は、ツーリズムを特別な領域として考慮しているわけではない。ランク付けされた施設のように、国から特別にまたは、補足的に補助を受けるべき資格を与えられている市町村には、特別な権限が委譲されている。

ツーリズム関連組織の中で、大きな期待を担っているのが、多くの市町村によって構成される連合組織である。これには、市町村間の選択式・多目的事務組合(syndicats intercommunaux à vocation unique ou multiple)、混成事務組合(syndicats mixtes)、広域市町村区(districts)、市町村共同体(communautés de communes)、協会(associations)等がある(フランスでは、先の述べたとおり人口規模の小さい市町村が非常に多いため、これら市町村間広域行政組織が非常に発達している。広域行政組織の詳細については、当協会既刊「フランスの地方行財政のあらまし」(1992年)を参照されたい。)

これら連合組織は、観光案内所(pays d'accueil touristique)、州自然公園(parc naturel régional)の振興整備に関する市町村間の取り決めである憲章の実施に貢献している。

ツーリズムに関する市町村及び市町村連合組織の関与については、特にキャンプ場、民宿、バカンス村等の宿泊施設及び直接的方法によって実現され投資の9割を占めている公的施設(ゴルフ場の1/3は市町村によって設立されている。)において目立っている。

市町村は、ツーリズムの促進と商業化に関連して、特に観光事務所(Office du Tourisme)と観光協会案内所(Syndicat d'Initiative)のツーリスト受入機関への補助を行っている。また、市町村は、祝祭等の市町村間委員会を通して直接的にツーリズムの活性化に大きく貢献している。

予算でみると、市町村は、ツーリズム予算の83%に相当するツーリズムの空間政策の資金の25%を出資している。また、建物等過去の遺産の活用に関して、市町村はツーリズム予算の10%に相当する当該資金の8%を出資している。

このほか市町村の特徴ある活動としては、1970年代からツーリズム関連事業に対する新組織への参加である。この新組織とは、他の事業主体と地方公共団体との連合による混合経済会社(Société d'économie mixte; S.E.M)である。市町村は国土管理に関するこの組織の中では最も参加が目立っている。全国的にみると、混合経済会社の72%に市町村、18%に県、16%に市町村間連合組織、4%に州が構成メンバーとなっている。

8 総括

これまで、農村ツーリズムに関しての国、州、県、市町村の異なったレベルでの権限と役割について紹介してきた。ここではこれまでの内容を総括してみることとする。

(1) 国と地方公共団体の役割

国と地方公共団体の役割の概要がわかるようにした表15を参考にして説明を進める。

表 15 国家と地方公共団体の農村ツーリズムにおける役割

役割内容	市町村	県	州	国
受入(Accueil)	☆☆☆	☆☆		
活性化 (Animation)	☆☆☆	☆☆	☆	
生産活動 (Production)	☆☆	☆		
商業化 (Commercialisation)	☆☆	☆☆☆	☆	
宣伝 (Promotion)	☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆
投資援助(Aide à l'investissement)	☆☆	☆☆☆	☆☆	☆
研修 (Formation)		☆	☆☆☆	☆☆☆
助言(Conseil)		☆	☆☆	☆☆
研究(Etude)		☆	☆☆	☆☆☆
調整 (Coordination)	☆	☆	☆	☆☆
経済計画 (Planification)		☆	☆☆	☆☆☆
法令の制定 (Réglementation)				☆☆☆

ア その役割内容が空間的、時間的に近接した地方公共団体であるがために割り当てられている場合についてである。

これに該当するのは、市町村が主体となって実施しているツーリストの受入、ツーリズム事業の活性化、ツーリズムに関する生産活動などである。この役割は、観光事務所と観光協会案内所によって実施されている。県や州はツーリズムの宣伝活動の企画(l'organisation de manifestations touristiques)に関与している。同様の考えから、ツーリズムの商業化については県の特権領域となっている。

イ 最高レベルの機関によって実施される役割についてである。

これは、国家の特権領域となっている経済計画策定権と法令の制定権がある。州も計画契約と州ツーリズム・レジャー計画における事業計画の策定権を持っている。同様に国は、ツーリズム関係者の育成研修と指導助言に関して重要な役割を持っている。国の政策を策定し、各機関の方向性を示し、公的及び民間の主導機関の調整を効果的に実施しなければならない。その場合、国は計画契約を通していくつかの点で州と連携を図りながら実施していくのが通常である。

ウ ツーリズムの開発と投資(宿泊施設・施設の整備)への支援である。

この支援は、その規模によって各々の地方公共団体の役割が決まっている。ツーリズムの開発については、国、州、県、市町村連合組織、市町村がそれぞれ独立して重要性を担っている。

国、州、欧州連合の投資への支援については、計画契約と欧州連合の政策の中で調製される。しかしながら、州はこれ以外の関与の可能性も持っている。同様に、州レベル、県レベルにおいても時には実行される。援助の多様性と選択された一貫性の欠如は、各レベルにおいて公共投資の大きな分配をもたらすことになる。市町村は、他の団体の関与(宿泊施設への補助金)と連携を取るようになる。というのは、主な建設工事に関して市町村は、一般的に直接投資しているからである。

エ 関与する二つの領域での調整の不足は、各々が合法的に行っている関与活動の国土の各レベルにおける競争を顕在化させることになる。関与の一貫性と有効性の調査を行うことによって、その政策の関心をよく理解させるための政策の表示が必要となってくる。

(2) 国と地方公共団体の関与方法

農村ツーリズムにおける国と地方公共団体の関与方法については、施設、開発事業、商業化ネットワーク等に対する管理、創設、補助金交付等様々である。ここでは、主に建設工事として現れる直接投資と補助金交付、借金の保証、貸付金等となって現れる間接投資について表16を参考にみる。

表 16 国家と地方公共団体の投資内訳(1987)

区 分	直接投資		間接投資		合計；千フラン
	投資額；千フラン	投資比率；%	投資額；千フラン	投資比率；%	
市町村	1,436,054	98.0	30,636	2.0	1,466,690
県	65,235	42.0	89,952	58.0	155,187
州	7,308	8.0	89,747	92.0	97,055
国家	6,036	4.4	133,127	95.6	139,163
合計	1,514,633	81.5	343,462	18.5	1,858,095

資料；参考文献25

これを見てまずわかるのは、先に述べた事と関連付けて市町村が宿泊施設や施設に主に直接投資していることと、市町村から県、州、国と管轄区域のレベルを上げることによって直接投資の比率が増加していることである。

次にこの間接投資の内訳を表17でみると、補助金によるものが7割強を占めている。補助金制度というのは、国と州の計画契約の中、国と欧州連合の基金の中、県と州の援助計

画の中のいずれにおいても大変実用的な間接投資の方法となっている。補助金の移転は、国や市町村、県に支払われる資金の仲介者を通して実行される。従って、総体的に言えるのは、市町村の投資は除けば、ツーリズムの発展のための公的関与は、補助金による間接投資の方法を取って行われるということである。

表 17 間接投資の内訳(1989)

区 分	投資比率%
補助金	72.5
貸付金	7.8
借入金保証金	7.3
その他	12.4
計	100.0

資料；参考文献25

次に、これら関与の受益者は、民間団体より公的団体の方が多くなっている。具体的には、それは市町村や市町村連合組織であり、主として建設工事に対する補助金を県や州や国などの他のレベルの団体から受けている。県や州の援助は、民間というよりは、公的団体により多くなっている。補助金の支給限度額と支給比率も一般的には公的団体に厚くなっている。補助条件も民間にはより厳しいものとなっている。補助金の支給は、一般的に工事終了後で、それは計画契約、欧州連合、県、州のいずれの場合も同様である。また、工事の契約は、補助金支給の承認が得られる前にはいけないことになっている。補助金の取得期間は一般的に長く、12か月から18か月に及んでいるので、その間は銀行からの貸付金で対応することになる。

(3) 国家と地方公共団体等における組織体制

これまで、農村ツーリズムに関連する組織についても紹介してきたが、ここでは一部重複するがその中心となっている組織名、根拠規程等、主な業務内容を表18にまとめてみた(資料；「Tourisme vert」Ministère de l'Agriculture et de la Pêche1995)。

(4) 農村ツーリズム振興組織

フランスにおいては、表18にあるように、様々な機関、組織が農村ツーリズムの振興に関わっている。フランスの振興組織の特徴は、国や地方公共団体の他、非営利目的の協会組織が非常に発達していることである。これは、国や地方公共団体から公認された場合、補助金を受け取ることができるという利点を有しているからである。1985年の時点で50万の協会組織数に、2千万人の加盟者が存在している。農村ツーリズムの分野においては、特にその果たしてきた役割は大きい。ここでは、その中から最も代表的な協会組織及び今後益々振興への貢献が高まると予想される関連組織を取り上げることとした。

ア 農村ツーリズム協会(l'association Tourisme en Espace Rural:T.E.R)

この協会は、非営利目的のいくつかの異なる組織、ジット・ド・フランス全国連盟(Gîtes de France)、ロッジ・ド・フランス全国連盟(Logis de France)、ファミリー・バカンス村協会(Villages-Vacances-Familles)、緑の休暇地連盟(les Station vertes)、農産物宣伝普

及委員会連盟(la Fédération des comités de propagande et d'expansion des produits agricole)等が、共通して持つ宿泊施設への関心やその活動を活かし、都市住民を農村に向かうようにするために1971年に設立された。その後メンバーを増やし、現在、協会には関連各省、地方公共団体、銀行、ツーリズム、レジャー関係団体等多くの組織が名を連ね、ツーリズムに関する調査研究、関連組織の情報交換の場としての役割、1986年のヨーロッパ農村ツーリズム振興組織(E. U. R. O. T. E. R)の発足などフランスの農村ツーリズム振興組織の中心的存在となっている。

イ 国立農村ツーリズム情報センター(Centre National de Ressources du Tourisme en Espace Rural)

このセンターは、農水省(le Ministère de l'Agriculture et de la Pêche)、環境省(le Ministère de l'Équipement)、運輸・観光省(le Ministère des Transports et du Tourisme)、国土整備地方開発局(la Délégation à l'Aménagement du Territoire et à l'Action Régionale;D.A.T.A.R)、農村ツーリズム協会(l'association Tourisme en Espace Rural;T.E.R)の関係各省、協会の主導により1991年に設立された。ここには、農村ツーリズムに関する全ての情報が集められ、必要があれば誰でも迅速に情報を得ることが可能となる農村ツーリズム情報の殿堂である。

場所は、パリではなく、レストラン・ホテルのガイドブックやタイヤ製造業で知られるミシュラン(Michelin)社が創業以来の本社を構えているオーヴェルニュ(l' Auvergne)地方のクレルモン・フェラン(Clermont-Ferrand)にある。

ウ 全国観光事務所及び観光協会連盟(Fédération Nationale des Offices de Tourisme et Syndicats d'Initiatives;FNOT-SI)

フランスの市町村には、観光事務所と観光協会が共存しているが、ここではその両組織についての説明を行いたい。

観光協会(les syndicats d'initiative)は、1889年にグルノーブルで創設されたのが始まりである。その後1901年7月1日の法律「協会に関する法律(Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association)」に基づき、非営利目的の協会としての地位を獲得した。創設後すでに1世紀以上の歴史を持っている。会員からの会費のほか、市町村からの補助金が主要な財源となっており、市町村議会議員、企業、地方協会等と緊密に協力しながら、ツーリストに情報提供したり、市町村の活性化、開発に貢献している。

この観光協会の全国組織として1921年に設立されたのが、「全国観光事務所及び観光協会連盟(Fédération Nationale des Offices de Tourisme et Syndicats d'Initiatives;FNOT-SI)」である。下部組織には26の州連盟及び95県連合があり、県連合への加盟が認められることにより初めて「観光協会」の名称を使用できる。同時に州連盟、全国連盟への加盟が自動的に認められる。観光協会には、全国連盟が活動内容に応じて「4つ星観光協会」(年中無休、数カ国語を話す職員がいる。)から「星なし観光協会」(観光シーズンのみオープン)までの5ランクに分けられている。「星なし協会」から「3つ星協会」までを県連合、「4つ星観光協会」を全国連盟が認定する仕組みになっている。2つ星以上(有給職員を一人以上雇用が条件)の認定を受けた観光協会は、所属する県連合に対して、県地方長官(国の出先機関の長)へ認可の申請を求めることができる。県地方長官は、県観光委員会の答申に基づき、

認可の決定を下すことになるが、それにより初めて当該観光協会は「観光事務所(Office de Tourisme : OT)」の名称を使用できるようになる。

観光事務所は、1964年7月10日の法律により商工業への関与の性格を持った公施設法人(établissement public à caractère industriel et commercial)の地位を伴って創設された。その果たすべき任務は大きく、ツーリストへの情報提供やツーリズム活動促進だけでなく、祝祭行事の企画と実施、スポーツ・娯楽施設等の管理も行っている。

ここで注意したいのは、この場合においても、引き続き観光協会の名称を継続使用することが推奨されているので、「観光事務所兼観光協会(Office de Tourisme et Syndicat d'Initiative : OT-SI)」として活動する観光協会が多数を占めていることである。1990年2月1日現在の観光協会の数は、4つ星が45箇所、3つ星は198箇所、2つ星が749箇所、1つ星が1,108箇所、星なしが1,017箇所、全部で3,117箇所となっている。従って、注目したいのは、この観光協会の過半数はその活動を地域のボランティアによって支えられていることである。こうした観光協会等の活動による取扱人数は、1990年において国内外2,630万人のツーリストで、その内740万人は外国人であった。

表 18 国家・地方公共団体等の組織体制

国家レベル	州レベル	県レベル	郡レベル	市町村レベル
・農業・水産省 (Ministère de l'Agriculture et de la Pêche) ・観光 (Ministère chargé du Tourisme) ・観光事務所・観光協会案内所全国連盟 (Fédération Nationale des Offices de Tourisme et Syndicats d'initiative) ・県観光委員会全国連盟 (Fédération Nationale des Comités Départementaux du Tourisme) ・州観光委員会全国連盟 (Fédération Nationale des Comités Régionaux du Tourisme) ・フランス緑の休暇地連 (Fédération Française des Stations Vertes de Vacances et des Villages de Naïge) ・もてなしの里全国連盟 (Fédération Nationale des Pays Naturels de France) ・自然公園全国連盟 (Fédération Nationale des Parcs Naturels de France) ・環境入門常設センター全国連合 (Union Nationale des Centres Permanents d'Initiation à l'Environnement) ・レジャー・もてなしサービス全国連盟 (Fédération Nationale des Services Loisirs Accueil) ・農村ツーリズム協会 (Tourisme en Espace Rural)	・州観光委員会 (Comité Régional du Tourisme) ；州議会の執行機関 〔州ツーリズム事業の企画・活性化・調整、州のツーリズム促進〕 ・州観光代表部 (Délégation Régionale au Tourisme) ；観光省の州出先機関 〔州における国家政策の実行、州のツーリズム関係者との連携協議、州のツーリズム振興計画の分析・調査、ツーリズムに関する経済観測〕 ・州農林局 (Direction Régionale de l'Agriculture et de la Forêt) ；観光省・農業会議所協定による州出先機関 〔県・市町村等・ツーリズム関係者の指導助言、各種計画の分析・調査〕	・県観光委員会 (Comité Départemental du Tourisme) ；県議会の執行機関 〔レジャー・ツーリズム関係者の調整と活性化、県の重要方針の策定、ツーリズム関係者の研修、ツーリズム施設の開発振興〕 ・レジャー・もてなし予約サービス部 (Service de Réservation Loisirs-Accueil) ；県の内部憲章組織 〔県のツーリズム商品の収集提供、ツーリズム市場発展のための情報提供指導助言〕 ・県農林部 (Direction Départementale de l'Agriculture et de la Forêt) ；観光省・農業会議所協定による県出先機関 〔市町村等ツーリズム関係者の指導助言、各種計画の分析・調査〕	・ツーリストもてなしの里 (Pays d'Accueil Touristique) ；国家憲章による組織 〔国家憲章における地域振興計画の策定、ツーリズム商品の企画、地方公共団体・協会等職員の調整と研修、ツーリズム各種証明書手続き、自然・建物・文化遺産の活用〕 ・地方自然公園 (Parc Naturel Régional) ；国家と地方公共団体公認憲章による組織 〔自然・建物遺産・無形遺産の維持活用、環境重視経済振興、地方ツーリズム団体の調整、ツーリズム商品の産出〕 ・環境入門常設センター (Centre Permanent d'Initiation à l'Environnement) ；環境省公認憲章による組織 〔環境保護意識の高揚、環境活用事業の振興、ツーリズム商品の産出〕	・観光事務所・観光協会案内所 (Office de Tourisme et Syndicat d'Initiative) ；ランク付け憲章 〔受入、情報、受入施設の管理〕 ・緑の休暇地 (Station verte de vacances et village de neige) ；品質憲章による組織 〔ツーリスト滞在形態企画、受入、宿泊、レストランリジャー等各种サービス提供〕 ・ランク付けされた観光市町村 (Commune touristique - Station classée) ；国家によって規定された観光基金による条件によりランク分けされた市町村 〔宣伝企画、アトラクション、受入、活性化〕

9 国家と地方公共団体の民宿等経営支援制度

(1) 補助金制度

民宿経営に関しての補助金制度は、当初は農業省からのものであった。しかしながら、1982年3月2日の「市町村、県及び州の権利と自由に関する法律」及びそれに続く一連の国と地方公共団体との関係の改革である地方分権に関する改革法の制定により、国からの補助金は地域開発などの大きなプロジェクトに向けられ、個人に対する補助金は州議会(le conseil régional)と県議会(le conseil général)が交付することとなった。その内容については、州議会や県議会によって様々であるが、ここでは、一つの例として世界的に有名なワイン産地ボルドー地方を管轄するジロンド県の例について紹介する。補助金を受けることができるのは、国家公認の民宿連盟(協会)等の基準を満たしているジット・ド・フランス全国連盟や「農家へようこそ(Bienvenue à la Ferme)」ネットワークに加盟を認められた民宿等に限定している。

ア 貸家民宿

(ア) 貸家民宿新設

2つ穂貸家民宿の新設の場合、民宿の支給対象工事費上限額15万フラン(約300万円)に対して、補助率35%で補助金交付上限額52,500フラン(約105万円)となっている。

3つ穂貸家民宿の新設の場合、民宿の支給対象工事費上限額20万フラン(約400万円)に対して、補助率40%で補助金交付上限額8万フラン(約160万円)となっている。

(イ) 貸家民宿改修

4つ穂貸家民宿の改修の場合、民宿の支給対象工事費上限額20万フラン(約400万円)に対して、補助率30%で補助金交付上限額6万フラン(約120万円)となっている。

(ウ) 庭、駐車場等の外部環境改修

庭、駐車場等外部環境改修の支給対象工事費上限額2万5千フラン(約50万円)に対して、補助率35%で補助金交付上限額8,750フラン(約17万5千円)となっている。

(エ) 森林周辺の民宿

森林周辺において民宿を新設、または改修する場合、いずれの場合も上記の補助率に加えて15%の上乗せが認められている。

イ 貸室民宿

(ア) 貸室民宿新設

2つ穂貸室民宿の新設の場合、1寝室当たりの支給対象工事費上限額3万フラン(約60万円)に対して、補助率35%で補助金交付上限額1万500フラン(約21万円)で、最高5寝室まで認められている。

3つ穂貸家民宿の新設の場合、1寝室当たりの支給対象工事費上限額3万フラン(約60万円)に対して、補助率40%で補助金交付上限額1万2千フラン(約24万円)となっている。

(イ) 庭、駐車場等の貸室民宿の外部環境改修

庭、駐車場等外部環境改修の支給対象工事費上限額2万5千フラン（約50万円）に対して、補助率35%で補助金交付上限額8,750フラン（約17万5千円）となっている。

(ウ) 森林周辺の貸室民宿

森林周辺において貸室民宿を新設、または改修する場合、いずれの場合も上記の補助率に加えて15%の上乗せが認められている。

ウ 子供民宿

1ベットについて支給対象工事費上限額3万フラン（約60万円）を限度として、35%の補助率で補助金交付上限額1万500フラン（約21万円）を交付できることとしている。

エ グループ簡易民宿

1ベットにかかる工事費1万5千フランを限度として、支給対象工事費総額上限額20万フラン（約400万円）に対して、35%の補助率で補助金交付上限額7万フラン（約140万円）を交付できることになっている。

オ 農家キャンプ場

支給対象工事費上限額6万フラン（約120万円）に対して、35%の補助率で補助金交付上限額2万1千フラン（約42万円）を交付できることになっている。

カ 農家レストラン

支給対象工事費上限額10万フラン（約200万円）に対して、20%の補助率で補助金交付上限額2万フラン（約40万円）を交付できることになっている。この補助金の交付対象は、農業経営者に限定している。

キ 補助金交付順守事項

これらの補助金交付を受けるためには、次の順守事項を守らなければならない。

(ア) 民宿経営者は、県の補助金交付決定前に工事を発注しないこと。

(イ) 10年間は、同全国連盟の加盟民宿として、経営を継続すること。

(ウ) 上記(1)、(2)の補助金交付を受けるためには、5年間は予約サービスに義務として加盟しなければならない。

ク その他相談事項

県の建築・都市計画・環境審議会 (le Conseil d'Architecture d'Urbanisme et d'Environnement) は、民宿の整備に関する全ての計画に対して、相談に乗ることになっている。また、市町村役場の中にも恒常的に建築技師が無料で相談に乗っている。

(2) 税制上の優遇制度

民宿経営者には、その運営に係る税金に関して優遇措置が取られている。農業従事者と

それ以外の者では優遇内容が相違しており、農業従事者にはより厚い優遇措置が取られている。

ア 国 税(impôt)

(ア) 所得税(l'imposition des revenus)

民宿経営による収入は、商工業による収益とみなされて所得税が課せられる。農業従事者以外の者の場合は、年間売上高が7万フラン（約140万円）以下の場合は、その50%を控除した金額を収益として申告することができる。

農業従事者の場合は、年間売上高が15万フラン（約300万円）を超えなければ、その50%を控除した金額を収益として申告することができる。更に、民宿経営による売上高が20万フラン（約400万円）を超えず、かつ農業収入に占める割合の30%を超えなければ、民宿経営による売上高と農業収入とを合算して、その合計額の50%を控除した金額を収益として申告することができる。

(イ) 付加価値税(Taxe sur la Valeur Ajoutée : T.V.A)

貸家民宿の賃貸料に対しては、原則として付加価値税は免除される。その他の民宿については課税され、その課税率は、宿泊費に対しては5.5%、食事料金については18.6%となっている。ただし、年間の付加価値税総額が、7万フラン（約140万円）を超えない場合は免税される。

イ 地方税(les impôts locaux)

(ア) 住居税(taxe d'habitation)

住居税の課税客体は、居住用の家屋であり、貸家民宿については、経営者の個人用の家屋としての使用時期以外の時期については、住居税は課税されない。貸室民宿では、賃貸する部屋は課税客体である経営者の家屋の一部であるので課税される。ただし、貸家民宿であっても職業税の免除を受ける場合には課税される。

(イ) 職業税(taxe professionnelle)

職業税の課税客体は、給与生活者でなく、職業活動を営む自然人及び法人であるが、経営者が農業従事者である場合は課税されない。

(ウ) 賃貸権(le droit de bail)と賃貸付加税(la taxe additionnelle au droit de bail)

賃貸付加税は、付加価値税を免除された全ての賃貸料に対するもので、15年以上民宿経営をした民宿の賃貸権に課される。適用税率は、賃貸料の2.5%である

第4章 農村ツーリズムの展開

フランスの農村ツーリズムの展開の中心となるホテル以外の宿泊施設には、各種タイプが存在している。国立統計経済研究所(Institut National de la Statistique et des Études Économiques)の統計を見るとキャンプ場(Terrains de camping)、公認バカンス村(Villages

de vacances agréés)、ユース・ホステル(Auberges de jeunesse)、バカンス用家族宿舎(Maison familiales de vacances)、貸家民宿(Gîtes ruraux)、貸室民宿(Chambres d'hôtes)がある。その中でこれから紹介するのが、第二次世界大戦後に誕生し、急発展を遂げた農村民宿組織「ジット・ド・フランス全国連盟(la Fédération Nationale des Gîtes de France)」である。同連盟は、現在経営者数約34,000人(団体)、約50,000の宿泊施設数、約296,000のベット数(同連盟1994年発表)を有し、フランスはもとよりヨーロッパ最大の農村における民宿ネットワーク組織となっている。フランスの農村における民宿には、農村にあり、農家以外でも加盟でき、貸家民宿、貸室民宿等を提供している「ジット・ド・フランス全国連盟」の他、農家だけが加盟でき、貸室民宿を約250室(1995年)提供している「農家へようこそ(Bienvenue à la ferme)」(第5章第2節参照)、営利目的の会社組織で、農村以外の都市の民宿も加盟でき、貸室民宿を約1,200室(1992年)提供している「カフェ・クエット(Café Couette)」などがあるがその数は少ない。ちなみに、先の統計における貸家民宿、貸室民宿の数値は、これら少数の民宿を含めない「ジット・ド・フランス全国連盟」加盟の民宿数をそのまま使用している。

次の第1節では、このような「ジット・ド・フランス全国連盟」の誕生の歴史とどのような発展の歴史を経たのか、またその組織体制や活動内容、将来展望等を紹介したい。

第1節 ジット・ド・フランス全国連盟(la Fédération Nationale des Gîtes de France)

1 誕生と発展の歴史

(1) 連盟の誕生

フランスは、第二次世界大戦により国土が疲弊したが、1947年から開始されたアメリカの国務長官マーシャルにより提唱された対ヨーロッパ復興計画であるマーシャルプランの貢献により、1950年代始めには、その荒廃からの復興をほぼ果たしていた。しかし、この復興は、工業化が農村住民の都市への流出を引き起こし、それによって、農村には空き家が数多く生まれる事態をもたらしていた。また、他方では、今世紀の初頭以来の社会的条件の改善である、1936年の年間15日間の有給休暇制度の導入を含む余暇の時間の延長がもたらされていた。

そうした状況下、農村住民の都市への流入により危機にあった家屋の保存を主目的とした貸家民宿(gîte rural)のアイデアが、バス・アルプ(Basses-Alpes)県(今日のアルプ・ド・オート・プロヴァンス: Alpes de Haute-Provence)選出の上院議員(le sénateur)であり、国立ツーリズムセンター(le Centre National du Tourisme)の事務総長(le secrétaire général)でもあったエミュー・オーベール(Emile Aubert)によって、1951年2月5日初めて披露された。それは、次の内容であった。「私は(第四共和政下の)去る6月の共和国評議会(Conseil de la République)におけるツーリズムに関する論議の時に、ジット・ド・フランスのアイデアを初めて披露した。それは、我々農村の人口が減少しているため、大規模農家の敷地内に単なる家屋というよりも農家屋を創り出すことが重要であるということ。それも、シンプルで清潔、ミニキッチンと衛生設備(バス、トイレ、洗面所等)の付いた小さい家具付きアパートマン(1つの建物を分割した、数部屋からなる

家屋)であることが重要である。この構想は大規模農家だけでなく、小規模農家の境遇改善の方法とも関係があるのである。農民を巡る状況改善とツーリズムの大衆化の発達に関して、全ての人々のバカンスを喜びの機会とすること、すなわち都市労働者と田園労働者との結び付きによって、それが効果的にもたらされるのである。平和と人間性を追求するところにジット・ド・フランスがあるのである。」

こうして1951年に、最初のジット(gîte:宿)が、バス・アルプ県のジャヴィー(javei)村のロッシュ(Roche)夫妻により、この構想の実験としてオープンすることになった。ロッシュ夫妻は、ジャヴィー村の村長とは隣人の関係にあり、ジットの新しい方式について相談を持ち掛けられ、建物の工事にあたっては補助をうけることができた。最初の利用客はマルセイユの人で、3か月間家屋を貸して住ませたというものであった。

同年の1951年には、農業省と観光省がこの新しい政策を支援することになった。農業省は、農業従事者が農家屋を改造したり、敷地内に新しい住居を建築して、都市住民に賃貸する場合に対しての補助金制度を設けた。また、全国農業信用金庫(Crédit Agricole)と全国ホテル信用金庫(Crédit Hôtelier)は、貸付金を授けることとした。このように当初、農業省の補助金は、現在と異なり農業従事者にだけ交付されていた。更に1952年には、ツーリズムの現代化委員会の総合報告(le Rapport Général de la Commission de modernisation du tourisme)は、ジット・ド・フランス方式を公認し、フランス全土での普及を奨励した。

1955年1月22日、「協会に関する法律(Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association)」に基づき、非営利目的の組織としてジット・ド・フランス全国連盟が設立された。同時に、経営者の全ての責務の入った憲章(une charte)が入念に作り上げられた。最初の年報である1955年の年報では、146の貸家民宿の登録があったが、最初の10年間は、都市や工業地域から来る家族に対して、1年のうち少なくとも3か月は賃貸されなければならないとしていた。そこで、国や県等は、“農家民宿(paysan logeur)”という表現で農家が賃貸する民宿を指し示すこととした。

(2) 連盟の発展

ジット・ド・フランス全国連盟の発展の状況は、表19のとおりであるが、その伸びの著しいことがわかる。同連盟創設の1955年には貸家民宿は146軒であったのが、ほぼ15年後の1970年には約75倍の11,000軒、更に40周年の1994年には約276倍の40,367軒とその発展は目覚ましいものがある。貸室民宿についても、その創設は貸家民宿に15年遅れたとはいえ、以後の発展ぶりは同様に目覚ましい。同連盟は、なぜこのような発展を遂げることができたのか。これについて、以下明らかにしていきたい。

農村には同連盟の活動の他、バカンス客に対する宿泊施設として、「林間学校(colonie de vacances ; 学童を対象としたバカンス村で、全国に約2万か所あり、年間100万人以上の学童が教員に引率されて利用している。)」、「バカンス用家族宿舎(maison familiale de vacances ; 青少年から退職年金受給者にいたる幅広い層の人々が家族または団体で利用可能であるが、低所得の家庭を主な対象とした非営利施設。)」、「バカンス村(village de vacances ; バカンス客用の宿泊施設で、スポーツ施設や各種文化・娯楽施設を備えた、非営利目的の公認バカンス村。)」等の宿泊施設整備が進んだ。しかし、これらの施設整備も農村振興と言う観点からは、必ずしも成功したとはいえなかった。農村住民の将来への不安と農村に安上がりなバカンスの場を求める都市住民が増え

る中、国や地方公共団体(les pouvoirs publics)は農村ツーリズム(tourisme rural)の発展を更に奨励することとした。官民一体となった活動にしようと、1971年に国や地方公共団体等は正式に関連諸団体を統合し、「農村ツーリズム協会(L'association Tourisme en Espace Rural : T. E. R)」を設立した。この協会は、ツーリズム施設の分散や、宿泊に関しては指導性を、バカンスの方式については、その多様性に力を発揮していた。しかしながら、農村内部でのツーリズムの無秩序さや無意味な競争が現れてきていた。そうした状況下、ジット・ド・フランス全国連盟は、農村においてこうした状況を克服するのに、より効果的で持続性を持った方法として定着することに成功した。人口減少等の危機にある農村にとっては、ツーリズムのより一層の発達だけが、農村でバカンスを過ごしてみたいという都市住民の願望と必要に応え得る的確な方法となり得た。しかし、農村ツーリズムの発達に重要なのは、諸条件が不利な地域の農業従事者がバカンスの都市住民の滞在受入を可能にすることにより、農村の居住条件を向上するための副収入が得られるようにすることや農村の過疎化を抑制し、さらに、都市の低所得者層でも利用できるよう廉価に滞在可能とすることにあった。低価格で利用可能であったことが発展の一つの鍵であった。

また別の発展の鍵となるものについて、国土・施設・住宅・観光整備大臣(Ministre de l'Aménagement du Territoire, de l'Équipement, du Logement et du Tourisme)のオリバー・ギューシャール(Oliver Guichard)は、1973年のある演説の中で次のように述べた。「農村ツーリズムは、単に農村のツーリズムというのではなく、農民自身によって、必要とされ、企画され、うまく組み合わされたものである。温かな歓迎なくしては、良い訪問者は生まれない。そして温かな歓迎というのは、農民というよりも農村風景の中に感ずるものかもしれない。」

このようにジット・ド・フランス全国連盟は、フランスにおいて古くから伝わる、石造りで暖炉があり独立性のある伝統的民家と基本的には朝食のみ提供の宿泊形式と温かく迎える歓迎の心により支えられてきた。各県の管轄下にある連盟支部は、全国連盟を通して一斉に統一体として設立機能するまでの間に、発展の鍵となるものをうまく活かしながら少しずつ地方で組織化され、設立されながら、しかるべき場所に設置された。そして、その実用的方法ときめ細やかでバラエティに富む歓迎が実施された。このサービスの多様性は、バカンス客側からの実質的期待に応えるため提供され、ジット・ド・フランス全国連盟は、その管轄区域と利用客をますます拡大することになったわけである。

表 19 ジット・ド・フランス全国連盟加盟民宿数の推移

加盟年	総民宿軒数	貸家民宿軒数	貸室民宿寝室数	貸室民宿軒数
1955	146	146		
1957	600	600		
1964	5,500	5,500		
1970	11,060	11,000	150	60
1974	14,380	14,200	239	96
1978	21,560	20,147	1,851	740
1983	34,894	31,835	4,162	1,665
1988	40,130	35,264	7,174	2,870
1994	48,813	40,367	15,956	5,746

資料：「Gîtes de France 1954-1994 Numéro spécial 40e anniversaire」

総民宿数には、他のタイプの民宿を含めてある。

ジット・ド・フランス全国連盟発展の歴史

- 1951年 バス・アルプ県選出の上院議員エミュー・オーベールの提唱による貸家民宿(gîte rural)第1号の創設
- 1955年 ジット・ド・フランス全国連盟の創設、ジット・ド・フランス全国連盟憲章の制定、146軒の貸家民宿掲載の年報第1号発刊
- 1969年 同連盟による貸室民宿(chambre d'hôtes)方式の公認
- 1970年 イゼール(Isère)県における予約サービス方式の創設
- 1973年 同連盟による子供民宿(gîtes d'enfants)方式の公認
- 1974年 同連盟の20周年、パリでのグリーンツーリズムの家(la Maison Tourisme Vert)開設
- 1978年 同連盟ロンドン支部の開設、以後フランクフルト、コペンハーゲン、アムステルダム支部の開設
- 1987年 ミニテル(minitel)によるガイド情報サービスの創設
- 1989年 ジット・ド・フランス・サービス社(Gîtes de France Services)設立
- 1990年 同連盟のヨーロッパレベルの組織、ヨーロッパ農村民宿連盟：ユーロ・ジット(EUROGITES)の創設(加盟国はドイツ、ベルギー、フランス、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、ポルトガル、イギリスの10か国の14協会)、ミニテルによる予約サービス開始、釣り民宿(Gîtes et Logis de Pêche)ガイドブックの第1号発刊
- 1991年 雪の民宿(Gîtes de Neige et Chambres)、高級貸室・貸家民宿(Chambres d'Hôtes et Gîtes Prestigieux)各ガイドブックの第1号発刊
- 1992年 身体障害者の民宿(Gîtes Accessibles aux Personnes Handicapées)ガイドブックの第1号発刊

- 1993年 山小屋と余暇の住所一覧(le recueil des adresses des chalets-loisirs)のガイドブックの第1号発刊
1994年 同連盟40周年、パンダの民宿(Gîtes Panda)と馬の民宿(Gîtes et Cheval)の各ガイドブックの第1号発刊

2 組織体制と活動内容

これまで、同全国連盟の誕生と発展の歴史を概観してきたが、ここでは、現在の同全国連盟の組織体制と活動内容等を紹介する。

(1) 活動目的

同全国連盟の創設目的は次のとおりである。

①農村の遺産である住居の改修と保存、②副収入獲得による農村人口の定着化への貢献、③保存され、静寂のある環境で質の良い歓迎と快適な設備によって、ツーリスト客の滞在を受け入れることの3つである。

(2) 組織体制

まず、ここでは組織体制の構成の基本である民宿の加盟条件を紹介する。

ア 民宿経営者の連盟への加盟条件

同連盟に加盟できるのは、次のとおりとなっている。ここで注意したいのは、個人でなく市町村等地方公共団体でも加盟できることである。

- ・農業従事者
- ・給与生活者(労働契約等で兼業を禁止されている者を除く。)
- ・職人、芸術家、商人、自由業者等(カフェテリア、ホテル、レストラン経営者を除く。)
- ・退職者(年金生活者)
- ・市町村、その他地方公共団体(市町村連合組織等)

イ 民宿の所在に係る連盟への加盟条件

同連盟に加盟できるのは、人口2千人以下の農村にある民宿である。第1章第2節フランスの農村の実態のところで紹介したとおり、フランスの市町村の約9割が人口2千人未満であるので、フランスにおいては大部分の市町村が加盟条件を満たすことになる。

ウ 加盟民宿数

上記の加盟条件を満たした民宿数は、現在概数で貸家民宿4万軒、貸室民宿1万7,000室、農家キャンピング場1,000か所、簡易民宿とグループ民宿1,300軒、子供民宿500軒、レジャー提供のある山小屋200軒となっている。総宿泊可能ベット数は、29万6,000ベットある。経営者数は3万4,000人(団体)、施設数5万である。これらのタイプ別の民宿の詳細は、後で紹介する。

エ 全国連盟本部と県協会(支部)と海外支部

(ア) 全国連盟本部

こうした、多数の民宿経営者を、全国的にネットワーク化しているのが全国連盟である。その本部は、パリのオペラ座とマドレーヌ寺院の中間あたりに位置し、約20人の職員で構成されている。その構成内訳は、各支部から選任された会長と副会長、事務局長、総務部長等の上級管理職と一般職の部局長、技術指導官、予約担当者、秘書等で構成されている。

(イ) 県協会(支部)

県協会(支部)は、フランス全国の100県(本土96, 海外県4)ある内の95県にあり、500人以上の職員で構成されている。構成内訳は、県協会(県支部)によって加盟を認可された民宿経営者と県議会(Conseil Général)、農業会議所(Chambre d'Agriculture)、県観光委員会(Comité Départemental du Tourisme)等地方公共団体のグリーンツーリズム関連機関の代表者によって構成されている。同支部は、パリ(PARIS)及びパリを取り囲むオー・ド・セーヌ(HAUTS-DE-SEINE)、セーヌ・サン・ドニ(SEINE-SAINT-DENIS)、ヴァル・ド・マルヌ(VAL-DE-MARNE)の3県にはなく、コルス(コルシカ)島(CORSE)の2県には1支部ある。

(ウ) 海外支部

海外支部には1978年創設のロンドンを始めとして、フランクフルト、アムステルダム、コペンハーゲンの4つの支部があり、総勢60人の職員で、年間2万4千の契約による利用客を加盟民宿に送り込んでいる。民宿利用客の約3割を占める外国人は、これらの海外支部を通じてのものである。特に注目されるのはロンドン支部で、イギリス第3位の旅行代理店となっていて、フランスに関する旅行のスペシャリスト的存在となっている。

(3) 活動内容

このような組織体制でどのような活動をしているのかをここで紹介する。

ア 連盟の収入

ここでは、一例として世界的に有名なワイン産地ボルドー地方を管轄し、人口約121万人を有するジロンド(Gironde)県協会(支部)の場合を紹介する。表20に見られるとおり、同県協会(支部)の1994年予算収入総額は、97万1千フラン(約1,900万円)である。内訳は、金額の多い方から、協会加盟者からの加盟負担金35万5千フラン、県議会補助金15万フラン、民宿ガイドブック売上げ利益14万5千フラン、民宿からの雑収入12万5千フラン、海外代理店からの収入12万フラン、文書作成負担金収入5万フラン、年次総会参加負担金1万5千フラン、利息1万フラン、雑収入4千フラン、企業協賛・広告掲載収入2千フランの順となっている。協会加盟者からの加盟負担金については、県によって様々であるが、同県協会(支部)の場合、県協会(支部)から民宿の建物に掲示するジット・ド・フランスのロゴマークの入った看板の提供と訪問に係る経費という名目で入会権利費として600フラン(約12,000円)を支払うことになっている。また、年間負担金は、貸家民宿の場合、8月のハイシーズンの時の1週間の料金の半額である750フランから900フラン(約15,000～18,000円)を支払うことになっている。

表 20 ジット・ド・フランス・ジロンド県協会1994年度の収入

単位；フラン(千円)

項 目	金 額	構成比%
協会加盟者からの加盟負担金	355,000(7,100)	36.5
県議会補助金	150,000(300)	15.4
民宿ガイドブック売上げ利益	145,000(2,900)	14.9
民宿からの雑収入	125,000(2,500)	12.8
海外代理店からの収入	120,000(2,400)	12.3
文書作成負担金収入	50,000(1,000)	5.1
年次総会参加負担金	15,000(300)	1.5
利息収入	10,000(200)	1.0
雑収入	4,000(80)	0.4
企業協賛・広告掲載収入	2,000(40)	0.2
総 額	971,000(19,420)	100.0

資料；Gîtes de France Gironde

※1フラン＝20円換算

表 21 ジット・ド・フランス全国連盟の1994年の収入

単位；千フラン(千円)

項 目	金 額	構成比%
広告掲載・出版物 収益金	13,300(266,000)	62.4
連盟加盟者からの 加盟負担金	60,000(120,000)	28.2
企業協賛金	10,000(20,000)	4.7
政府補助金	10,000(20,000)	4.7
総 額	21,300(426,000)	100.0

出典；la Fédétation Nationale des Gîtes de France

※1フラン＝20円換算

貸室民宿の場合、2寝室の場合1寝室の利用料金、4寝室の場合3寝室の利用料金、6寝室の場合5寝室の利用料金である120フランから1,200フラン（約2,400円から24,000円）となっている。この内6万フランを全国連盟に納めている。同県協会（支部）は、約400の加

盟者を有し、1加盟者平均約150フラン（約3,000円）の加盟負担金を全国連盟に納めていることになる。

全国連盟の年間予算は、1986年には700万フラン（約1億4,000万円）、1992年には2,000万フラン（約4億円）、1994年には2,130万フラン（約4億2千600万円）となった。内訳は、出版物収益金1,330万フラン、連盟加盟者からの加盟負担金600万フラン、企業協賛金100万フラン、政府補助金額100万フランとなっている。

イ 連盟の活動

その活動内容は次のとおりである。連盟本部は、全体的な統括をしているが、県協会(支部)は、県の行政サービスを行う諸部局の協力を得ながら、連盟の認可を民宿経営者に与えるべき資格を持つ唯一の機関であり、重要な役割を担っている。

(ア) 活動企画と指導

連盟本部と県協会(支部)は、定期的なアンケート調査によって、民宿利用客をより理解し、季節毎の調査報告を刊行物や国の関係省庁に公表し、新しい市場の振興政策に反映させ、新しい利用客の期待に応えるような企画調整を行う。年を得るごとに全国連盟は、電話の国営企業であるフランステレコム(FRANCE TELECOM)等の国家レベルの大企業やユーロトンネル(Eurotunnel)等の国際的な大企業との相互の利益の一致による協力関係を構築している。

(イ) 民宿経営の技術・財政指導

民宿経営者が連盟加盟民宿として運営していくためには、最初はみんな素人であるので、そのコツを把握することが必要となってくる。素人を効率的に玄人に変えるため、県協会(支部)は、様々な技術指導や援助を実施するなどの重要な役割を担っている。例えば、連盟の加盟条件を満たし得る民宿家屋としての特別な改修工事が必要であるかどうかを指導したり、それを実施するための経費等については銀行の紹介をしたり、改修工事については建築業者を紹介したりなどの相談指導を行っている。その他、民宿の宣伝活動や民宿のランク別管理の保証を行っている。

特に、財政援助については、民宿が連盟加盟を果たすと、大部分は県議会から、一部は州議会からの補助金の交付を受けることができるが、改修工事を開始する前に補助金額を決定する機能という重要性を持っている。ただし、その補助金制度の内容は、県議会や州議会によって個性があり相異なる。また、補助金を受ける条件として、県議会や州議会によって違うが、3年から10年の間には民宿の廃業はできないことになっている。しかし、この補助金を受けたいがために、民宿経営に参画する者も一部いるようである。更に別の補助金制度、例えば1974年に設置されたヨーロッパ地域開発基金(Fonds européen de développement régional)の利用を指導することもある。いずれにしても、県協会(支部)というのは、多様な書類の作成指導をしたり、他の指導機関に書類を提示したりする役割も持っているなど様々なケースに対応できる体制を整えている。

また、民宿経営に関する貸付金については、農業従事者を例外として、連盟の計画に関する財政に対して有利な貸付金制度は少ない。農業従事者には、青年農業従事者に対する特別返還期間猶予貸付金(pêts à Moyen Terme Spéciaux pour les Jeunes Agriculteurs)がその

投資に対しては認められている。

民宿経営者の企画内容に応じて、次の機関とは相談したり指導を受けたりすることが必要となってくる。都市計画と施設整備委員会(Comité d'Aménagement d'Urbanisme et d'Equipement)の介入は、民宿の面積等の条件を満たした民宿住居の建築許可を出す際には必要不可欠な機関である。安全委員会(la commission de sécurité)は、防災部門のサービスを担っており、簡易民宿とグループ民宿、子供民宿、6室を持っている貸室民宿の安全を担っている。子供民宿を経営するためには、県公衆衛生局(Direction Départementale des Affaires Sanitaires et Sociales)と県青年スポーツ局(Direction Départementale de la Jeunesse et des Sports)の指導が必要となってくる。県獣医局(Direction des Services Vétérinaires)は、子供民宿や食事付き民宿の指導を行う。フランス電力会社(EDF)とフランスガス会社(GDF)は、全ての民宿の暖房設備や照明、電気設備に関する全てのサービスを行っている。

民宿の利用料は、民宿の経営者と県協会(支部)と共同で決定している。しかし、その利用料は次の3つの条件に見合うものでなければならない。利用料金と民宿の品質がバランスの取れていること、他との競争に耐え得ることと投資に対する最も優れた収益性の双方を満たすこと、民宿の稼働率を保証するものであることの3つである。具体的には、県ごとに違いがあるものの、基本的な利用料に相応する水準が設定される。利用客数の平均的なシーズンとハイシーズン、ウィークエンドの3つの水準である。結局、民宿経営者は、利用に関する諸費用全部を考慮に入れて決定することになる。その場合、冬の暖房経費等を忘れずに費用として意識することが重要である。

その他様々な法律に絡む相談指導については、県協会(支部)にできることになっている。このように県協会(支部)は、全ての問題について民宿経営者に指導助言を与えることの出来る唯一の機関となっている。

(ウ) 民宿の品質管理

フランス人は品質のランク付けを好み、ホテル、レストラン等においてランク付けを見かけることが多い。全国連盟の活動にもそれがみられ、最も特徴的なのは、民宿の品質管理をその施設水準等多くの項目にわたって点数による評価を下し、麦の穂の数によって4つのランク付けが行われていることである。このランク付けをしているのが、県協会(支部)である。ここでは、その概要を紹介する。

全国連盟は、“GITES DE FRANCE”の名称とこの名称でネットワーク化されたロゴマークの受託者によって構成されている。全国連盟の活動による民宿加盟の認可は、連盟によって管理されている名称を使用する所有者に許されている。この認可は、民宿の入り口に“GITES DE FRANCE”のロゴマークの看板の掲示のある所有者に与えられている(図1)。この看板は、これを使用する権利に対する支払を済ませた所有者とその民宿住居に対して、県協会(支部)によって授与されている。

民宿経営をスタートした後、3年間は県協会(支部)が利用者への対応その他経営状況を訪問チェックに来ることになっている。経営状況が思わしくない場合、経営の中止や除名処分もあり、その処分をされた時には、その所有者は1か月以内にロゴマーク入りの看板を返却しなければならない。また、民宿経営者が自らの民宿に至る道路の途中に標識を掲示したい場合は、県協会(支部)に注文することができる。これは、“GITES DE FRANCE”の看板と同様に年2回県協会(支部)の認可した業者に注文できることになっている。



図1 “GÎTES DE FRANCE” のロゴマーク
(提供；la Fédération Nationale des Gîtes de France)

表 22 貸家民宿ランク決定基準

チェックポイント	1つ穂	2つ穂	3つ穂	4つ穂
1 環境と屋外設備 (35点満点) (1)標識等アクセス状況、応対と窓等の花飾り等の状況 (4点満点) (2)土地に隣接したバルコニー、テラスの状況 (2点満点) (3)付属建造物(駐車場、屋根付き車庫)の状況 (4点満点) (4)屋外施設(庭の応接セット、子供用遊び場、プール、テニスコート等)の状況 (4点満点) (5)民宿家屋様式の地方色の状況 (2点満点) (6)民宿家屋の正面、雨戸、屋根等の外観状況 (3点満点) (7)民宿の独立性、日当たり、公害等の状況 (12点満点) (8)民宿近辺の商店、余暇施設の状況 (3点満点) (9)利用者のための歓迎的要素と情報装備の状況 (1点満点)	16点以上	16点以上	25点以上	29点以上
2 建物の状態 (35点満点) (1)居住性 (20点満点) ア独立性と部屋の間取りの状況 (4点満点) イ台所を含めた各部屋の面積 (4点満点) ウ寝室の数と収容人員 (3点満点) エバス、トイレ、洗面所の数と状況 (4点満点) オ自然の明るさの状況 (2点満点) カ防音状況 (3点満点) (2)設備状況 (13点満点) ア暖房設備の状況 (3点満点) イ電気と照明設備の状況 (2点満点) ウ台所とバス、トイレ、洗面所の換気設備の状況 (3点満点) エ台所の間取り、設計状況 (3点満点) オ温水設備の配置状況 (2点満点) (3)建物内部の基礎、壁、天井の状態 (2点満点)	16点以上	21点以上	25点以上	29点以上
3 室内設備とインテリア (35点満点) (1)床、壁、天井の状況 (3点満点) (2)家具、電化製品の設備状況 (6点満点) (3)台所の状況 (6点満点) ア食器等の料理用具の状況 (3点満点) イ食器洗機等の電化製品の状況 (3点満点) (4)部屋の状況 (10点満点) ア寝具、ベッド等の寝具用品の状況 (6点満点) イ衣装棚等の付属家具の状況 (4点満点) (5)バス、トイレ、洗面所設備とタオル等付属品等の状況 (3点満点) (6)インテリアの状況 (7点満点)	16点以上	21点以上	25点以上	29点以上
総計(105点満点)	48点以上	58点以上	75点以上	87点以上

資料；La Fédération Nationale des Gîtes de France

表 23 貸室民宿ランク決定基準

チェックポイント		1つ穂	2つ穂	3つ穂	4つ穂
1 環境と応対状況 (32点満点)		12点 以上	16点 以上	20点 以上	26点 以上
(1) 民宿付近の標識の状況 (3点満点)					
(2) 駐車場、屋根付きガレージ等駐停車の状況 (2点満点)					
(3) 建物の正面、屋根等の外観の状況 (6点満点)					
(4) 庭、日当たり、風景、騒音等の公害等の外部環境の状況 (11点満点)					
(5) 庭の家具、自転車等のレジャー用具の状況 (3点満点)					
(6) 歓迎方法、ツーリスト情報、外国語等の状況 (7点満点)					
(7) プール、テニスコート、プライベートゴルフ場、池等の施設の状況 (ボーナス3点満点)					
2 受入サービスの状況 (32点満点)		12点 以上	16点 以上	20点 以上	26点 以上
(1) 家屋構造の状況 (6点満点)					
ア 独立性の状況 (4点満点)					
イ 玄関ホール、廊下、階段との通行利便性の状況 (2点満点)					
(2) 滞在とくつろぎの部屋の状況 (16点満点)					
ア 食堂、応接間等の部屋の間取りの状況 (4点満点)					
イ 部屋の面積、収容人員の状況 (2点満点)					
ウ インテリア等含めた全体的雰囲気 (5点満点)					
エ ミニキッチン、暖炉、電話等の状況 (5点満点)					
(3) 朝食の状況 (10点満点)					
ア 食器の質、食器、テーブルクロス等の食卓のディスプレイ (5点満点)					
イ コーヒー、パン、ジャム等の食事内容 (5点満点)					
(4) 図書室、ビデオライブラリー等の状況 (ボーナス3点満点)					
3 寝室の状況 (32点満点)		12点 以上	16点 以上	20点 以上	26点 以上
(1) バス、トイレ、洗面所を除いた面積の状況(最低2人用12㎡) (3点満点)					
(2) 資材、防音、防寒、照明、暖房の設備状況 (7点満点)					
(3) 寝具一式 (9点満点)					
ア マットレス、ベッドの大きさ、ベッドカバーの状況 (6点満点)					
イ シーツ、マクラカバー、掛け布団等の質と調和の状況 (3点満点)					
(4) 家具と付属品の状況 (7点満点)					
ア ベッドランプ、整理棚等の家具の修理状況 (3点満点)					
イ 家具の存在感と質、ドア重り、カゴ等の付属品の状況 (4点満点)					
(5) インテリアの雰囲気と調和の状況 (6点満点)					
(6) テレビ、電話の状況 (ボーナス1点満点)					
4 衛生設備の状況 (32点満点)		12点 以上	16点 以上	20点 以上	26点 以上
(1) トイレの状況 (5点満点)					
・ シャワー(バス)室との独立性、共有性、換気、素材の質、付属品の状況					
(2) 洗面所の状況 (9点満点)					
・ シャワー(バス)との独立性、共有性、配置の状況					
(3) シャワー、バスの状況 (13点満点)					
ア 換気性、通気性、暖房、温水の出具合の状況 (6点満点)					
イ 壁、床、天井素材の状況 (4点満点)					
ウ シャワー、バスの大きさと素材の状況 (3点満点)					
(4) 石鹸、タオル、バスマット等の洗面所の必需的付属品 (5点満点)					
(5) タオル付き乾燥機、クツ整理箱等の付加的付属品 (ボーナス5点満点)					
総計(128点満点)		48点 以上	64点 以上	80点 以上	104点 以上

資料；La Fédération Nationale des Gîtes de France

(エ) 民宿経営者育成研修の実施

連盟本部研修部では、民宿経営者、県協会(支部)と研修内容について、協議をしながら内容を決めている。研修内容は、宿泊現場の意見を基に連盟本部に提案されたものを実施することが多い。県協会(支部)は、低い参加負担金で研修会を実施している。研修内容は、入門クラスから経験者まであり、接客方法、観光情報、経営管理等に関するものなど、提供サービスの全範囲にわたっている。

(オ) 民宿の広報・宣伝

観光省の認可の下、同連盟は、1989年11月21日の省令により新たに規定された全国での等級決定基準に応じて、民宿を管理している。ツーリズムの事業体の評価に関して、フランス世論研究所(I.F.O.P : Institut Francais d'Opinion Publique)の最近の調査によると、同連盟のブランドは、国内において地中海クラブ(le Club Méditerranée)に次ぐ第2位の評価となっている。このように評価が高まるようになった要因の一つは、フランス国内はもとより広く外国にも同連盟の存在を知らせたからに他ならない。ここではこの広告宣伝活動について紹介する。

今日の評判は、長年の活発な発展政策の積み重ねの結果にある。県のガイドブック(les guides par département)については、県ごとに毎年全部の民宿を申込書とともに掲載している。ある州では、州の民宿のタイプごとのガイドブックも県と同様に出版している。したがって、連盟のガイドブックの出版は100万部以上にも及びその普及に役立っている。1989年には、宣伝、出版、情報提供等の広報と予約サービスを担当する営業会社ジット・ド・フランス・サービス(Gites de France Services)社が設立された。この会社による全国の利用者向けのガイドブック(les guides nationaux)については、11種類出版されている。新しい民宿ガイド(Nouveau Gites Ruraux)、貸室民宿・食事付きガイド(Chambres et Tables d'Hôtes)、子供民宿ガイド(Gites d'Enfants)、農家キャンピングガイド(Campings à la ferme et Aires Naturelles)、簡易民宿とグループ民宿(Gites d'étape et de groupe)、釣り民宿(Gites et logis de pêche)、高級貸室、貸家民宿ガイド(Chambres d'hôtes et gites prestigieux)、雪の民宿ガイド(Gites de neige)、身体障害者の民宿ガイド(Gites accessibles aux personnes handicapées)、パンダ民宿ガイド(Gites Panda)、馬の民宿ガイド(Gites et Cheval)である。これらは、一般書店、大型スーパーマーケットの書籍部、県協会(支部)で購入できる。

また、上記のガイドブックを補完するものとして、県協会(支部)によって数々の情報サービス冊子が広く公表されている。連盟本部の宣伝と営業を担当するジット・ド・フランス・サービス社(Gites de France Services)では、これら県協会(支部)の定期刊行物を陳列している。今日では、県協会(支部)のいくつかの所在が、特にリヨン(Lyon)市、リール(Lille)市、ストラスブール(Strasbourg)市等の大都市にある場合は、ショーウィンドーで刊行物等を陳列し広く利用者の歓迎に努めている。また、フランス語、英語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、オランダ語の6言語にわたる冊子は、フランス国内及び外国に無償で配布されている。同連盟のカラーポスターも同様に自由に持っていても構わないようになっている。

同連盟の民宿は、フランス国内及び国外でも広告宣伝されている。例えば、フランス国内では、農業展示会、馬の展示会等、国外ではブリュッセルのバカンスの展示会、オラン

ダのユトレヒトの世界旅行市場の展示会等によってである。その他国家レベルでの広告としては、新聞では1853年創刊のパリ最古の新聞である朝刊紙フィガロ(LE FIGARO)紙、夕刊紙としてはフランス最大の発行部数をもつ大衆新聞フランスーソワール紙(France-Soir)等、旅行誌ではハイキングマガジン(Randonnée Magazine)、冒険旅行ガイド(GUIDE du Routard)等に掲載され広く国民に周知されている。また、地方新聞、企業の従業員厚生誌等にも掲載されている。

その他民宿利用客への土産等として、民宿経営者に対して割引料金でシール、封筒、名刺、化粧石鹸、プラスチックの袋等宣伝物品の提供を行っている。

連盟本部では、毎年4万人の訪問者と10万本の通話と4万通の手紙を事務処理している。連盟の県協会(支部)や全国の刊行物が閲覧及び市販されているが、これだけでは情報が不十分な点があり、これに対してはミシュランガイド等他の旅行刊行物が補っている。

また、同連盟に関する全ての活動を掲載している3か月ごとの季刊誌も3万6,000部刊行されている。内容は、プール、庭園、衛生設備等をテーマにした特集、その他税金問題、広告宣伝、展示会、イベント、農産物、投書欄、何でも相談欄、民宿の交流諸物品の販売欄等幅広いものとなっている。

(カ) 民宿の予約サービス

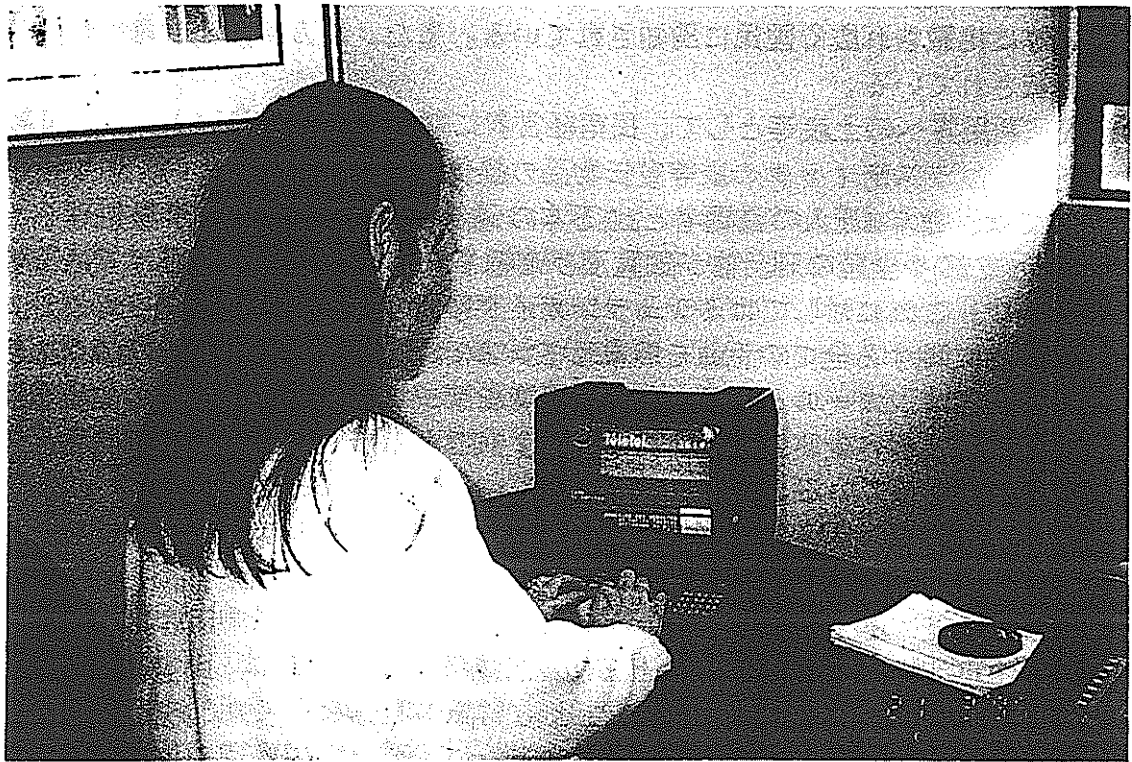
この民宿経営者との直接予約方式というのは、その予約と民宿を利用客に保証する民宿経営者の調整の可能性を利用客に知らせる方式である。この方式は、民宿経営者にとって大きな自由(夜とか日曜日とかに電話することも常識の範囲なら可能である。)と効率的な準備体制を意味している。また、民宿経営者にとって予約計画の管理や民宿の申込書を伴った契約書の送付、電話による予約の確認を保証する等に効果的な役目を果たす。この方式は、民宿経営者には最初の手続きからお客の個人差に応じた連絡をすることができる。

ある範疇では、民宿経営者は、予約サービスにより予約行為を委託している。委託の手数料の割合は県ごとに違い、そのようなサービスに対する加盟は、年間契約で、更新可能となっている。予約サービスは、依頼に対しての契約書や明細書、会計等民宿に関係する回答を引き受ける。このシステムはいくつかの利点がある。民宿経営者にとっては、手紙の開封・読解等や電話の呼び音、受け答え等に束縛されなくて済む。更にその時間を外国の代理店への売り出しや他の顧客にも関心を持てる点などで有益である。利用客にとっては、交渉相手に依頼内容を個人の好みに合わせて対応でき、申し込む手続も簡略化される。

これらに加えて、ミニテルによる直接予約サービスがますます増えている。ミニテルというのは、フランスの電話サービスを扱っている国営企業フランステレコム(France Télécom)社のビデオテックス(Vidéotex)というコンピュータを利用した、文字画像の双方向通信情報を利用するための小型のテレビのような端末機器の名前である(写真)。電話回線と1か月当たり20フランの料金でレンタルできるこのミニテルは、接続もミニテルを電話用のコンセントに差し込むだけで、特別工事は必要としない。これの利用によりオペラ等観劇チケットの予約、国鉄の時刻の確認、公共交通機関のスト情報、航空機の離発着のターミナル等幅広いサービスを利用できる。現在その普及台数は、650万台を数え(1994年)、世界最大のビデオテックスサービスとなっている。

今後数年後には、連盟は将来の技術開発によって、ミニテルによるサービスの拡大を計画している。具体的には、ミニテルによる民宿の内容明細書等の情報照会、県協会(支

部)及び連盟本部の全ガイドブックの注文や現在30県協会(県支部)で稼働している予約サービスにおける予約前払金のクレジットカードによる支払システムの全県協会(支部)への普及である。1993年にミニテルサービスを利用したのは40万人となっている。



(ミニテル使用状況)

ウ 活動実績

このような連盟全体の活動の成果を数字で見ることとしたい。

まず、民宿の年間利用泊数で2,900万泊、利用客数は200万人で、そのうち外国人利用客が29%、更に利用客の75%が人口10万人以下の市町村の住民で、自動車運転者が98%となっている(バカンスの交通手段参照)。その平均的利用客像は、25歳から49歳の夫婦で、15歳以下の2人の子供があり、夫(妻)は中間管理職のサラリーマンか教職者で、自己所有の家を持っている、というものである。地域経済に対しては、10億フラン(約200億円)の投資で30億フラン(約600億円)の経済効果をもたらした。その1/3は外貨獲得額となっている。

3 将来の展望

今日、農村ツーリズムは、利用者については、もはや一部の限られた人々の観光ではなくなり、ツーリズムの大衆化(tourisme social)現象という特色を持つようになっている。また、サービス提供側である農村民宿経営者については、その約3分の2は非農業従事者であるという特色を持っている。グリーンツーリズム(le tourisme vert)という風景の中に、少しずつ連盟の民宿は馴染み、農村におけるヨーロッパ最大の宿泊施設ネットワークを構築してきている。その発展状況は既に見たとおりである。連盟は、そこでしか経験できないこと、スポーツ、レジャー等新たな需要を民宿に取り入れたり、そこで評判となっ

ているサービスや満足のいく歓迎の質の一層の向上に努めている。連盟の成功が明確になり、そのネットワークが国境を越えた今、これで終わりということではない。利用客の求めるものをより理解し、新たな需要に基づく新方式を生み出すため、連盟は1994年の5月から1995年の4月までの1年間にわたってアンケート調査を実施している。連盟は、新たな発展の準備のために、常に現場からの生の声を聴くように努めている。予約情報サービスシステムの発展もそうした姿勢から生まれた。更に最近になって、新たにパンダの民宿(Gîtes Panda)のガイドブックが創刊された。これは、自然公園(les Parc Naturels)の存在や1961年に設立され世界最大の民間自然保護団体でパンダや像などの絶滅の恐れのある野生生物の保護等を行っている世界自然保護基金(WWF: World Wide Fund for Nature)の協力によるものである。また、馬の民宿(Gîtes et Cheval)ガイドブックも、フランス馬連盟(la Fédération Nationale du Cheval)の協力によって創刊された。これら連盟に関する全ての現場で、国等公共機関の協力による功績も付け加えて指摘しなければならない。特に、連盟のプロジェクトの実現には、観光省(le Ministère du Tourisme)、農業省(le Ministère de l'Agriculture)、環境省(le Ministère de l'Environnement)などの国の支援が欠かせない。また、農業金庫(Crédit Agricole)、フランステレコム社(France Télécom)、ユーロトンネル社(Eurotunnel)等の企業体、及び他の全国連盟団体、フランス自然公園全国連盟(la Fédération nationale des Parcs Naturels)、フランスハイキング全国連盟(la Fédération nationale de la Randonnée Pédestre)、フランス釣り全国連盟(la Fédération nationale Pêche)、農村ツーリズム協会(T. E. R: Tourisme en Espace Rural)、ヨーロッパ農村ツーリズム協会(E. U. R. O. T. E. R)等の連盟団体についても同様のことがいえる。

国境の自由な往来は、人的・物的交流と異文化の発見には都合が良い。この自由な往来は、連盟に新しい規模を与えるものでなければならない。1956年に連盟の創設者であるエミール・オーベール(Emile Aubert)は次のように綴った。「連盟の活動はフランス国内に留まらず、ヨーロッパの他の国に、特に農業国において拡大する。このことは全てにわたって成功の機会をもたらすであろう。様々な国と異なる国民性を持った家族との間で素晴らしい友好関係を作り出すことを企画できよう。」この意向に沿うように、1990年には、連盟が起点となって、ヨーロッパ10か国に所属する14の農村ツーリズム関連協会によってヨーロッパ農村民宿連盟(la Fédération Européenne du Tourisme chez l'habitant. EUROGITES)が創設された。1994年現在で、スペイン、フィンランド、ルーマニア、スロバキア、スウェーデンの5か国が加わり15か国19協会に拡大されている。ヨーロッパにおける連盟と農村ツーリズムの歴史は、始まったばかりである。連盟関係者が、創設者の精神を常に持ち続ける限り、連盟はその質の良さを保ち続け、発展し続けることであろう。

4 農村民宿のタイプとその特色

連盟には、次のとおり多くのタイプの民宿がある。時代とともに多様な利用者の需要に応える形で、そのタイプの幅を広げてきたのは既に紹介してきたが(第1節の1誕生と発展の歴史)、ここでは各民宿のタイプとその特色等について紹介する。

(1) 貸家民宿(Gîte rural)

この民宿は、農村(田園、海浜、山岳)にある農家や一般住宅等の敷地内にあり、応接間、食堂、台所(簡易台所)、家具、トイレ、バス(シャワー)、洗面所その他日常生活のできる設

備の備えてある独立した家屋を1週間か数週間あるいは週末単位で賃貸する「農村の宿」である。この家屋の多くは、かつての輝きを取り戻した伝統的な建物のまま再び甦るよう改修されたものが多い。外では魅力的な家屋と子供達のための庭、内部では暖炉の薪が赤々と燃えている。このタイプの民宿は同連盟発足前の1951年に創設された農村民宿第1号誕生の基本タイプであり、現在も軒数で主流を占めている。1994年版のガイドブックには、39,000軒のうち新加盟の1,900軒の民宿が掲載されている。全ての民宿が、連盟の憲章によって管理され、家屋の外部環境と内部の設備、装飾等による快適性の高低が新基準に基づいた麦の穂 (épis) の数によって、1つ穂から4つ穂にランク分けされて保証されている。4つ穂が最も快適性が高いことを意味する。

ア 民宿としての認可条件

- (ア)独立した入り口のある完全に独立した家屋の利用ができること。
- (イ)小さな台所、1つの部屋、応接間、シャワー、家内トイレがあること。
- (ウ)お湯と電気が使用できること。
- (エ)家族の滞在に必要な家具、寝具、食器、その他設備があること。
- (オ)静かな環境に建てられていて、庭に応接セットがあるなど快適に整備されていること。
- (カ)もし囲まれた状況にあれば、必ず隣接地を提供しなければならない。

ここに挙げたのは最低条件であるが、ますます利用者はより快適性の高いものを求めることから、民宿経営者は、収益を気にしながら民宿の内外の設備等の水準を高めようという気になる。

イ 麦の穂の数による快適性の評価新基準

(ア)1つ穂

回転式焼き肉器、鉄パン焼き、圧力釜、冷蔵庫などの家電製品、民宿の収容能力に合わせた食器セットの備えがあること。

(イ)2つ穂

1つ穂に加えて、家電製品としては、電気オーブン、電気アイロン、電気洗濯機(民宿収容能力が4人を超えた場合)

(ウ)3つ穂

2つ穂に加えて、家電製品としては、換気扇、ミキサー、電気コーヒーポット、テレビ・電話のコンセントが備えてあること。その他バルコニー、テラス、手入れの行き届いた家屋の周辺と応接セットのある庭があること。

(エ)4つ穂

3つ穂に加えて、家電製品としては、食器洗い器、カラーテレビ、サービス限定の電話が備えてあること。その他フキン等家庭用布類、シーツの提供があること。

その他どのランクにも当てはまることは、地域によって暖炉、バーベキューセット、子供のゲーム、家畜があることである。

ウ 民宿利用料金

1993年には、貸家民宿の1週間利用した場合の平均料金は、1,200フラン(約2万4,000



(貸家民宿 写真提供；la Fédétation Nationale des Gîtes de France)



(3つ穂貸家民宿寝室)



(3つ穂貸家民宿台所)

(2) 貸室民宿(Chambre d'hôtes et Tables d'hôtes)

貸室民宿は、貸家民宿に次いで1969年に創設されたもうひとつの基本タイプである。貸室民宿が独立した家屋の賃貸であるのに対し、民宿経営者が住む家屋内にある独立した、歴史のある家具調度があり、特別に改修された寝室を朝食付きで1泊から数泊賃貸する(例外的に隣接した家屋の寝室を提供する場合もある。)ものである。

朝食は、その地方の郷土料理が提供される。民宿の女主人の料理センスによって、手作りジャム、田舎の新鮮なパン、手作り菓子、その地方産のチーズ等の乳製品、ハム等の豚肉製品等様々な味が楽しめる。昼夕食付きを意味するターブル・ドット(Table d'hôte)のサービスがある民宿では、希望に応じ昼食のみ、夕食のみ、昼夕食2食の3つの選択肢がある。食事内容は、家庭的で盛り沢山のごちそうが出る。注意したいのは、民宿利用者だけに食事のサービス提供が行われる点にある。この民宿はレストランではないので、利用者の予約に基づいて、利用者に喜んでもらうためだけに食事サービスが行われるのである。女主人が不在で食事のサービス提供が出来ないときは、民宿近くの伝統的郷土料理のレストラン情報が提供される。

1994年版のガイドブックには、5,600軒の民宿の17,000寝室とそのうち1,700軒の食事付き民宿が掲載されている。全ての民宿が、貸家民宿と同様に全国連盟の憲章によって管理され、家屋の外部環境と内部の設備、装飾等による快適性の高低が新基準に基づいた麦の穂の数によって、1つ穂から4つ穂にランク分けされて保証されている。4つ穂が最も快適性が高いことを意味する。

ア 民宿としての認可条件

- (ア) 寝室数は、最大で15人以内を受け入れるために最大6寝室以内であること。
- (イ) トイレ、シャワー、洗面所を除いた2人用の寝室の最低面積が12㎡以上あること。
- (ウ) 寝室にトイレ、シャワーがない場合でも、最低でも洗面所の備えがあり、トイレ、シャワーは、共有であっても民宿経営者等が使う以外のものであること。
- (エ) 寝室の掃除と維持、シーツやトイレ用品の交換は、民宿経営者によっていつも保たれること。ただし、長い滞在者に対しては、シーツは最低1週間に1回以上、トイレ用品は2回以上交換されること。
- (オ) 民宿利用者が民宿に到着することが容易になるよう民宿の標識を設置したり、利用者の必要となるようなツーリスト情報等が備えてあること。
- (カ) 寝具一式（2人用ベッドの幅が140cm以上、1人用ベッドが90cm以上あること。）、ハンガー付き衣装棚、引き出しのある整理棚、ベッドランプ等の最低限の家具が備えてあること。
- (キ) 暖房、換気が効果的であること。
- (ク) 電気カミソリのコンセント、タオル、ごみ箱の付属設備品、トイレ用品の質が良いこと。
- (ケ) 温水の提供が、最低1人当たり40ℓが保証されていること。

イ 麦の穂の数による快適性の評価新基準

(ア) 1つ穂

寝室内に温水の出る洗面所があり、その他共有の6人当たり1つのトイレと1つのバス、それ以上の人数の場合は、それぞれ2つあること。3人用の寝室の場合、トイレ、シャワー、洗面所を除いた面積が最大15㎡以上あること。

(イ) 2つ穂

寝室内に温水の出る洗面所とシャワーかバスが付いていること。トイレは共有で6人当たり1つ、それ以上の人数の場合は2つあること。3人用の寝室の場合、トイレ、シャワー、洗面所を除いた面積が最大15㎡以上あること。

(ウ) 3つ穂

寝室内にトイレ、シャワーかバス、温水の出る洗面所が完全装備されていること。3人用の寝室の場合、トイレ、シャワー、洗面所を除いた面積が最大15㎡以上あること。

(エ) 4つ穂

寝室内にトイレ、シャワーかバス、温水の出る洗面所が完全装備されていること。トイレ、シャワー、洗面所を除いた2人用の寝室の最低面積が18㎡以上あること。更に改修された特色ある家屋と素晴らしい環境としばしば提供される追加サービスがあること。

ウ 民宿利用料金

1泊（2人朝食付き）平均170フラン（約3,400円）、1泊以上では平均120フランから250フラン（約2,400円から5,000円）となっている。（全国連盟の憲章により、最低100フラン以上であることが義務付けられている。）

エ 民宿利用実績

利用実績は、年間2,000室の新設、利用客への年間平均賃貸期間14週、利用客の年間平均滞在期間3泊(内訳は1泊70%、2泊以上30%)となっている。

オ ガイドブック記載内容の例示(資料:「VACANCES EN GITES DE FRANCE-CHARENTE 1994」ANTENNE DES GITES DE FRANCE)

E5

SOYAUX - (Carte Michelin n°72 pli n°14)

12 personnes

TH

Accueil chevaux



Ouvert toute l'année - Gare SNCF à Angoulême 5 km.
 5 chambres dans un logis des XVI^e et XVII^e siècles, situé à proximité de la ville, dans un grand parc. 2 ch avec 1 lit 2 pers salle d'eau et wc privés, 2 ch avec 1 lit 2 pers salle d'eau et wc communs, 1 ch avec 2 lits 2 pers salle d'eau et wc communs. Salle commune avec cheminée pour les hôtes. Piscine non surveillée partagée avec 5 gîtes ruraux. Aire de jeux pour enfants, terrain clos commun.

2 KM

8 KM

SUR PLACE

2 KM

2 KM

5 KM

PRIX : 175/195 F 1 p. 205/235 F 2 p. 265 F 3 p. 300 F 4 p.
 REPAS : 85 F

D

M et Mme MADIGOUT-BLANCHON - Domaine de Montboulard - 16800 SOYAUX

Tél : 45 92 07 35

ガイドブックの地図番号 市町村名 ソヤックス(ミシュラン地図番号)

3つ穂 12人 食事提供可 ペット持ち込み禁止 英語可 馬による出迎え

写 真

1年中営業ーアングレム駅から5km

大きな公園の中にある市街地近くの16世紀と17世紀の住居の中の5寝室、プライベートシャワー室・トイレ・2人用1ベッド付き2寝室、共同シャワー室・トイレ・2人用1ベッド付き2寝室、共同シャワー室・トイレ・2人用2ベッド1寝室、利用客用の暖炉のある居間、5軒の貸家民宿共同の監視人なしのプール、子供用の遊び場共有の囲まれた敷地。

釣り場 水浴場 プール 乗馬場 テニスコート ゴルフ場

2km 8km 至近距離 2km 2km 5km

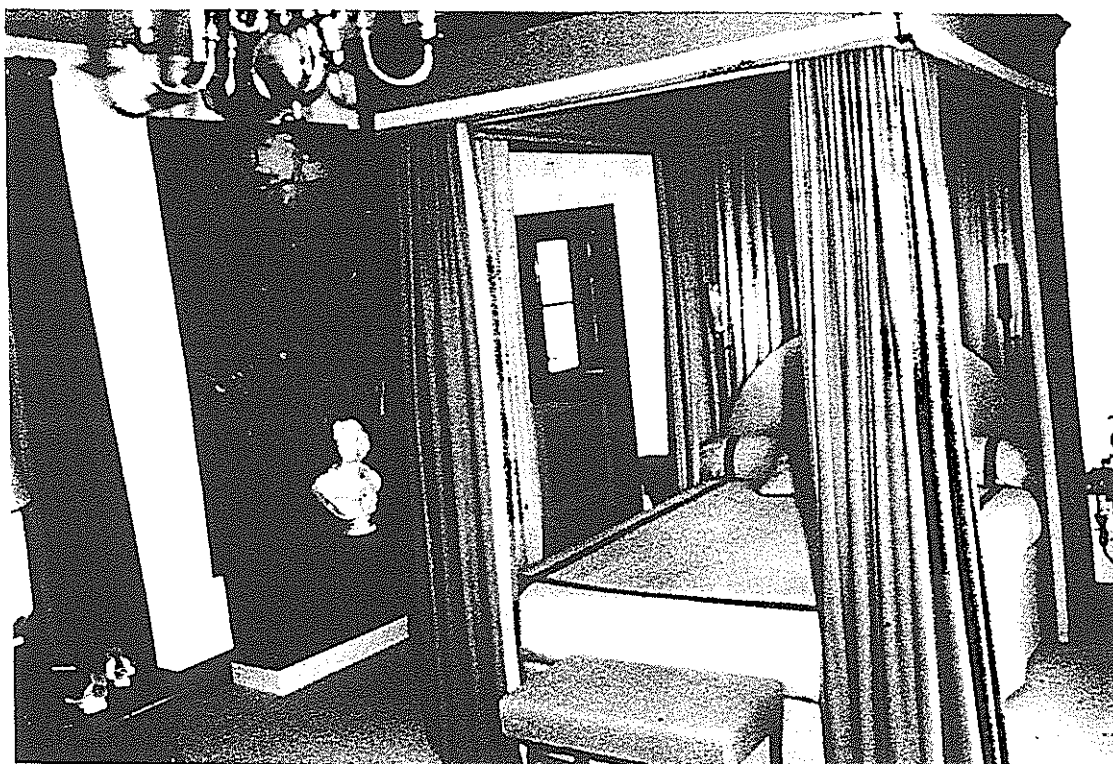
1人1泊朝食付き175-195フラン 2人1泊朝食付き205-235フラン

3人1泊朝食付き265フラン 4人1泊朝食付き300フラン 食事1食85フラン

経営者氏名 ー民宿名ー住所 電話番号



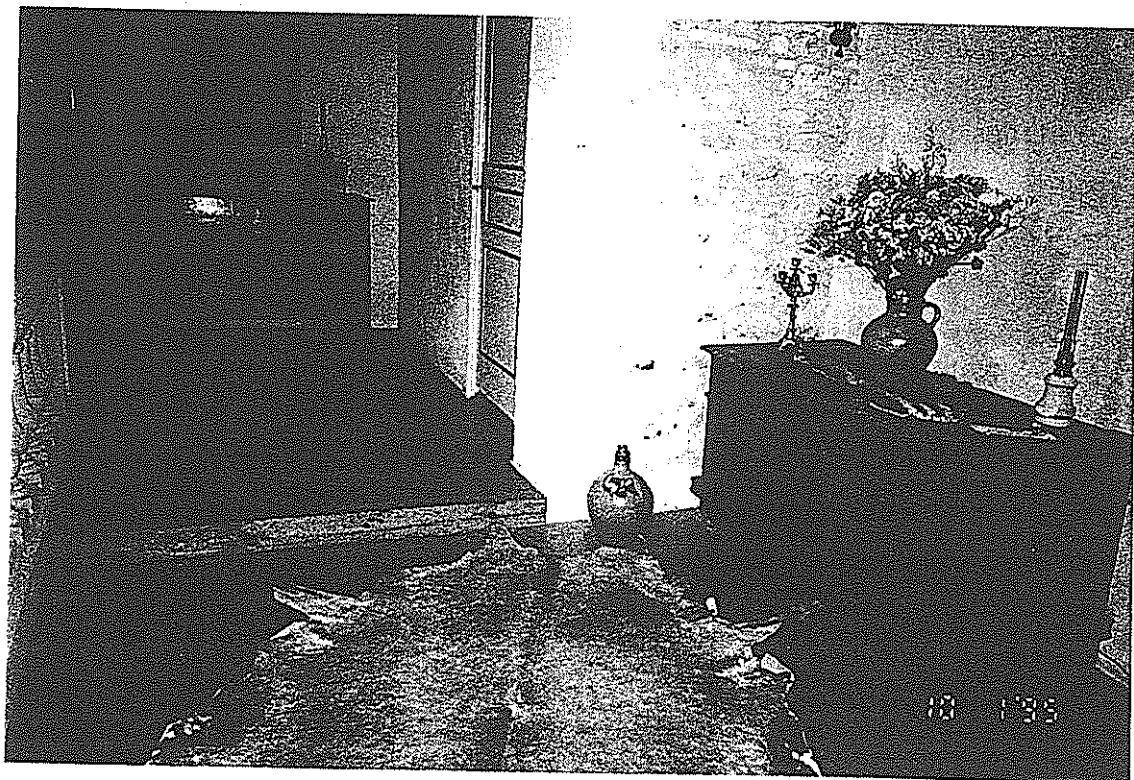
(3つ穂貸室民宿正面)



(3つ穂貸室民宿寝室内 写真提供；la Fédétation Nationale des Gîtes de France)



(3つ穂民宿内の暖炉とアンティーク調理器具の装飾されている食堂)



(3つ穂民宿内の鹿皮の絨毯のある廊下)

(3) 子供民宿(Gîtes d'enfants)

この民宿は、1973年に創設され、20年以上の歴史を持っている。その特色は、学校の夏休み等のバカンス期間中、田園、海辺、山において、基本的には4歳以上13歳以下の子供を2人から11人まで受け入れるため特別に改修された民宿であることにあった。その後1993年に、子供民宿に新しいタイプの民宿で、11歳から16歳の青少年の12人から35人のグループを受入れ対象とするものが加えられた。その数は、1993年版のガイドブックでは現在460軒ある。

民宿は、子供達のために、大自然のもとでの健康的な生活と家族的な雰囲気を実現している。子供達は、滞在中に農村におけるあらゆる活動のチャンスを楽しむことができる。全ての民宿に4人から5人の子供用の共同寝室が設置されている。また、特に卓球、卓上サッカーゲーム、読書、テレビ等の遊び部屋やブランコ、砂場、自転車等の野外の遊び場もある。

受け入れる民宿によって、様々な文化、スポーツ活動の一つあるいは複数試すことが可能であり、また1日単位か週単位で、固有の設備と専門の指導員が付いた主な活動の一つ二つ提案している。例えば、文化活動としては、コンピュータ、演劇、絵画、写真、陶器制作、植物学、外国語学習等、スポーツ活動としては、登山、河川水浴、乗馬、カヌー、水泳、アーチェリー、テニス、洞穴探検、スキー等である。いずれもその民宿で活動可能である場合、その活動内容が絵文字で示されている。

それに加えて、6人以上の子供を受け入れる場合、民宿によって、経営者はその補佐役として1人か数人の指導者の支援を受ける。更に民宿経営者は、5人以上の子供を受け入れる場合は、国家救急法の資格(B. N. P. S: Brevet National de Premier Secours)が必要であり、レクリエーション指導員の資格(B. A. F. A: Brevet d'Aptitude de aux Fonctions d'Animateur)も民宿経営者かその指導者に必要とされている。また、これらの民宿は、県の保健社会活動部局(D. D. A. S. S: Direction Départementale de l'Action Sanitaire et Sociale)と県の青年・スポーツ部局(D. D. J. S: Direction Départementale de la Jeunesse et des Sports)によって認可を受けなければならない。

子供民宿は、受け入れる子供の年齢によって3つのタイプに分かれている。

①ミニ・ジット(Les Mini-Gîtes)は、2人から5人の4歳から10歳の子供を受入れ対象としている(経営者の子供がこの年齢に該当し、活動に参加する場合はこの人数に含める。)

この民宿の大部分は、農家、あるいは家族的雰囲気の中、自然や動物と親しむことができ、近くでいろいろなレジャーを楽しむことも可能である。手作りバターの作り方から野山にハイキング等に行くことによって、植物採集による植物学の学習等全て子供達のために楽しめるプログラムが用意されている。

②ジュニア・ジット(Les Junior-Gîtes)は6人から11人の6歳から13歳の子供を受入れ対象としている。経営者は、その補佐役として1人か数人の指導者を置くことが条件となっている。子供の学校のバカンスのための民宿の原型ともいえるべきであるのがこのタイプである。その活動は、入門的活動として、演劇、ダンス、コンピュータ、外国語学習等が行われる。手作業としては、絵画、陶器制作、七宝工芸品制作等が行われる。スポーツ活動としては、遠足、スキー、カヌーカヤック、乗馬ヨット、水泳、自転車クロスカントリ等が行われる。一般的には、子供の生活リズムを尊重し、あまり無理をせず、1日単位か週単位で最低一つのプログラムの提供をするようにしている。これらの活動のために、

それぞれの専門家が指導員として協力することになっている。活動可能内容は、絵文字で示されている。

③ジュネス・クラブ (Les Club-Jeunes) は、1993年に子供民宿に新たに加えられた新しいタイプの民宿で、12人から35人のグループの11歳から16歳の青少年を受入れ対象とし、个性的でくつろぐことができる雰囲気と、いろいろなバカンス活動ができることの調和のとれた民宿である。熱気にあふれた雰囲気の中で、資格のある指導員の指導により、一体化したグループ活動が展開される。民宿経営者の内容明細書により全ての活動内容が利用者に提供される。乗馬から船上やスキー場でのキャンプまで、これらの活動は冒険へのパスポートとなっている。この民宿は、青年・スポーツによるいわばバカンスセンターとして公認されている。新緑の時期、雪の時期、冬枯れの時期等学校のバカンス期間以外にも利用は可能である。

ガイドブック記載内容の例示(資料；「Vacances en Gîtes d'Enfants 93/94」 Gîtes de France Services)

HAUTES-PYRÉNÉES

Junior-gîtes

C.D.T. - 6, rue Eugene Tenot - 65000 TARBES - Tél. 62.93.03.30 - Fax 62.93.69.90

GAUTERETS Captur Conce



Capacité d'accueil : 6 enfants de 6 à 13 ans.

Gîte situé sur une ferme d'élevage de montagne. Les propriétaires sont agriculteurs, moniteurs de ski et guides haute-montagne. Vos enfants disposent de 2 grandes chambres avec coin salon. Cours de ski l'hiver, d'escalade et randonnée l'été. Fourniture du matériel, remontée et cours inclus dans le prix du séjour. Sur place, terrain 1000 m de foot, volley. Balançoires. A 2 km patinoire, piscine, ski sur herbe...

Prix à la semaine 1993 : 2200 F A.C.

Prix à la semaine 1994 : 2300 F A.C.

Dates d'ouverture : Eté et hiver.

BOYRIE-FITTA J. Pierre et Jeanine - Villa Captur Conce - 65110 Cauterets - Tél. 62.92.54.02

県名 オート・ピレネー県

ジュニア・ジット

県の問い合わせ先 電話番号 ファックス番号

市町村名 コートレ 民宿名 カプトゥー・コンス

アルペンスキー・ロッククライミング

受入人数；6歳から13歳の子供6人まで

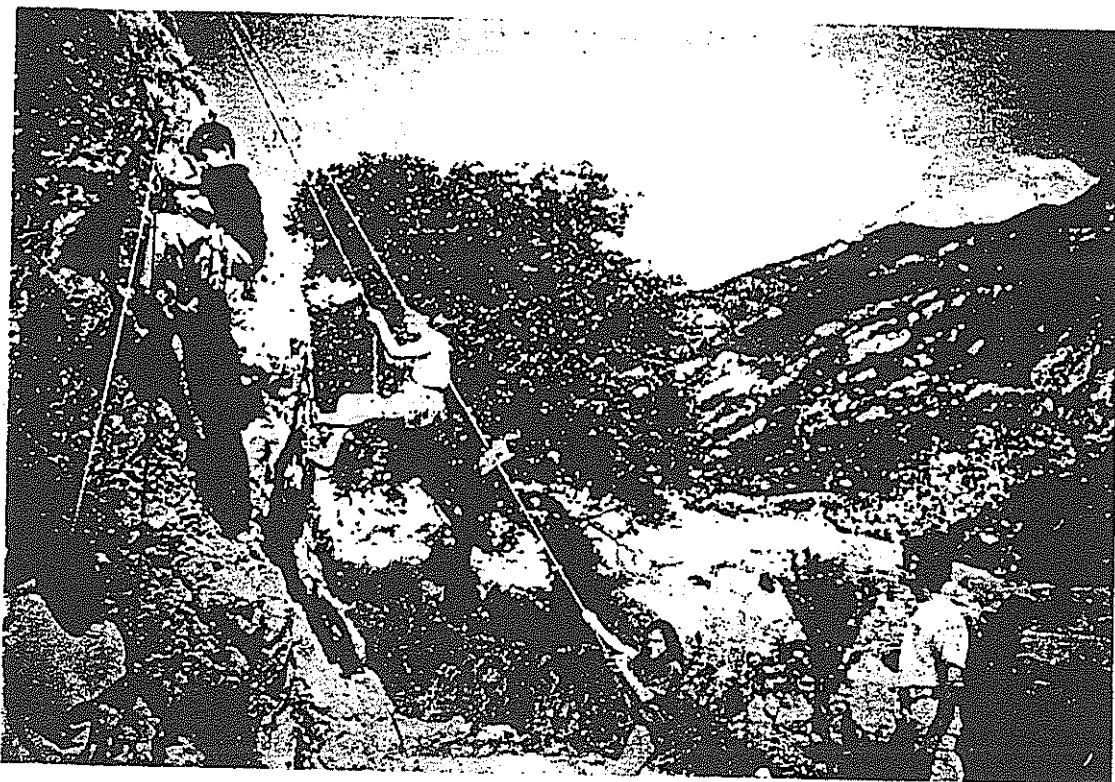
民宿は山岳の牧畜農家に面している。経営者は、農業従事者でスキーの指導員と高山のガイドでもある。あなたの方の子供達は応接間の付いた2つの大きな部屋に滞在することになる。冬はスキー、夏はロッククライミングとハイキングのコースがある。滞在料金には、用具代、スキーリフト代、各コース受講料が含まれている。サッカー場、バレーコート、ブランコまで1,000m、スケート場、プール、草スキー場まで2km

料金 1993年 1週間 2,200フラン

1994年 1週間 2,300フラン

営業期間；夏と冬

経営者の氏名 - 民宿名 - 住所 - 電話番号



(子供民宿 ロッククライミング 写真提供；la Fédétation Nationale des Gîtes de France)

(4) 農家キャンプ場(Camping à la ferme)

このタイプのキャンプ場は、1993年版のガイドブックでは、1,040紹介されている。その特色は、公害の無い農村におえて、多くの場合、農家の近くの木陰のある場所か、森林等の自然空間に存在し、6箇所から最大25箇所の変化に富んだ場所の中から都合のいい場所をテント用敷地として配置でき、その利用料金が極めて安価であることである。

自然に親しみながら、レジャーも楽しめるよう施設も整っている。例えば、バレーボールコート、テニスコート、プール、託児所等の施設が備わっている。各県によって示された場所のリストの中から選択でき、更にキャンプ場は県によってアルファベット順にランク分けされている。

食事については、多くの経営者が、ミルク、卵、鶏、果物、野菜、ワイン等の農産物の提供を行っている。

キャンプ場の規模としては、20人の利用者に対して最大6箇所の場所で構成され、最大300㎡以上の面積が必要であり、トイレ、洗面所、シャワー、流し台等の衛生設備が最大100m以内に設置してあることが必要である。森林等の自然空間にあるキャンプ場では、7箇所から25箇所の場所に28人から100人の受入が可能であり、どのキャンプ場も最低400㎡の面積が必要である。活動可能な内容や特色ある場所が絵文字か略号で示されている。自転車、射撃、遠足等のスポーツ活動や森林、共同浴場等の特色ある場所である。

利用料金は、安いところで大人1人1泊5フラン、子供1人1泊2.5フラン、駐車料金1台1日3フラン、テント敷地代1人1泊2フランと子供1人の3人家族で1泊利用するとしても全部で25フラン（約500円）以下と極めて安価であり、高いところでも大人1人1泊50フランと安価である。

Calvados

Campings à la ferme

Asnelles

C.M. n° 54 — Pli n° 15

Camping à la ferme Emplacements : 6 Ouverture : D'avril à septembre.

6 emplacements sur un terrain semi-ombragé à proximité de la mer. Abri couvert. Douche chaude. Commerces 4 km. Dans une petite station balnéaire de la côte de Nacre, un camping situé à 800 m de la mer et à proximité des plages du débarquement.

Prix : adultes 6 F enfants 3 F emplacement 6 F voiture 6 F

GR : 261

0,8	0,8	0,8	4	4

SEBIRE - 1 rue de l'Eglise - 14960 Asnelles - Tél. dom : 31.22.35.61

県名 カルバドス

市町村名 アスネル

ミシュラン地図番号

農家キャンプ場 テント場所；6か所 営業；4月から9月

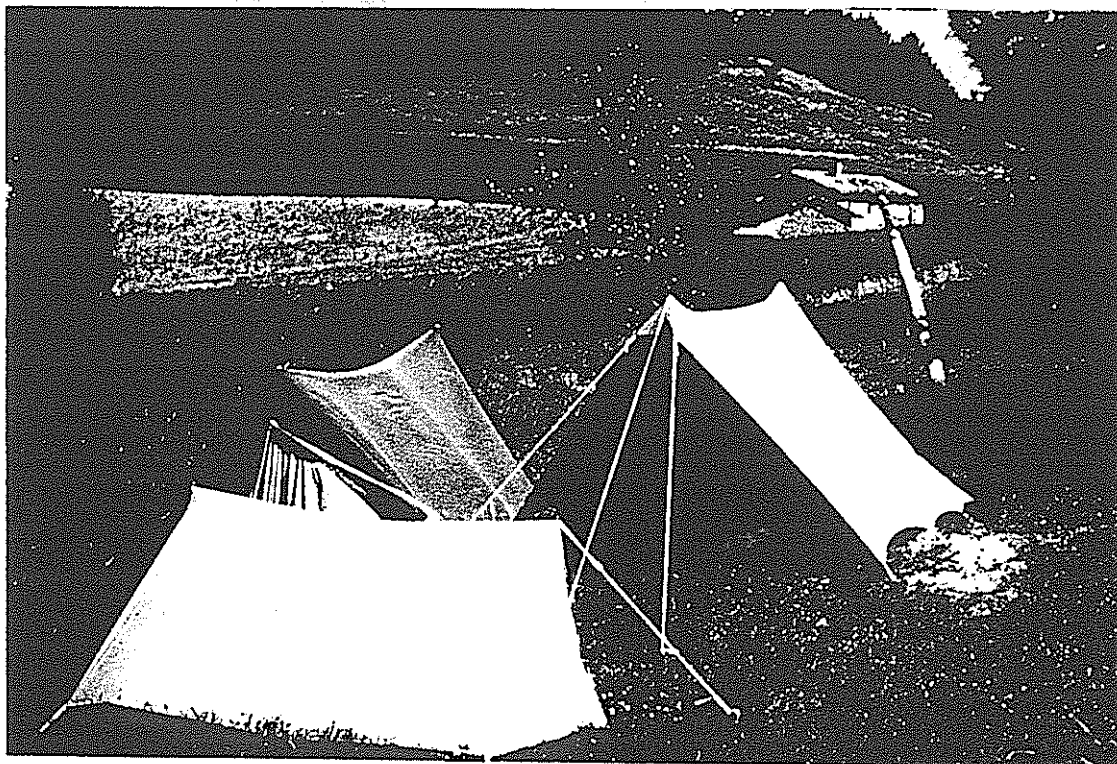
海の近くで半分木陰のある敷地にある6か所のテント場、屋根のある避難場所、温水シャワー、商店街まで4km、ナクルの隣の小さい海水浴場の中にある、海まで800mの地点で陸揚げ海岸の近くにキャンプ場がある。

料金；大人 6フラン 子供 3フラン テント代 6フラン キャンピングカー 6フラン

海 テニスコート ヨット 乗馬 ハイキングコース

0.8km 0.8km 0.8km 4km 4km

経営者氏名—住所—電話番号



(農家キャンプ場 写真提供；la Fédération Nationale des Gîtes de France)



(農家キャンプ場の標識 写真提供；la Fédération Nationale des Gîtes de France)

(5) 簡易・グループ民宿(Gîtes d'étape et de groupe)

このタイプの2つの民宿は、1993年版のガイドブックでは、1,120軒が紹介されている。その特色は、特に宴会好きの人達や徒歩、自転車、乗馬などによる旅行者等の集団を対象に受け入れるため創設され、多くの寝室は相部屋である。ランクとしては、1つ穂から3つ穂までのものがある。

簡易民宿の方は、徒歩、乗馬、自転車、スキー等を利用した旅行者が、次の目的地に向かう前の1日か2日の休憩地としての民宿である。徒歩旅行等のコースの近くにあることが必要条件である。

グループ民宿は、各種セミナーのグループや複数の家族等で一定期間の滞在か週末の間滞在するグループを受け入れるための民宿である。各種セミナーや自然鑑賞会、その他民宿経営者提案による乗馬、マウンテンバイク、冬山登山の実施にも好都合である。

これら2つの民宿は、一般的には12人から50人を収容できることが条件となっている。これらの民宿経営者が自転車、馬を所有している場合借用できる。また、洞窟探検、ハングライダー、テニス、クロスカントリースキー、ゲレンデスキー等の活動を試すことの可能な場所に面しているか近くにある場合、その研修の実践には都合が良い。

また、自然の散策による発見とスポーツ活動の他その地方の郷土料理を囲んでの団らん
が楽しみを更に増すことになる。これら全てのサービスについて適度な料金設定がなされ、
キャンプ場よりも若干上回る程度となっている。ガイドブックの中の各県の地図が民宿を
を見つけるのに便利である。この地図は、遠足のコースの参考として、各県の民宿を最後の
ページに掲載している。国内の12万kmのハイキングコースの標識のネットワークを整備し
ているフランスハイキング協会 (La Fédération Française de la Randonnée Pédestre)
の活動についてもガイドブックの中で紹介している。

ガイドブック記載内容の例示(資料；「Gîtes d'étape et de groupe 1993」 Gîtes de France Services)

Pas-de-Calais

Gîtes d'étape

Desvres

Gîte équestre 15 pers. 3 chamb/dortoir Ouverture : Toute l'année.

Maison indépendante en étage. Abri couvert, cour, garage. Salle à manger avec coin cuisine. Salle d'eau avec 3 douches, 1 douche particulière. 3 chambres avec chacune 1 lit 1 pers. et 2 lits superposés. Radiateurs électriques. Gîte d'étape équestre à la ferme, à l'étage. Terrain non clos commun. Ameublement moderne et simple.

Prix : pers. nuit 25/30 F

							
20	SP	20	SP	SP	SP	SP	20

COMMUNE DE DESVRES - M. Cucheval - Place Léon Blum - 62240 Desvres - Tél. : 21.91.67.61

県名 パ・ド・カレー県

市町村名 デスブレ

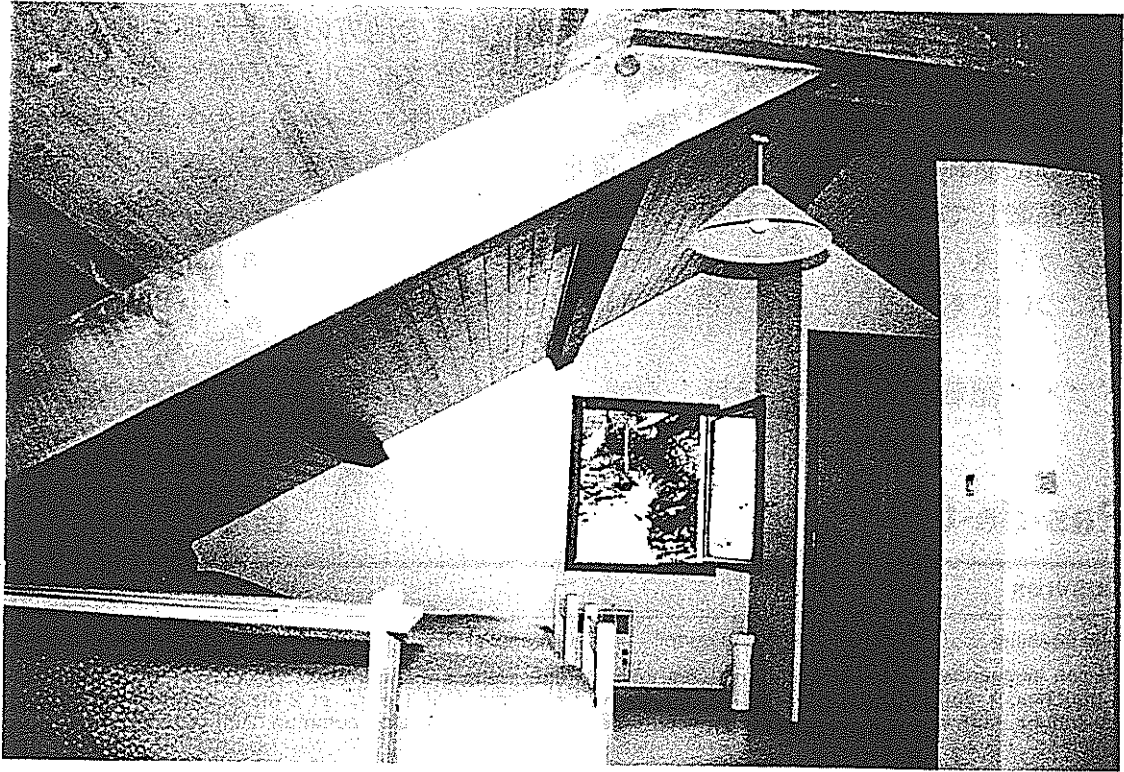
乗馬民宿 15人収容 3共同寝室 営業；無休

2階以上の独立した建物、避難小屋・庭・車庫あり、台所付きの食堂、3シャワー・1特別シャワー付きルーム、1人用1ベッド・2人用2段ベッド2台付き3寝室、電気ストーブ、乗馬簡易農家民宿、共有の囲まれている敷地、現代的で簡易な家具調度

料金；1人1泊 25-30フラン

海 釣り場 ヨット場 プール テニスコート 乗馬場 ハイキングコース ゴルフ場
20km 至近距離 20km 至近距離 至近距離 至近距離 至近距離 20km

市町村名 - 経営者氏名 - 民宿名 - 住所 - 電話番号



(簡易・グループ民宿内部 写真提供；la Fédétation Nationale des Gîtes de France)



(簡易・グループ民宿交歓風景 写真提供；la Fédétation Nationale des Gîtes de France)

(6) 釣り民宿(Gîtes et Logis de Pêche)

この民宿は、釣り愛好家を迎えるためのものであり、1993年版のガイドブックには釣り民宿216軒(Gîtes de Pêche)と民宿ではない釣りホテル(Logis de Pêche)30軒が掲載されている。1泊から利用できる貸室民宿や簡易民宿もあるが、多くは週単位で利用する貸家民宿である。貸室民宿の場合、釣った魚を調理してくれる民宿もある。釣りホテルは、1949年に創設され、主に都市の中心からは外れた農村にある家族経営の中小規模、低料金の4,122のホテルネットワークを持つ全国ロジ・ド・フランス連盟(La Fédération Nationale des Logis de France)の協力により加盟、仲間入りを果たした。

民宿の開設条件としては、

①民宿の近くに釣り場があること。溪流か湖等の場所によってタイプがいくつかあり、釣り場まで最大2kmの距離にあるタイプと10kmを車で15分の距離のタイプ、山にある湖の場合2時間以内等のタイプがある。

②民宿に釣りをするために必要な生け簀、餌の保管庫等の専門設備が備えてあること。長靴、ゴム長靴、釣竿等の釣り道具が簡単に出し入れできるようにその場所が1階に設置されていなければならない。

③釣り場の管理が権限を持っている経営者等によってなされていることなどがある。

民宿経営者の適性として順守しなければならないこともいくつかある。

①県の釣り連盟あるいは市町村等地域の釣り協会と関係を保つことによって様々な釣り情報を保持し、利用客の様々な疑問にも答えられるようにしていること。

②利用客の釣り情報を得るための全ての手続きにも相談に応じること。

③食事付きを設定している民宿経営者は、釣った魚の調理を依頼され、それが可能な場合は、追加料金なしでその地方の調理方法で応じなければならないなどである。

ガイドブック記載内容の例示(資料;「Gîtes et de Pêche 1993」Gîtes de France Services)

SAONE ET LOIRE

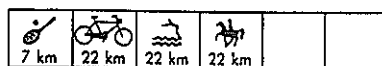
ST-DIDIER SUR ARROUX BOUSSON

NN Maison totalement indépendante au bord du lac de Bousson. Rez-de-chaussée et 1^{er} étage. Séjour/coin cuisine. 1 chambre avec mezzanine, 2 lits 1 pers. 1 convertible. Salle de bains. Chauffage électrique. Cheminée. TV. Lave-linge. Terrain.
3 personnes
GPI
ACCUEIL ET SUIVI DU SEJOUR PAR M. BONNABE André, tél. : 85.82.20.09.

MEIL.PER.PECHE : DU 1^{ER} MAI A FIN SEPTEMBRE. Pêche en étang privé de 40 ha, hors normes, à 10 m du gîte. Poissons dominants : carpes, tanches, brochets et poissons blancs. Articles de pêche en vente à 7 km.

Juin/ Septembre	Juillet/Aout	Hors saison	Week-end
930 F	1150 F	830 F	500 F

450 ● GITES DE FRANCE-SERVICE RESERVATION
71010 MACON CEDEX



CHAMBRE D'AGRICULTURE B.P. 522
Tél. : 85.29.55.60. Fax : 85.38.61.98. C.M. N° 243, pli 37

県名 ソーヌ・エ・ロワール県

市町村名 サント・ディディエ・スール・アルース 民宿名 ブッソン

3つ穂 新基準

3人用

レ 釣りのジャンル

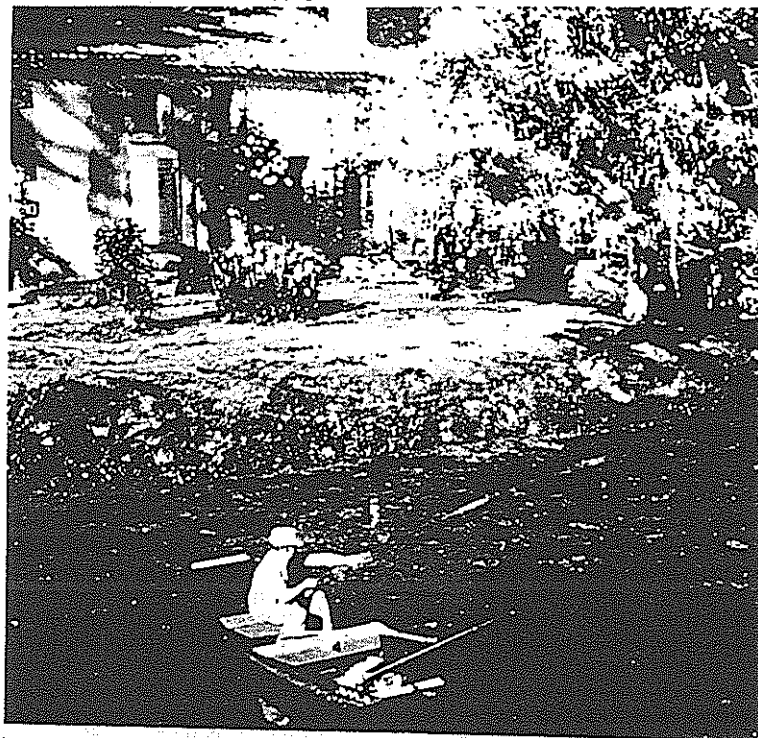
民宿経営者氏名 電話番号

ブッソン湖畔の完全に独立した2階建て住居、リビング・台所、中2階付きの1寝室、1人用2ベッド・1ソファベッド、バス、電気暖房、暖炉、テレビ、洗濯機、敷地あり。

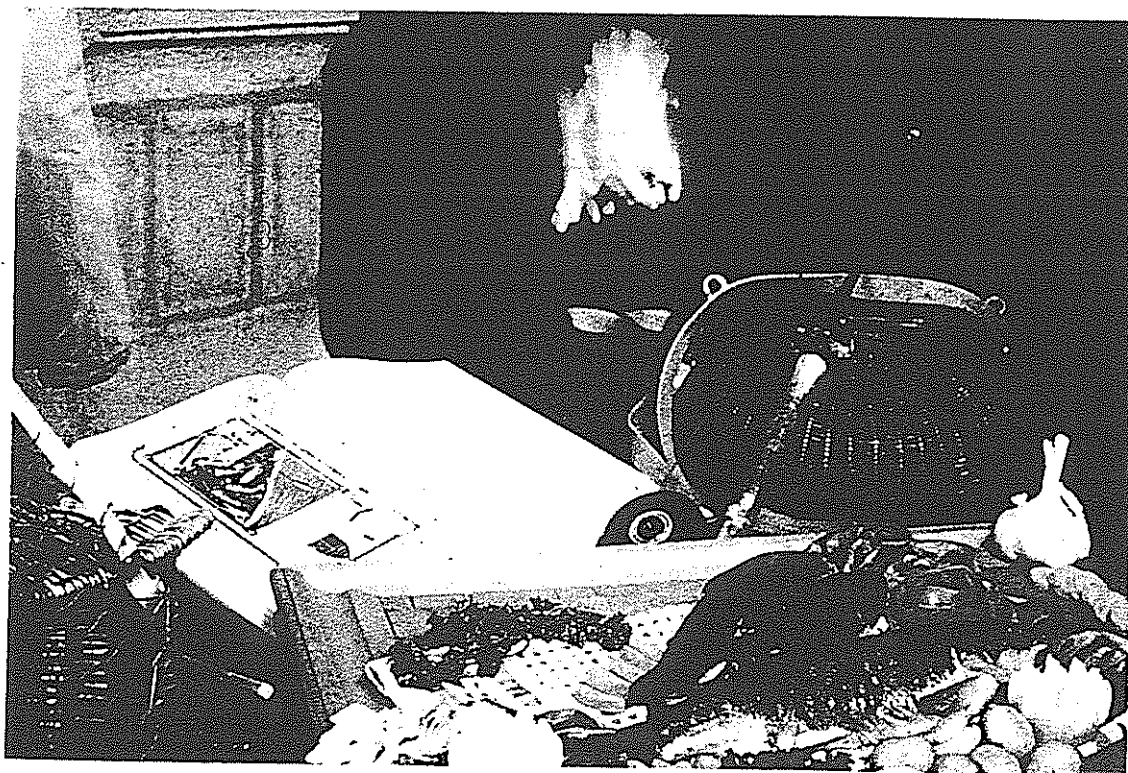
釣りに適した時期；5月1日から9月末日、民宿から10mの所に常軌を逸脱した大きさの個人所有の40haの池での釣り可、生息する主な魚；鯉・テンチ(鯉科の淡水魚)・カワカマス・川魚、釣り具店まで7km
 料金；6月・9月 7月・8月 シーズンオフ 週末 テニスコート 貸自転車 プール 乗馬場

930フラン 1,150フラン 830フラン 500フラン 7km 22km 22km 22km

予約先 住所 電話番号 ファックス番号



(釣り民宿と釣り人 写真提供；la Fédétation Nationale des Gîtes de France)



(釣った魚での夕食 写真提供；la Fédétation Nationale des Gîtes de France)

(7) 高級貸室・貸家民宿(Chambres d'Hôtes et Gîtes Prestige)

この民宿は、1991年にガイドブックが創刊されたばかりであるが、その特色は県協会(県支部)によって選り抜かれた最高ランクの4つ穂で、その建築物の様式や環境条件等が特に際立った特徴がある民宿であることである。また、ガイドブックには、民宿経営者が外国語を話せる場合は、その言語の国の国旗の絵文字により示している。このタイプには、貸室民宿と貸家民宿の2つがある。

まず、貸室民宿は、例えば改修されたプロヴァンス地方の伝統的建築様式の家屋(mas)、中世の領主の館(manoir)、城館(château)等の各地の地方色豊かな建物、時代を感じさせる地方色豊かな家具調度品と個性のある装飾品の数々と民宿経営者のバラエティに富んだそれらの配置やレジャー等は、利用者はその地方の人々の歴史や成し遂げた諸事、異なる生活様式などを体験することによって得られる感激は大きいものがある。

環境条件は、静かでひっそりした雰囲気、上品であるが、時には和気あいあいとにぎやかに、1泊から何泊でも利用できる。1泊の料金には、朝食が含まれており、その内容は地方色豊かな食べ物が食卓に並ぶ。その民宿の女主人の手作りのジャムとかその地方のチーズ、乳製品、豚肉製品等である。夕食については、別料金で利用者の希望により朝食同様その民宿の女主人の手料理が味わえる。家庭料理から盛りだくさんの豪華料理まで内容は豊富にある。都合により女主人が料理を作れない場合は、その地方の伝統的郷土料理のレストランを紹介している。

貸家民宿は、独立した家屋、家族のまたは友人同士の再開の場としてもふさわしい場所である。週末、1週間、数週間の期間で複数の民宿が用意されている。民宿は、庭に取り囲まれて、一つまたは複数の部屋と応接間、食堂、台所、バス、トイレ、洗面所等で構成されている。その滞在をより快適にするために、カラーテレビ、電話機、洗濯機、食器洗い機等が備えてある。1993年版のガイドブックには貸室民宿303軒、貸家民宿25軒が掲載されている。

高級貸室民宿ガイドブック記載内容の例示(資料；「Chambres d'Hôtes et Gîtes Prestige 1993」Gîtes de France Services)



DE MONTAIGNAC MARTINE ET M.CLAIRE

CHATEAU DE FRAGNE
03190 VERNEIX

Tél. 70.07.80.87 ou 70.07.88.10 Fax. 70.07.83.73



★ 4 chambres et une suite, toutes avec bains et wc privés. ★ Téléphone. ★ Ouvert du 1^{er} mai au 1^{er} octobre. ★ Table d'hôtes (à partir de 250 F) : canard, pâté de pommes de terre. ★ Restaurants à 4 et 10 km. ★ Parc de 20 hectares.

★ Tarifs : 460 F 1 Pers. 680 F 2 Pers. 720 F 3 Pers.

Le château de Fragne du XVIII^e siècle est situé dans un très beau parc, au milieu d'une exploitation agricole. Les chambres sont très confortables, agrémentées de meubles anciens et tendues de tissu. L'atmosphère est calme et chaleureuse. Les dîners peuvent être servis soit sur la terrasse, soit dans la salle à manger, au gré des saisons.

★ Attractions touristiques : Festival de musique en Bourbonnais à Hérisson, maison de George Sand. Forêt de l'Espinasse à 5 km. Golf à 15 km.

★ Accès : De Montluçon, prendre la voie expresse, direction Bourges-Paris-Clermont. A la Croix-de-Fragne, sortie Verneix. CM.69 PLI 12.

★ Carte Gîtes de France n° 5

県名 アリエール県

市町村名セロン
民宿名

写真

民宿経営者氏名

経営者 英語可
スペイン語可

民宿名

住所

電話番号 ファックス番号

☆4寝室・1スイート・全室バス・トイレ付き ☆電話 ☆営業時期 5月1日から10月1日 ☆食事(250フランから)；鴨・ジャガイモのパテ ☆最寄りのレストランまで4kmから10km ☆20haの公園あり

☆宿泊料金；1人1泊460フラン、2人1泊680フラン 3人1泊720フラン

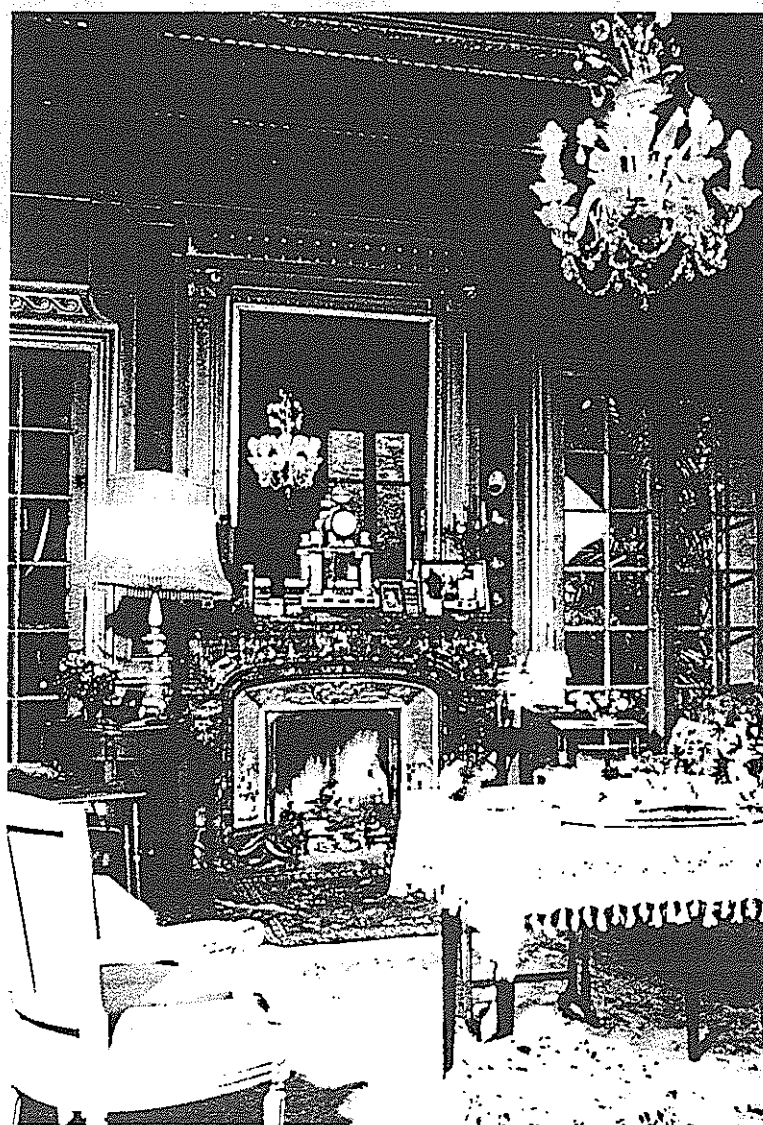
とても美しい公園中にある農家の敷地内にある18世紀のフラーニュの城。各部屋は古い家具調度と壁は織

物で飾られとても快適である。雰囲気は、静かで、真心がこもっている。夕食は、季節に応じてテラスでも食堂でも可能である。

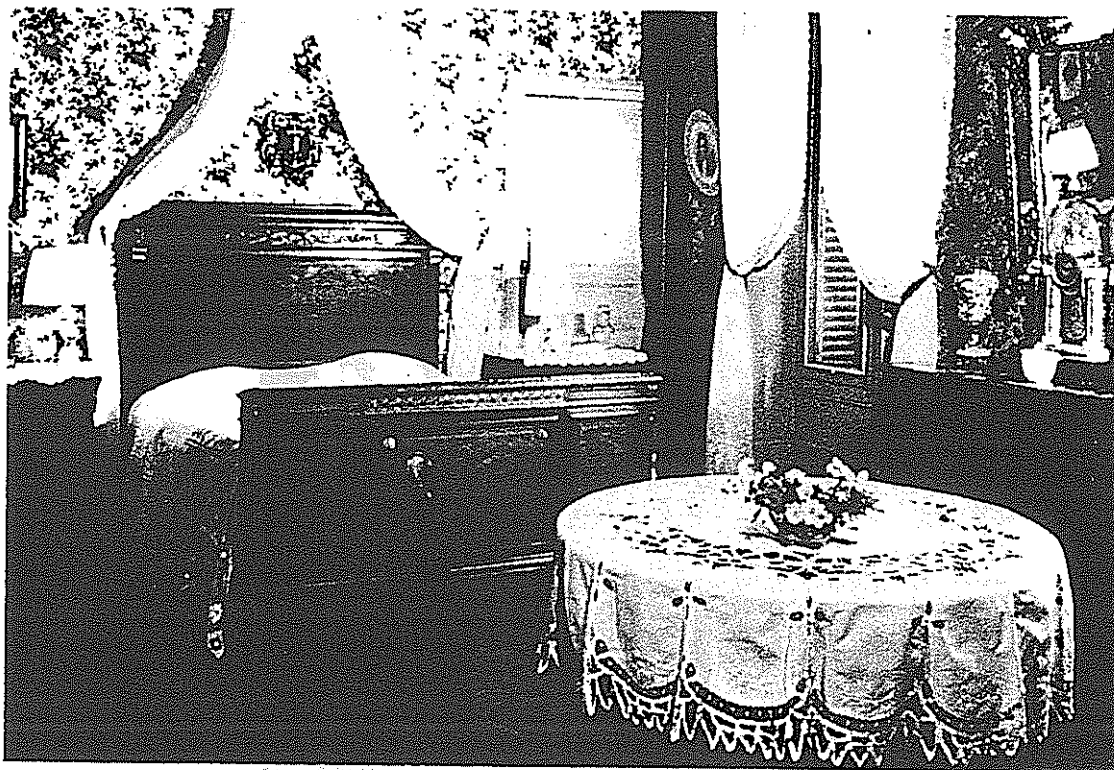
☆観光ポイント；ヘリソンでのブルボネ地方の音楽祭、ジュルジュ・サンドの家、エスピナの森5km、ゴルフ場まで15km

☆民宿までのアクセス状況

☆ガイドブックの地図番号



(高級貸室民宿の暖炉のある食堂 写真提供；la Fédétation Nationale des Gîtes de France)

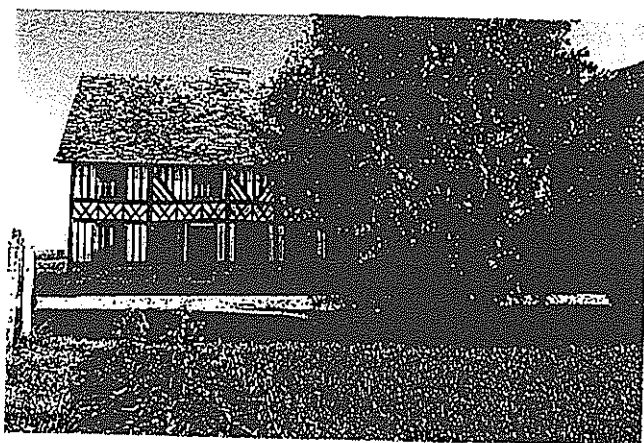


(高級貸室民宿の寝室 写真提供；la Fédétation Nationale des Gîtes de France)

CALVADOS

BIEVILLE QUETIEVILLE

306



GITES DE FRANCE-SERVICE RESERVATION

6, PROMENADE MADAME DE SEVIGNE
14050 CAEN CEDEX
Tél. 31.82.71.65 Fax. 31.83.57.64



★ 3 chambres doubles à l'étage, salle de bains, salle d'eau, wc. ★ Salle à manger, salon, cuisine, vestiaire, wc au rez-de-chaussée. ★ Lave-linge, lave-vaisselle, TV, téléphone. ★ Barbecue, ping-pong. ★ Ouvert toute l'année. ★ Week-end 900 F. ★

★ Tarifs : Hte sals : 2300 F. Mi-sals. : 1750 F. Bas. sals : 1300 F.



Au cœur du Pays d'Auge, cet ancien presbytère du XVIII^e siècle a été aménagé en un gîte très confortable, où trônent deux belles cheminées d'époque. A proximité, une petite rivière serpente dans un environnement calme et verdoyant. Restaurants à 2 et 7 km.

★ Attraits touristiques : Au cœur de Pays d'Auge, à 2 km de Crevecoeur en Auge. Tennis à 4 km. Practice de golf à 9 km. Piscine, équitation, canoë-kayak à 12 km. Mer à 25 km.

★ Accès : Le plan d'accès vous sera communiqué lors de votre réservation.

★ Carte Gites de France n° 2

県名 カルバドス県

市町村名 ビエビル・ケティエビル

写真

予約先

住所

電話番号 ファックス番号

経営者 英語可

独語可

☆2階にはダブルベッド・バス・シャワー・トイレ付き付きの3寝室 ☆1階には食堂・応接間・台所・更衣室・トイレあり ☆洗濯機・食器洗い機・テレビ・電話あり ☆バーベキュー設備・卓球台あり ☆営業年中無休 ☆週末利用 900フラン

☆利用料金；ハイシーズン2,300フラン 標準シーズン1,750フラン ベイシックシーズン1,300フラン

オージュ地域の中心、歴史のある美しい2つの存在感十分な暖炉のあるとても快適な民宿として改修された18世紀の古い司祭館。静かで緑が一杯の環境の中の蛇行した小さな川が近くにある。最寄りのレストランまで2kmから7kmある。

☆観光ポイント；オージュ地域の中心、オージュ地域のクレベクレベクールまで2km、テニスコート4km、ゴルフ練習場9km、プール・乗馬場・カヌー場まで12km、海まで25km

☆民宿までのアクセス状況

☆ガイドブック地図番号

(8) 雪の民宿(Gîtes de Neige)

この民宿は、1991年にガイドブックが創刊されたばかりであるが、その特色はゲレンデのあるスキー場まで、あるいはクロスカントリースキーゲレンデまで15km以内のところに民宿があることである。このタイプとしては、貸家民宿と貸室民宿と簡易民宿の3種類ある。それぞれの民宿の内容については、先に紹介したとおりである。1993年-1994年版のガイドブックでは370軒の民宿が掲載されている。ガイドブックには、①民宿の部屋のベッド数、部屋数、バス、トイレ、洗面所、テレビ、電話、暖房、最寄りの国鉄駅までの距離等民宿に係る情報、②民宿からのゲレンデまでの距離、スキー場のゲレンデの標高、ゲレンデ数、リフトの数、ゲレンデの総延長、スキー学校の有無、リフト券料金の民宿周辺のスキー情報紹介、特に③ソリ場、リュージュ場、スケート場、プール、映画館、乗馬場、テニス場(室内を含む)、スカイダイビング場、パラグライダー場、釣り場、歴史的建造物等のスキー以外のレジャー情報は絵文字で紹介されている。

ガイドブック記載内容の例示(資料；「Gîtes de Neige 1993-1994」Gîtes de France Services)

HAUTE SAVOIE

ALPES

CHAMONIX - ARGENTIERES CHAMONIX/ARGENTIERES - 1150 m

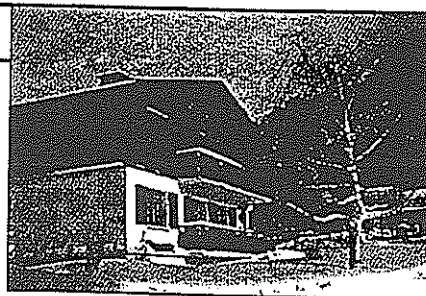
2e gîte au rez-de-chaussée du chalet des propriétaires. Cuisine. Lave-vaisselle. Salle à manger. 2 chambres (1 lit 2 pers. 2 lits 1 pers.). Salle de bains. WC. Chauffage central. Téléphone. TV. Cheminée. Terrasse, balcon, terrain. Gare 7 km. Commerces 1 km. Arrêt navette à 200 m.

CHAMONIX/ARGENTIERES : 1200 à 3300 m d'alt. Domaine des Grands Montets, des Chosalets, du Tour desservis par téléphériques et télésièges. Ecole de ski. Ski de randonnée, hors-piste, mono-ski, sorties en montagne, surf. Stade neige, jardin d'enfants. Sentiers de neige piétons.

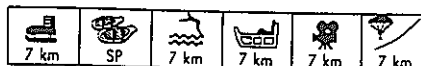
Basse saison hiver	Vacances scol. Noël	Moyenne saison hiver	Vacances scol. février	Vac. scol. printemps
2500 F	2800 F	2800 F	3300 F	2800 F

● RAVANEL BERNARD
LES CHOSALET - ARGENTIERES
Tél. : 50.54.03.73

58 CHEMIN DES MAILLETES
74400 CHAMONIX
C. M. N°92, pli 6



E. C. NN
4 personnes
SKI DE PISTE : 0,3 km
N° 056003



県名 オート・サヴォア県

アルプス地域

市町村名シャモニー・アルジェンティエール スキー場名シャモニー／アルジェンティエール 標高1,150m
所有者の別荘の1階に2つの民宿がある。台所・食器洗い機・食堂付きの2寝室(2人用1ベッド・1人用2ベッド)、バス・トイレ・中央暖房、電話・テレビ・暖炉、テラス・バルコニー・敷地、駅まで7km、商店街まで1km、シャトルバス停留所まで200m。

スキー場の説明シャモニー／アルジェンティエール；標高1,200mから3,300m
ロープウェー、スキーリフトによって全てのグランドモンテ、ショサレのゲレンデは通じている。スキー学校、山スキー、クレバス、モノスキー、山越え、スノーボード可。スキー競技場、子供用の庭、歩行用スキーの小道あり。

ランク付け審査中

4人用

スキーゲレンデまで0.3km

料金；

冬のベシックスシーズン	バカンス・クリスマス時期	中間シーズン	2月のバカンス時期	春のバカンス時期			
2,500フラン	2,800フラン	2,800フラン	3,300フラン	2,800フラン			
民宿経営者氏名	住所	スケート場	スキーシューズ店	プール	ソリ場	映画館	パラグライダー場
電話番号	7km	至近距離	7km	7km	7km	7km	7km



(薪の積み上げてある雪の民宿 写真提供；la Fédétation Nationale des Gîtes de France)



(暖炉のある雪の民宿 写真提供；la Fédération Nationale des Gîtes de France)

(9) 身体障害者の民宿(Gîtes Accessibles aux Personnes Handicapées)

この民宿も、1992年にガイドブックが創刊されたばかりであるが、その特色は体に不自由のある人を受け入れることのできるように施設整備されている民宿であることにある。

民宿利用には、介護者が不必要なタイプと介護者が必要なタイプの2つがある。

まず、前者では次の8つの基準がある。①部屋と部屋とが同一平面上にあるか斜面(スロープ)を通して他の部屋に移れること、②家の内部に急な断層のないこと、③全ての共同部屋が使用できること、④台所設備が使用できること、⑤部屋が満足に使用できること、⑥ベッドの隣を使用できること(または収容人員に応じてのベッドの確保ができること)、⑦トイレを満足に使用できること、⑧お風呂(バス)を満足に使用できることの8つである。

後者としては、次の6つの基準がある。①外部から民宿の入り口まで最大でも2段の階段しかないこと、②介護者付きで共同部屋が使用できること、③介護者付きで台所が使用できること、④介護者付きでお風呂(バス)を満足に使用できること、⑤介護者付きでトイレを満足に使用できること、⑥介護者付きで部屋を満足に使用できることの6つである。

全ての民宿をフランス身体障害者協会(l'Association des Paralysés de France)が訪問チェックしている。1993年版のガイドブックには44県に貸家民宿96軒、貸室民宿24軒、グループ民宿19軒の4タイプの民宿が139軒掲載されている。

Indre-et-Loire

Chemille-sur-Dême Le Bourg



🌿🌿🌿 NN Gîte rural. N° 37/068422.

Accessible avec aide (3 personnes en fauteuil roulant).

Ouvert. : Toute l'année.

Gîte communal mitoyen à un second gîte dans une ancienne école restaurée, tout en rez-de-chaussée. Séjour/cuisine (cheminée, TV, canapé, lave-vaisselle, lave-linge). 1 ch. (3 lits 1 pers.), 1 ch. (1 lit 2 pers. 1 lit bébé). Salle de bains. 2 wc. Chauffage électrique. Grande cour close, barbecue, salon de jardin, abri couvert.

6 pers. Prix : hte.sais. 1450 F moy.sais. 1250 F bas.sais. 1000 F w.e. 600 F

10	SP	SP	10	12	SP

GITES DE FRANCE-SERVICE RESERVATION - 38, rue Augustin Fresnel - B.P. 139 - 37171 Chambray-les-Tours - Tél. : 47.27.56.10. ou 47.48.37.13. - Fax : 47.48.13.39.

県名 アンドル・エ・ロワール

市町村名 シュミュ・スール・ドゥム 民宿名 ル・ブル

3つ穂 新基準 貸家民宿

要介護者(車イス3人) 営業；年中無休

写真

改修された古い学校の2番目の民宿として隣接する市町村営民宿・平屋建て。

居間・台所(暖炉・テレビ・ソファ・食器洗い機・洗濯機)。1寝室(1人用3ベッド)、1寝室(2人用1ベッド・赤ん坊用1ベッド)、バス・2トイレ、電気暖房、囲まれた大きな庭、バーベキュー設備、庭のパラソル付き応接セット。

6人利用可

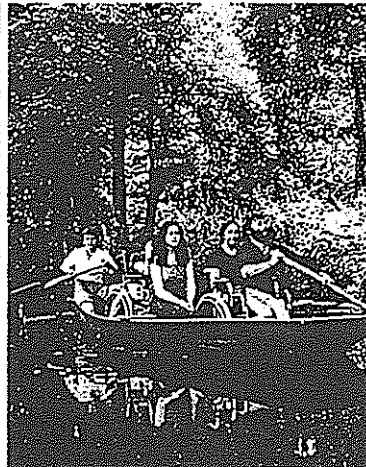
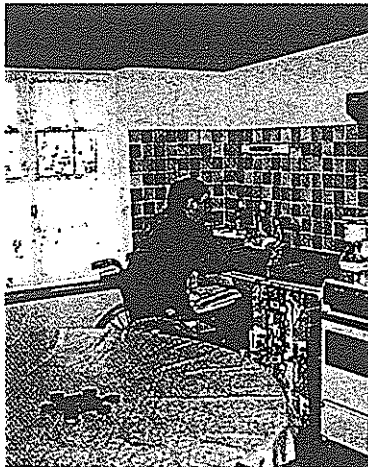
料金；ハイシーズン 中間シーズン ベイシックシーズン 週末

1,450フラン 1,250フラン 1,000フラン 600フラン

プール テニスコート 乗馬場 釣り場 ヨット場 商店街

10km 至近距離 至近距離 10km 12km 至近距離

予約先住所ー電話番号ーファックス番号



(身体障害者の活動風景 写真提供；la Fédération Nationale des Gîtes de France)

(10) パンダの民宿(Gîtes Panda)

この民宿は、1994-1995年版のガイドブックが創刊号であり、100軒の民宿が掲載されていて、その主な種類は、貸家民宿、貸室民宿、グループ民宿である。1992年、世界自然保護基金(WWF:World Wide Fond for Nature)によって知らされたフランス中部アンドル(Indre)、クルーズ(Creuse)の両河川に挟まれた一帯にあるブレンヌ地方自然公園(Parc naturel régional de Brenne)における最初の経験を通して、世界自然保護基金フランス支部(le WWF-France)、地方自然公園連盟(la Fédération des Parcs naturels régionaux)、ジット・ド・フランス全国連盟の3つの組織の歩み寄りのお陰で、この民宿のネットワークは利用者にとって大変な好都合とまた国内観光資源を更に豊富にすることとなった。

世界自然保護基金は、1961年に設立され、30か国に関連組織があり、関係者は500万人の世界最大規模の民間自然保護団体である。本部は、スイスにあり、総裁はエジンバラ公フィリップ殿下(Son Altesse Royale le Prince Philip, Duc d'Edimbourg)である。主な活動内容は、パンダ、象、虎、アザラシ、オオヤマネコ等の絶滅の恐れのある野生生物の保護、熱帯林や珊瑚礁等の生態系の保全、自然保護思想の普及等広範囲な活動を行っている。同基金の活動は、25億フラン(約500億円)の投資で130か国、1万件近くの保護プロジェクトを行っている。パンダの民宿の名前の由来は、世界自然保護基金のシンボルとして使われている中国のパンダに由来している。

世界自然保護基金フランス支部は、1973年から同基金の活動に参加している。現在10万人の寄付者による3,000万フラン(約6億円)以上の投資で、150件のプロジェクトを通して、5,000ha以上の保護活動を行っている。特にこの民宿の創設を通して、パンダの雑誌、視聴覚教材、エコツーリズム(écotourisme)の活動にも精力を注ぐこととなった。

地方自然公園は、関連地方自治体等の合意の上で州により設置され、現在国内に27公園、面積41,976,2km²、国土面積に占める割合約8%、関係市町村数2,176となっている。地方自然公園連盟は、これらの全国組織であるが、運営予算の負担割合については、環境省13%、州40%、県27%、市町村20%で約500万フラン(約1億円)となっている。公園は、自然や文化の遺産についての国民の教育と情報提供の場としての役割と地域経済振興と観光客の受入れの役割等を担っている。

各組織は、人間と自然との共存共栄を図るための計画作りに執心している。この民宿はツーリズムの質を高め、環境を大切に、農業活動と農村を維持、多様化する。事実、この民宿の活動は、破壊されやすく、危険にさらされ、早晚見捨てられることになる自然の中であって、自然を管理することを可能にすることになる。この民宿への滞在は、フランス国内に豊富にある自然に触れる機会と保護の任務を知ることができる。自然は、専門家の仕事の対象に限るものではない。自然の保護は、毎日の一人一人のレベルでの責任に負っている。自然保護を成功させるためには、官民等全てが一体となってその役割を果たさなければならない。次に、この民宿の内容について紹介したい。

ア 定義

この民宿は、他の民宿とは異なり、地方自然公園の中か国立公園(Parcs nationaux)において、世界自然保護基金フランス支部が次の3つの条件を満たした場合に限って認可している。国立公園は、1960年制定の国立公園法に基づいて設けられ、現在7公園で公園面積3,630km²、周辺領域を含めると12,645.89km²と国土面積の2.2%を占めている。その性

格は、大部分が山岳地であり、公園内の動植物の保護、地域の自然破壊につながる狩猟、植物採取、土砂の採取等の一切の行為が禁止されている厳密な公園 (Parc proprement dit)、許可があれば訪問者の迎え入れと宿泊の地となることが可能となる周辺領域・周辺保護地区 (Zone périphérique ou préparc)、専門的な調査と特別な動植物の種の保存のため等以外は公園に入ることが一層強く規制されている全面保護区 (Réserves intégrales) の3つの領域に区分される。

(ア)質の高い自然環境において、観察する機会を提供できること。

(イ)観察設備と専門的情報を提出できること。

(ウ)環境保護が民宿経営者等によって管理されていること。

イ 提案される活動内容や活動場所

(ア)自然の発見の関心に応えて、その所有地に面して設定されているか、または民宿利用客が使うために保護されている散策や観察の順路に設定されている。小さな監視所がこの順路に設定される。

(イ)当該活動場所が道路の至近距離にあるか、または自然環境は質が高く、自然の発見のための関心を高める場所となるとところを含む公共の広場に設定される。

ウ 民宿と散策場所との距離

自然の散策場所や自然の観察場所は民宿の至極身近にあり、しかも徒歩で簡単に行けること。例外的には、民宿から散策場所まで自動車、または自転車でも最大でも10分かつからない程度の距離でなければならないこと。この自然への至近性は、民宿に関する全ての通知、パンフレットに明確に言及されている。

エ 民宿の設備

全ての民宿は、利用客に自然についての教材を提供できる体制にある。

(ア)当該地方の動物、植物の種類識別ガイドの装備

(イ)いくつかの双眼鏡の装備

(ウ)当該地形、地方の幕僚見積用地図の装備

(エ)当該地方の自然に関する情報パンフレットと自然の映画等事前学習装備

オ 民宿経営者の適性

民宿経営者は、その所有する注目に値する天然資源を保護するか、自然を保護するために働くかの義務を負う。また、民宿が設置されている土地に関する地方自然公園で開催される科学者等の会議の時か、世界自然保護基金フランス支部に関連する会議の時に参加する科学愛好家として、これらの民宿経営者は、特に民宿付近の動植物を対象に定期的な調査任務に当たる。

また、民宿経営者は、地域全体や巡回によって見つかる保護地域や保護された土地の中で、自然の散策や観察のできる主な機会について、利用客に教えることができなければならない。

カ ガイドブック記載内容の特色

- (ア) 民宿が標高の高い山岳地帯にもあるため、民宿所在地の標高が明示されている。
 (イ) 特に興味深く観察するのに適しているとして、推薦される滞在時期が明示されている。
 (ウ) 民宿周辺で観察のできる樹木、池、草原、荒地、断崖等の主な自然が明示されている。
 (エ) 鹿の発情期、開花期、鳥の渡り等の観察時間の制限がある動植物の種類と生息場所
 (オ) 民宿から10km以内にある保護地域、公園センター、発見の小道等の環境関連の付随的
 関心を満たしてくれる施設等が明示されている。
 (カ) 自然内部での自然保護、管理、教育的活用に関する民宿経営者の資質が明示されてい
 る。
 (キ) 絵文字の屋根の数で、1つ屋根から3つ屋根まで民宿が人里離れ孤立しているか、人
 里離れた小村の中にあるか、通常の村の中にあるのかが明示されている。
 (ク) 絵文字の花冠の数で、1つ花冠から3つ花冠までで民宿からの展望の素晴らしさの程度
 が明示されている。
 (ケ) 民宿経営者が動植物の観察や写真撮影に都合の良い、小さい見晴らし台を設置してい
 ることが明示されている。
 (コ) 英語とドイツ語の説明が入っている。

ガイドブック記載内容の例示(資料; 「Gîtes Panda 1994-1995」 Gîtes de France Services)
Haut-Jura

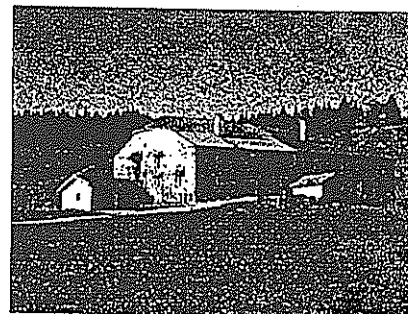
Jura

BELLECOMBE Boulème

1200 m

Gîte aménagé au 1^{er} étage d'une ancienne ferme rénovée, en pleine nature. Cuisine, 1 chambre (1 lit 2 pers. 2 lits 1 pers.), salle de bains. Lave-linge. Chauffage central. Vastes espaces verts attenants. Gare 25 km. Commerces 10 km. Charges comprises.

Au cœur des Hautes Combes (à 1200 m), la vue est superbe sur la chaîne des Monts du Jura. Les pelouses sèches calcaires situées derrière la maison offrent une grande diversité de fleurs (nombreuses orchidées) et de plantes que la propriétaire connaît particulièrement pour leurs vertus médicinales (printemps/été). A proximité du gîte, possibilité de découverte des particularités géologiques de la région.



Février	Noël	Printemps	H.V. Hiver	H.V. Été	Juillet	Août
1900 F	1750 F	1750 F	1250 F	850 F	1100 F	1100 F

E.C. NN  **
 N°202 - 4 pers.

•BUSSOD RAYMOND
 Tél. 84.41.63.06

BOULEME
 39310 BELLECOMBE
 C.M. 70 - PLI 15

									
SP	1.5 km	SP							

自然公園名 オー・ジュラ自然公園

県名 ジュラ県

市町村名 ベレコンブ 民宿名 プレム

標高 1,200m

自然一杯の中にある改修された古い2階建て農家の整備された民宿、台所・1寝室(2人用1ベッド・1人用2ベッド)、バス、洗濯機、中央暖房、隣接する広大な緑の空間、駅まで25km、商店街まで10km

写真

オート・コンベ地域(標高1,200m)の中心、景色はジュラ山脈が眺めら最高
 民宿の背後には乾いた芝生と石灰岩があり、そこには非常に多種類の花々
 (ランのブルーズ)や植物があり、経営者はそれらの薬用効果(春・夏)につ
 いて特別知っている。民宿の近くでは地域の地質学上の特別の発見をす
 ることが可能である。

2月 クリスマス 春 冬 夏 7月 8月 ランク付け審査中 集落から孤立
 1,900フラン 1,750フラン 1,750フラン 1,250フラン 850フラン 1,100フラン 1,100フラン 4人利用可 展望最高

予約先 住所 電話番号

森林 ゴルフ場 スキークロスカントリー
至近距離 15km 至近距離

(11) 馬の民宿(Gîtes et Cheval)

この民宿が初めて登場することになった創刊号である1995年版のガイドブックには、73県にわたって貸家民宿、貸室民宿、グループ民宿等200軒が掲載されている。すべての民宿が、フランス馬全国連盟(la Fédération Nationale du Cheval)によって訪問されている。今日、いくつかあるレジャーの中で、乗馬は多くの共感をもって迎えられている。現在、乗馬愛好家はフランス国内に25万人存在し、8万kmの乗馬用の小道がある(1995年3月3日付けF I G A R O紙による)。こうした事実を背景にして、この民宿は、フランス馬全国連盟の協力により誕生し、多様な馬術活動のできる場所として楽しめることとなった。そして、利用者は、資格を持ったプロによって提案された広範な馬術活動の中から選択できることになっている。例えば、馬との散策、馬との遠出、馬の研修と発見の滞在、馬術入門、乗馬技術の改善、馬の馬車等への連結技術、馬とのゲーム、馬のダンス、馬の曲芸、子馬の活動等である。

ア 定義

この民宿には、貸家民宿、貸室民宿、子供民宿、簡易民宿とグループ民宿、農家キャンプ場がある。そして、馬の農家、馬術センター、子馬クラブ、遠足センターと同様に馬、ロバ等を一般者が利用できる施設として公開している。その条件は次のとおりである。

- (ア)効力のある規則に従って、一つか複数の馬との活動を実践する機会を提供できること。
- (イ)効力のある規則に従って、必要な設備や装備が備えてあること。
- (ウ)権限と自由を持つ民宿経営者等によって管理されていること。
- (エ)正式に認められた資格を持つ幹部職員の配置をすること。
- (オ)提案された活動を実施するための馬、子馬を提供できること。

イ 活動タイプ

初心者の騎手、入門者の騎手に提案される馬との活動があるが、騎手の力量に合わせて、研修と発見の滞在、入門、乗馬技術向上等子供から大人まで、時間と経費に応じて提案される。活動料金と宿泊料金は、民宿に掲示され明確でなければならない。全ての追加の負担費は、請求書に請求されなければならない。

ウ 施設と装備

- (ア)馬のために調整された馬屋があること。
- (イ)提案された活動のための手入れが行き届いており、かつ質の良い騎手の帽子等の馬具装備がある。
- (ウ)1階に更衣室、バス、トイレ、洗面所等衛生設備があること。
- (エ)救急箱や簡単な怪我等の治療薬品が備えてあること。
- (オ)民宿周辺の文化、観光施設等の明記された地図と当該地域のパンフレットが備えてあること。
- (カ)馬に関する装飾があること。
- (キ)馬に関する教育的な資料と同様に、ポロ等の騎馬スポーツの本や雑誌が備えてあること。

(ク)騎手と騎手自身の馬の滞在を迎え入れるために、馬のための馬草、食物、水飲み場の供給ができること。

エ 民宿経営者の資格と適性

- (ア)民宿経営者等は、提案された馬との活動領域において、特に規則によって必要とされる資格、免許を保持しながら、十分な権限を行使しなければならない。
- (イ)獣医学や蹄鉄業のサービスに関する全ての情報提供と同様に、地域における馬や騎馬スポーツに関する情報照会にも応えなければならない。
- (ウ)馬との活動の利用者に対しては、その利用への援助をしなければならない。
- (オ)馬の施設に関連する全ての活動に潜んでいる民事責任に対する保険について精通していなければならない。
- (カ)提案された活動に関する全ての危険が潜んでいる民事、事故責任を補完するため、一般的方法で個人的保険契約を結ぶことのできる機会を提供しなければならない。

オ 馬の状態

配置されている馬は、提案された活動に適応できなければならない。また、これらの活動のために規定に沿った衛生状態が維持されていなければならない。

カ 「馬の民宿」の名称について

この名称を得るためには、どの民宿もジット・ド・フランスの県協会(県支部)と協力関係を築いているフランス馬全国連盟の代表者による訪問を受けることになっている。この訪問の時に、馬の民宿の証明書が記入されることになっている。この名称に有効性を与えるのは、最終的にはフランス馬全国連盟とジット・ド・フランス全国連盟となっている。

キ ガイドブック記載内容の特色

- (ア)馬術の国家免状の免状取得者が明示されていること。
- (イ)子馬の指導員免状等のフランス馬全国連盟の免状取得者が明示されていること。
- (ウ)馬のツーリズムガイド等のプロの免状の免状取得者が明示されていること。
- (エ)団体活動指導員の免状の免状取得者が明示されていること。
- (オ)アラブ種、アングロアラブ種等の馬の品種が明示されていること。

ガイドブック記載内容の例示(資料；「Gîtes Cheval 1995」Gîtes de France Services)

IZE

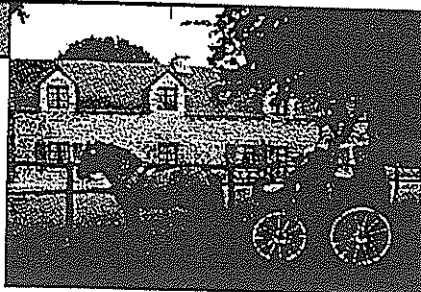
Maison indépendante toute au rez-de-chaussée située à l'orée d'un bois. Séjour (convertible), cheminée, prise TV. 2 ch. (1 lit 2 pers. 4 lits 1 pers.). Salle de bains, wc. Ch. électrique. Linge, l-vaisselle. Table de jardin, barbecue, balançoire. Gare 13 km. Commerces 3 km. Du 15/6 au 15/9 : gîte en service réservation, le reste de l'année : auprès du propriétaire.

Promenade en attelage avec meneur, 10 places. 200 km de chemin à partir du gîte. Possibilité de plusieurs attelages : 50 F/heure/pers. La journée avec pique-nique : 250 F/pers., minimum 4 pers. Venue en tourisme équestre. Chevaux cobs et poneys highland. Accueil de chevaux : 3 boxes, 2 paddocks : 20 F/jour fourniture itinéraire.

Juillet/Août : 1700 F	Autres mois : 1000 F	Week-end : 850 F
--------------------------	-------------------------	---------------------

◆ GITES DE FRANCE-SERVICE RESERVATION
19, RUE DE L'ANCIEN EVECHE
53012 LAVAL CEDEX
C. M. N° 60, plr II

tel. : 43.67.37.10. Fax : 43.67.38.52. PROP : 43.01.64.42.



NN
N° 119
6 personnes
2 CHEVAUX 2 PONEYS

8 km	8 km	15 km	15 km	3 km	8 km	25 km	8 km	SP
------	------	-------	-------	------	------	-------	------	----

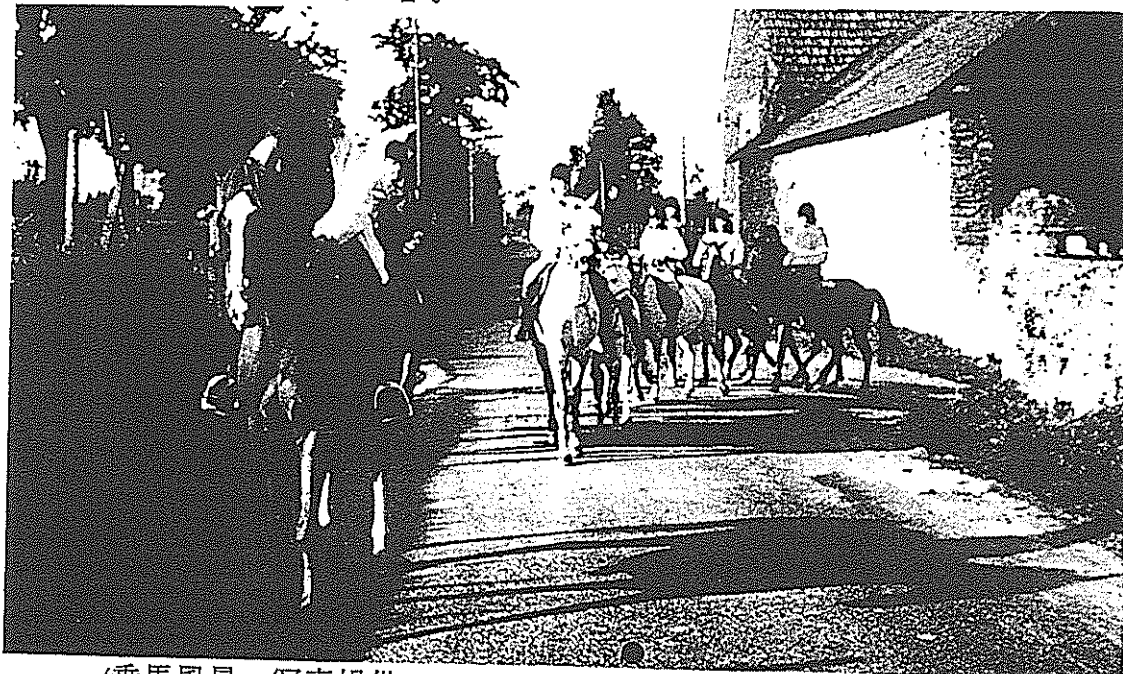
市町村名 イズ

森のはずれにある平屋建ての完全に独立した住居。居間(変換可能)・暖炉・テレビの差し込みあり。2寝室(2人用1ベッド・1人用4ベッド)。バス・トイレ・電気洗濯機・電気食器洗い機、庭のテーブルセット・バーベキュー設備・ブランコあり。駅まで13km、商店街まで3km、ジット・ド・フランス県協会での予約サービス期間 6月15日から9月15日まで、残りの時期は直接経営者まで連絡可 指導者を伴っての馬車の散歩10箇所、民宿から200kmの道を馬車数台連結も可で 1時間1人50フラン・1日のピクニック1人250フラン・最低4人で乗馬観光可 電話3馬房・2引き馬場あり、道程供給馬具1日20フラン。

写真

3つ穂新基準 カード式
農家 6人利用可
馬2頭 ポニー馬2頭
釣り場 水浴場 ゴルフ場 ヨット場 テニスコート プール ロッククライミング 森林 ハイキング コース
8km 8km 15km 15km 3km 8km 25km 8km 至近距離

7月・8月 他のも 週末
1,700フラン 1,000フラン 850フラン
予約先 住所 電話番号 ファックス番号



(乗馬風景 写真提供；la Fédération Nationale des Gîtes de France)

(12) レジャー民宿(Les Chalets-Loisirs)

この民宿のガイドブックは現在のところ、まだ刊行されておらず、準備の段階にあるが、構想としては次のようになっている。この民宿は、自然が一杯の環境の中で、新しい個人用家屋で、隣との境界もなく、建物の土台もない最低限の条件のみで建てられた山小屋かそれに近い小屋である。シートと映画の提供のある最大6人の受入れが可能となるように整備され、一カ所当たり3軒から25軒のレジャー民宿で構成される。それぞれの民宿の間には、400㎡の面積の隣接地が必要条件である。この民宿では、利用者に釣り(Pêche)、マウンテンバイク(V. T. T: Vélo Tout Terrain)、足踏みボート(Pédalo)、弓を射ること(Tir à l'arc)等のレジャーが提案される。ハイシーズンには、民宿により提案された最低2つのレジャー活動が利用料金の中に含まれていなければならないとしている。

第2節 「農家へようこそ(Bienvenue à la Ferme)」ネットワーク

これまで、ジット・ド・フランス全国連盟の紹介をしてきたが、加盟農家数自体は前者と比較して非常に少ないが、農家のみを対象としている点で注目したのですが、「農家へようこそ(Bienvenue à la Ferme)」ネットワークである。以下その詳細を紹介する。

1 その誕生と歴史

今日農村は、環境に関して益々増大する要求を持つ社会の新しい期待に応じて、環境保護をその中心に置きつつ、その生活と生産物の質、レジャーの種類等において多様化の様相を見せている。このような状況の中、ツーリズムの発展と自然への回帰の点で、農業経営者(les exploitations agricoles)にとっては、その経営がより容易になっている状況が生じているともいえる。農業従事者(les agriculteurs)のツーリズムに関する活動は、このツーリズムの充実に大いに貢献している。しかし、今日、ツーリズム活動に専心している農業従事者は、2万人以上、約2%の割合を占めているが、この割合は、スウェーデンの農家に占める割合の20%、オーストリアの10%、イギリスの7%、ドイツの4%と比較すると少ない傾向を示している。

この活動の発展に貢献したのが、1981年農業会議所常任議会(l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture)内の1協会である「農業・ツーリズム協会(L'Association d'Agriculture et Tourisme)」が組織した、黄色の小さな花をシンボルマークとした「農家へようこそ(Bienvenue à la Ferme)」と名付けたツーリズム事業のネットワーク組織である。その後1988年になって、1協会であった「農業・ツーリズム協会(l'Association d'Agriculture et Tourisme)」は、1部局である「農業・ツーリズム部(le relais <Agriculture et Tourisme>)」と名称を改められた。

農業会議所常任議会(l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture)は、農業経営者組合全国連盟(F. N. S. E. A: Fédération Nationale des Syndicats d'exploitants agricoles)、青年農業者国立センター(C. N. J. A: Centre Nationale des Jeunes Agricultures)、農業相互協同金庫全国連合(C. N. M. C. C. A: Confédération Nationale de la Mutualité de la Coopération et du Crédit Agricole)、農業会議所常任議会(A. P. C. A. Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture)の各連盟等の団体を農業職業連合として再編成してできた組織である。現在、農業会議所常任議会(l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture)のシェザルビエル(Mme Chézalviel)副会長が「農業・ツーリズム部」を取り仕切っている。

「農業・ツーリズム部」は、全国で90の県農業会議所(Chambres d'agriculture départementales)内に設置された「農業・ツーリズム部」という県支部(les relais départementaux)と12の州農業会議所(Chambres régionales d'Agriculture)内に設置された州支部(les relais régionaux)を通してアイデアに富むサービスとそのサービスの品質とを保証する「農家へようこそ」ブランドを運営している。そして、「農家へようこそ」ブランドのネットワークの下で、農家によるツーリズムの振興政策を実施している。

州農業会議所は、各州に1つあり、各県の農業会議所から選任された代表者で構成され、州レベルでの農業に関する諮問と介入の役割を担っている。県農業会議所は、通常県に1つ存在し、選挙で選任される委員と一般の職員で構成されている。委員の半数は、農業経営者、農業賃金労働者等農業に携わる様々な人々による6年ごとの投票により選任され、残りの半数は、農産物生産者組合等の各種農業団体の代表者で構成される。政府の農業政策への助言、農業技術の指導普及、農業技術開発、農業振興政策の実施等の役割を持っている。その他行政サービスに関する指導、財政に関する情報提供、農家のツーリズム活動を宣伝するためのパンフレットやポスターの作成等を行っている。

農業従事者は、農家のツーリズム活動の品質を保証するために「農家へようこそ」ブランドのネットワークに加盟し、その活動を展開している。このネットワークの加盟希望者は、全国版ガイドブック掲載料と当ネットワークのロゴマークの入った看板代金として年間農家レストラン(la ferme-auberge)は350フラン、乗馬農家(la ferme équestre)250フラン、農家滞在民宿(la ferme de séjour)250フラン、その他150フランの負担金を納めなければならない。

加盟の際には、「農家へようこそ」ブランドの全国統一の規約に従う義務を負うことになる。

今日、「農家へようこそ」ブランドのガイドブックは全国的に知られるところとなっている。表24のとおり、全国の約3千弱の農家が次の異なる6つのタイプの利用客受入れサービスを実施している。

表 24 「農家へようこそ」加盟農家数

区 分	1986年	1994年	1995年
農家レストラン	287	752	800
乗馬農家	66	157	200
農家滞在民宿	36	180	250
農家キャンピング	723	711	800
農家喫茶		159	250
生産物直売農家		436	700
合 計	1,112	2,395	3,000

資料；l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture Service Agriculture et Tourisme

全体的な農家数は、年々増加傾向にある。農家レストラン(la ferme-auberge)、乗馬農家(la ferme équestre)、農家滞在民宿(la ferme de séjour)、農家キャンピング(le camping en ferme d'accueil)、農家喫茶(le goûter à la ferme)、生産物直売農家(les

ここでは、全国版のガイドブック(「BIENVENUE A LA FERME 1994」l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture Service Agricultureet Tourisme)の実際の掲載例を通して活動タイプの内容を紹介する。全国版のガイドブックは、県番号に掲載されており、各県の最初のページには、左上に県名、中央に州名、県名の下にその県のフランス全土に、占める位置、照会先が掲載されている。最下欄には、県のツーリズム情報の概要が記され、その後県内の各タイプごとの具体的説明が掲載されている。



(1) 農家レストラン(la ferme-auberge)

このレストランは、農家の敷地内等にある、きれいに整備されたレストランである。ここでは、気取らず、自然な歓迎を持って利用客は迎え入れられる。農家の主人は、利用客の関心のある農家とツーリズムに関するあらゆる情報に通じている。農家とその周辺は、清潔で、快適、花飾りがあるなど地方色豊かな雰囲気作りがなされている。建物内部も、伝統的農家の遺産である装飾品や芸術品で色取られている。料理は、農家の生産物を基に作られる。このレストランの多くは、受入れ準備の必要から、前もって予約のあったときだけ受入れている。料理は、その土地の料理法による料理で構成されている。農業会議所常任議会の「農業・ツーリズム部」では、料理する人の参考文献として、全国各地の郷土料理の料理方法を掲載した「農家レストランの本物の料理法(Livre des Recettes Authentiques des Fermes Auberges)」を刊行してる。受入れに関する歓迎や料理の質等の品質を保持するため、一般的には最大でも60名分と座席制限があるが、例外的に100人を越した客を受入可能なところもある。金額的には、レストランによって違いがあり、1人1食50フランから250フラン(約1,000円から5,000円)前後までである。

(ガイドブック記載事例)

ノールデム村 郵便番号67520

ジョンピエール・フォンド(農業従事者の氏名)

カブリの農家レストラン(農家レストランの名前)

電話番号 県地図上の村の位置番号

農家レストランのマーク

地理的位置；ストラスブールから21km、

ミシュラン地図番号と場所番号

農家の所在と態様；ワイン街道の始まりに位置する木骨組積

造の家、乳用山羊の飼育農家

レジャー；テニスコート、プール、乗馬場至近；

直売品；農家生産物

・農家レストラン

自慢料理；田舎風スープ、豚肉製品、山羊のソーセージ(冬)、

ソーセージやハムを添えたシュークルート、ポトフ、自家製

チーズ、サクランボの蒸留酒の入った甘い白チーズ

営業；通年で水曜日から日曜日の昼食、夕食まで

グループ予約は月曜日を除く

受入；100人

NORDHEIM

67520

Jean-Pierre Fend
Ferme-auberge du Cabri

88 87 73 91/88 87 61 65

(21)



Situation : à 21 km de Strasbourg, C.M. n° 87
pli 14.

La ferme : maison à colombages située au début
de la route du vin. Élevage de chèvres laitières.

Loisirs : à proximité : tennis, piscine, équitation.

Vente directe : produits fermiers.

● FERME AUBERGE

Spécialités : soupes paysannes, cochonnailles,
saucisson de chèvre (l'hiver), choucroute garnie,
pot-au-feu, fromages de la ferme, fromage blanc
sucré au kirsch.

Ouverture : toute l'année du mercredi au
dimanche midi et soir. Groupes sur réservation
sauf lundi.

Accueil : 100 personnes.



(写真提供；l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture Service Agriculture et Tourisme)

(2) 乗馬農家(la ferme équestre)

この農家は、いくつかの乗馬活動サービスを提供する農家である。そこでは、食事、宿泊の提供も可能である。特に農家の経営者の騎手としての個性的なサービスやその地方の農業とツーリズムに関する状況の情報を得ることも可能である。この農家の経営者は、馬の飼育者でもあり、提供する馬の活動サービスのための準備と維持にも通じている。

これらの活動は、大きく分けて、すぐに精通した者と初心者を対象としたものがある。精通者を対象としたものには、しばらく馬から離れていた者の再教育研修、乗馬旅行、乗馬連盟の試験準備のための研修、馬術競技、馬車引き、馬の曲芸、馬のダンス、自己所有の馬とともに宿泊し、馬の面倒を見てもらう等の活動サービスがある。初心者を対象としたものには、乗馬入門研修、馬車引き、乗馬による散策等の活動サービスがある。

(事例)

リスル・シュル・ターン村 郵便番号81310

ダニエル・ファビエン・ロエシュ(農業従事者の氏名)

サント・コルネイユ(乗馬農家の名前)

電話番号 県地図上の村の位置番号

乗馬農家のマーク

地理的位置；トゥールーズ方面にアルビから30km

ミシュラン地図番号と場所番号

農家の所在と態様；ターン流域に位置する伝統的農家

馬の飼育農家

レジャー；農家内に子供の水遊び場・ハイキング道、

テニスコート至近

・乗馬農家

馬数；12頭

環境；国家免許保持者1名

馬との活動；散歩、大人と子供とのハイキング、障害

物・クロスカントリー訓練コンクール及びポニー馬の試

験への参加

営業；通年

価格；1週間1,400フラン、2週間2,500フラン

客所有馬の管理15日間3,750フラン、1か月6,300フラン

LISLE-SUR-TARN

81310

Danièle et Fabien Roesch

Sainte-Corneille 63 40 46 97

(17)



Situation : à 30 km d'Albi, direction Toulouse, C.M. n° 82 pli 9.

La ferme : ferme traditionnelle située dans la vallée du Tarn. Élevage de chevaux.

Loisirs : sur la ferme : pataugeoire enfants, sentiers, randonnée ; à proximité : tennis.

● FERME ÉQUESTRE

Chevaux : 12 .

Encadrement : 1 personne titulaire du brevet d'État.

Activités : promenades, randonnées adultes et enfants, participation au concours d'entraînement obstacle et cross, examen poney-club.

Ouverture : toute l'année.

Prix : 1 400 F/semaine, 2 500 F/2 semaines.

Cheval : 3 750 F/15 jours, 6 300 F/mois.



(写真提供；l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture Service Agriculture et Tourisme)

(3) 農家滞在民宿(la ferme de séjour)

この農家は、宿泊と食事と農家周辺の場所におけるスポーツ、文化、芸術、レジャー活動サービスを提供する農家である。この農家は、家族の絆を深めるために自然と田舎の中で数日間溶け込みながら様々な活動を楽しむことを望む人々の要求に応えている。食事は

その地方の郷土の産物と農家の生産物をベースにした家庭料理が女主人によって提供される。最大で6寝室で家族等を受け入れている。

(事例)

サレ・ダングレ村 郵便番号16130

ミッシェル・ジャッキー・シェニー(農業従事者の氏名)

ル・シロン(農家滞在民宿の名前)

電話番号 県地図上の村の位置番号

農家滞在民宿のマーク

地理的位置；コニャックから10km、

ミシュラン地図番号と場所番号

農家の所在と態様；コニャックのブドウ栽培地域の中間に位置するシャラント地方の伝統的様式の農家屋、ブドウ栽培、穀物栽培農家

レジャー；テニスコート、乗馬場、プール至近、ゴルフ場10km、海60km

直売品；農家生産物、ピノワイン、コニャック

・他のセールスポイント；馬の宿泊、釣り、乗馬、コニャック蒸留所、酒倉訪問可

宿泊；14人可、2つ穂

営業；通年

価格；1人120フラン、2人170フランから200フ

ラン、3人250フランから280フラン食事65フラン

SALLES-D'ANGLES

16130

Micheline et Jacky Chainier
Le Chiron 45 83 72 79

(18)



Situation : à 10 km de Cognac, C.M. n° 72 pli 12.

La ferme : maison de caractère typiquement charentaise située au milieu du vignoble cognacais ; viticulture, céréales, distillation.

Loisirs : à proximité : tennis, équitation, piscine, golf à 10 km, mer à 60 km.

Vente directe : produits fermiers, pineau, cognac.

Autres prestations : hébergement de chevaux ; pêche, activités équestres, visite distillerie et chai, jeux pour enfants, distillation décembre à janvier.

● FERME DE SÉJOUR

Hébergement : 14 personnes, 2 épis NN.

Ouverture : toute l'année.

Prix : 120 F/personne, 170 F à 200 F/2 personnes, 250 F à 280 F/3 personnes, repas 65 F.



(写真提供；l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture Service Agriculture et Tourisme)

(4) 農家キャンピング(le camping en ferme d'accueil)

自然界の中でキャンプを望む人々の要求に応え、農家の敷地内にその場所を設けたのがこの方式である。この方式は、フランス・キャンプ場・オートキャンプ場連盟(la

Fédération Française de Camping et de Caravaning)によっても認知されている。

キャンパーとキャンピングカー利用のキャンパーは、農家の敷地内やすぐ近くの緑に囲まれたところや県条令(arrêté préfectoral)等によってに設立されている公共キャンプ場の中でも受け入れられている。これには、次のタイプがある。市町村への届け出によるだけで済む1つのキャンプ場に6つのテント設置が可能となっているキャンプ場用地、県条令(arrêté préfectoral)によって等級別に格付けされ、最大25のテント設置が可能な自然キャンプ場(aires naturelles de camping)と7つから25の設営が可能なキャンプ場・オートキャンプ場整備用地(terrains aménagés de camping et de caravanage)などがある。

キャンプ場用地面積としては、最低でも300m²以上は必要で、トイレ、シャワー、洗面所等の衛生設備はキャンプ場から100m以内に設置されていることが条件となっている。場合によっては、キャンプ場や小屋の中でゲームや様々な余興に親しむことも可能である。

このキャンプ生活によって、農家と農村世界の未知の発見を容易にし、農家直売の生産物を購入することにより食通になることも可能である。

(事例)

コンムブル村 郵便番号74920

ユベール・シャンベル(農業従事者の氏名)

ル・フュグ(農家キャンピングの名前)

電話番号 県地図上の村の位置番号

農家キャンピングのマーク

地理的位置；メジエブの西から5km、

ミシュラン地図番号と場所番号

農家の所在と態様；モンブラン山脈に面する標高1,000mにあるところに位置している。

レジャー；プール5km、テニスコート・釣り1km、ヨット水面6km

・キャンピング；キャンプ場所18箇所

サービス；衛生設備

営業；5月1日から8月30日

価格；大人1人5.4フラン、子供1人3フラン、キャンプ場所1箇所と駐車場代で13.20フラン

COMBLOUX

74920

Hubert Chambel

Le Feug 50 58 61 95

(en cours de classement)

6



Situation : à 5 km à l'ouest de Megève, C.M. n° 89 pli 4.

La ferme : située face à la chaîne du mont Blanc à 1 000 mètres d'altitude.

Loisirs : à proximité : piscine à 5 km, tennis, équitation, pêche à 1 km, plan d'eau, voile à 6 km.

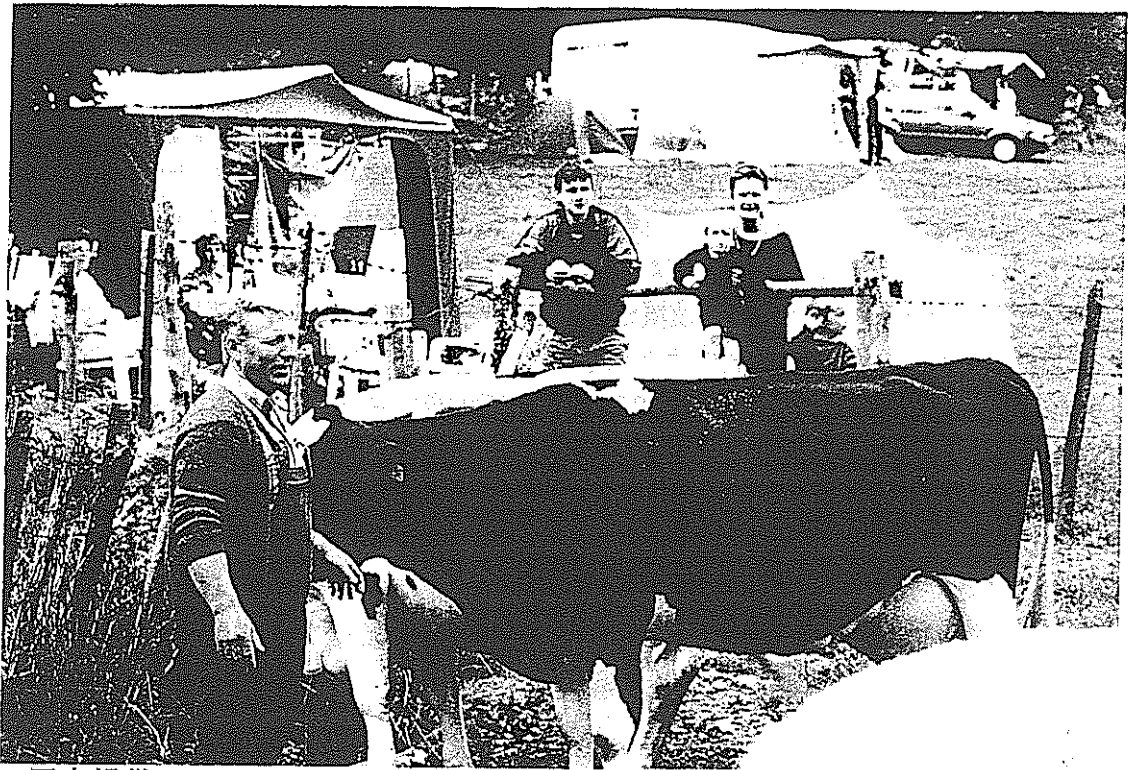
● CAMPING

Nombre d'emplacements : 18.

Services : bloc sanitaire.

Ouverture : du 15 mai au 30 septembre.

Prix : 6,50 F/adulte, 3 F/enfant, 12,50 F/emplacement + voiture.



(写真提供；l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture Service Agriculture et Tourisme)

(5) 農家喫茶 (le goûter à la ferme)

農家喫茶は、特に農家自身の生産物をベースにして、農家の室内や庭における、食事ではなく、飲物付きの軽食サービスである。サービス時間は、15時から18時か、場合によっては午前中に軽食の提供サービスがある。このため、農家への訪問とかレジャー活動時の立ち寄りの時の利用が好ましい。特に子供へのおやつの時間に利用すると好都合である。

(事例)

ベイナ村 郵便番号19190

エマニュエル・マリー・クラウド・ブレンジェレ (農業従事者の氏名)

キャンピング・デ・ソース (農家喫茶の名前)

電話番号 県地図上の村の位置番号

農家喫茶のマーク

地理的位置；ベイナの西、ミシュラン地図番号と場所番号

農家の所在と態様；緑に囲まれた標高410mに位置する整備された家屋、ウサギ・鶏・乳牛の飼育農家

レジャー；農家敷地内にブランコ、スベリ台、蜜蜂の湖、ピックの岩石、方向指示板(636m)、ムレルとオバジンの滝、徒歩ハイキング、陶工、彫刻家、ジャム作り

直売品；ジャム

・農家喫茶

自慢料理；リエットのトートゥ(豚等の肉をラードで煮込みすり潰したペースト状のもののケーキ)、クルミの菓子、牛乳入り卵、ピューニュ(揚げ菓子)、クレープ、ジャムとゼリー、ニワトコの花と実、セイヨウタンポポの花、クローバの花のジャム、アカシアの花、桑の実のゼリー

運営；ラマにおける散歩

受入；30人

営業；6月から9月の予約制

価格；8歳までの子供1人25フラン、大人1人40フラン

BEYNAT

19190

Emmanuelle et Marie-Claude Prengère
Camping des Sources 55 85 53 19

(20)



Situation : à l'Ouest de Beynat, C.M. n° 75 pli 9.

La ferme : bâtiments aménagés à 410 m d'altitude dans un cadre de verdure. Élevage de lapins, poulets et bovins lait.

Loisirs : sur la ferme : balançoires, toboggan ; à

proximité : lac de Miel, Roche de Vic, table d'orientation (636 m), cascades de Murel, Aubazine, randonnées pédestres, potier, sculpteur.

Vente directe : confitures.

● GOÛTERS À LA FERME

Spécialités : tourteaux aux rillettes, gâteaux aux noix, œufs au lait, bugnes, crêpes, confitures et gelées, fleur de sureau, baie de sureau, fleur de pissenlit, confitures fleur de trèfle, fleur d'acacia, cynorrhodons, gelée de mûres.

Animations : promenade en lamas.

Accueil : 30 personnes.

Ouverture : sur réservation de juin à septembre.

Prix : 25 F/enfant -8 ans 40 F/adulte.



(写真提供；l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture Service Agriculture et Tourisme)

(6)生産物直売農家(les produits de la ferme)

農家の家屋内、庭、道路脇等における農家の生産物の直売サービスである。購入者は、直接生産者である農家の人と生産物に関する関心事についていろいろ尋ねることも可能である。そして、その土地での生産物であるというオリジナル性と新鮮さが魅力となっている。生産物の品質について、万一問題のある場合には、州農業会議所によって決められている規約による責任体制が整っている。生産物の価格については、ガイドブックには掲載されていない。

(事例)

ヴェルテイユ村 郵便番号33180

ニコル・レパン(農業従事者の氏名)

シャトー・オー・グオー(生産物直売農家の名前)

電話番号 県地図上の村の位置番号

生産物直売農家のマーク

地理的位置；ボルドーの北西50km、ミシュラン地図番号と場所番号

農家の所在と態様；ブドウ畑に取り囲まれ、野菜畑を見下ろす小高い丘にある古いワイン醸造所の大きな一棟の建物

レジャー；農家を訪問し、農業の入門と参加体験可、ハイキング、村内の至近にある大修道院と教会、考古学的発掘場所まで3km、大西洋と湖まで20km

直売品；ジャム

・生産物直売農家

原産地呼称統制(AOC；appellation d'origine contrôlée)オート

・メドック産ワイン、ブドウジュース、蜂蜜、羊、その他季節の農産物

VERTHEUIL

33180

Nicole Lepine
Château Haut-Gouat

56 41 97 98/56 41 98 53

(en cours d'agrément)

(32)



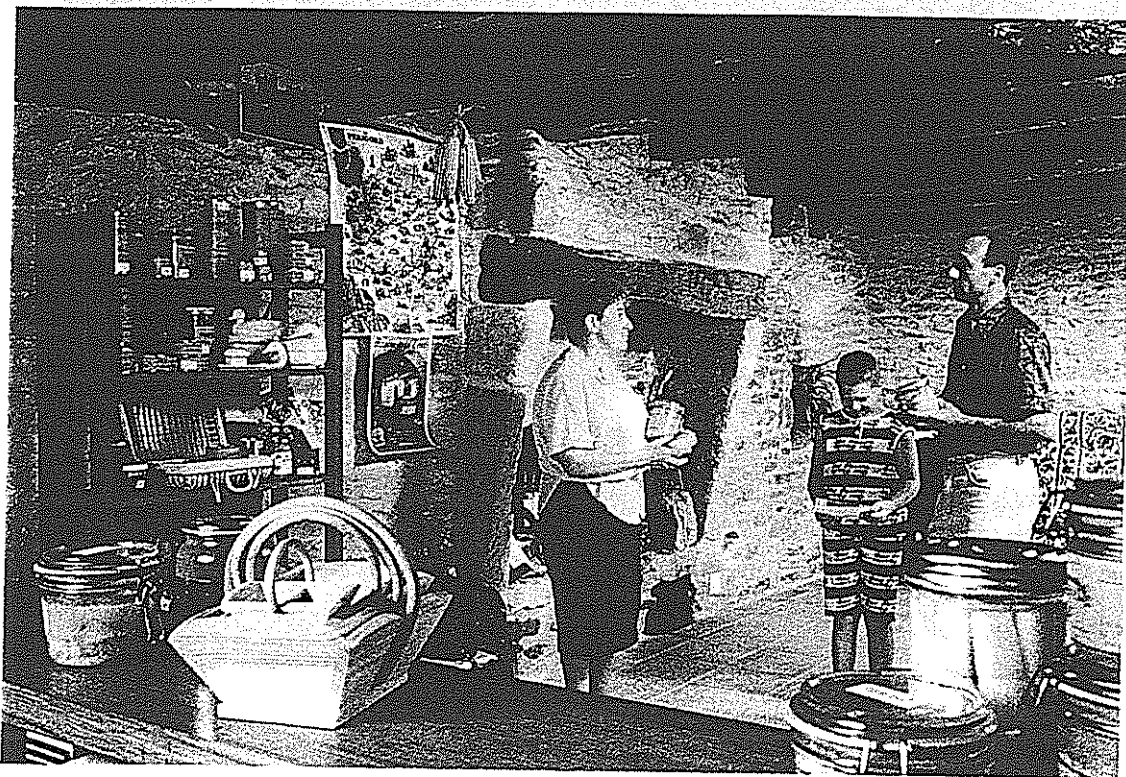
Situation : à 50 km au nord-ouest de Bordeaux, C.M. n° 71 pli 17.

La ferme : Grands corps de bâtiments d'une ancienne propriété viticole située sur une butte entourée de vignes et dominant un marais.

Loisirs : sur la ferme : visite de l'exploitation, initiation et participation à certains travaux, randonnées ; à proximité : abbaye et église sur la commune, site archéologique à 3 km, océan et lac à 20 km.

● PRODUITS DE LA FERME

Vin AOC Haut Médoc et Médoc, jus de raisin, miel, moutons, autres produits suivant les saisons.



(写真提供； l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture Service Agriculture et Tourisme)

(7) 狩猟農家(chasse bienvenue à la ferme)

このタイプは、1995年に新設予定である。食事、宿泊、ガイド付きの活動サービスを提供できる農家によって構成されている。特に期待して良いのが、狩猟家のガイド付き狩猟と鳥獣の品質である。豊かな自然環境の中で、安全性の保証された狩猟を実施できる。また、農家の家主は、狩猟に関するあらゆる情報を提供できる体制を取っている。

(8) 子供農業体験農家(ferme de découverte pour enfants)

このタイプも、1995年に新設予定である。農業活動の行われる豊かな環境の中での様々な発見の喜びを体験できるように配置された教育プログラムを提供する農家である。特に就学者に対してバカンスの期間に行われる。農業の実体験を通して、農業についての教育的効果をねらっている。



(写真提供；l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture Service Agriculture et Tourisme)

3 活動タイプの品質保証

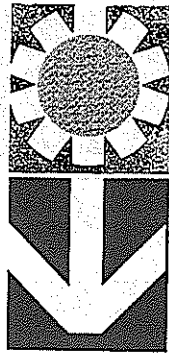
(1) 品質管理

その品質については、サービス、環境、情報提供体制等の全ての分野にわたってチェックされる体制になっている。完璧な品質管理方法が規約の中に盛り込まれている。

異業種機関統合管理・認可委員会(les Commissions d'agrément et de contrôle intègrent les représentants de différentes organisations)は、「農業・ツーリズム部」、農業会議所、農業職業連合、ツーリズム機関、国家、消費者連盟等異なったいくつかの機関の代表者から構成されている。この機関によって、全国的に統一した品質管理を実施するための規約と認可基準が制定されている。

「農家へようこそ」品質規約の順守を義務付けられた農家は、「農業・ツーリズム部」の県支部の管理・許可委員会(la Commission d'agrément et de contrôle du relais départemental)、または、州支部の管理・認可委員会(la Commission d'agrément et

de contrôle du relais régional)によって毎年その設備等がチェックされる。許可された農家は、その証明となる看板を家屋の外部に目立つように掲示しなければならない。この看板は、そこに表されているロゴマークにより、「農家へようこそ」ブランド提供のサービスの品質を保証している。これによって、利用者も安心してサービスを受けることができるのである。



(「農家へようこそ」ロゴマーク)

(提供； l'Assemblée Permanente des Chambres d'Agriculture Service Agriculture et Tourisme)

4 振興方策

(1) 宣伝

「農家へようこそ」のガイドブックは、全国の一般書店で販売されている。ガイドブックの中には、全国で約3千軒の農家が異なる6つのタイプにわたって掲載されている。県支部や州支部でも独自に無料の小冊子等を発行しており、宣伝時に配布したり、観光案内所等公共スペースに置いたりしている。また、州や県では、一般住民向けの広報紙の中にもその活動内容を掲載している。その他、道路にも「農家へようこそ」の看板標識を掲げるなど多面的に普及に努めている。

(2) 研修

活動の品質を保持するためには、プロ意識とそれを育成適応させる研修が必要となってくる。ツーリズムに関する農業従事者の研修計画は入念に作成されている。州農業会議所の技術顧問が、農業従事者と技術者のための研修計画作成とその援助のために配置されている。

(3) 技術的経済的支援

経済的投資に関する農業従事者の指導に関して、研修に関するのと同様に、信頼できる技術的、経済的判断の根拠資料を提供できる体制のあることが重要である。1989年に作成されたこの制度の利用実現とその補完のため、州支部と密接に協力してこの仕事にとりかかっているところである。農業ツーリズム活動を発展させるには、優れた環境を必要とする、つまりそれを支える基礎となる法制面の整備、恵まれた財政の条件を新たに創造することなどが重要なのである。

第3節 農家ツーリズムの実態

1 農家ツーリズムの経営者意識アンケート調査結果

1988年から1989年にかけてツーリズム事業を行っている77県における700軒の農家に対して、農業省、国土整備地方開発局、農業省・観光省の外郭機関の農村観光整備研究部（S. E. A. T. E. R）が協力してアンケート調査が行われ、1990年にその報告が農業会議所から発表された。その結果の概要を紹介する。

(1) ツーリズム事業実施の背景としての環境

2/3の農家がツーリズム事業実施について、適した環境があるとしている。

(2) ツーリズム事業実施農家の活動内容

75%の農家は畜産農家である。

(3) ツーリズム事業開始以後の副収入性の推移

ア 87%の農家がツーリズム事業開始時の収入は、農業収入より非常に少ないか補う程度のものでしかなかったとしている。

イ その後は、27%の農家が農業収入と同程度になるが、50%の農家は依然として農業収入を補う程度である。

ウ 36%の農家は、5年後にはツーリズム事業収入が農業収入と同程度かそれ以上になるとしている。

エ 収入に関しては、ツーリズム事業の種類によって相当の格差が存在している。

(4) 農家ツーリズム事業の重要な担い手

ア 農家夫婦の平均年齢は46、47歳で、家族労働及び雇用人の年齢は、それよりも明らかに若い。

イ ツーリズム事業は、女性労働により多く頼っている。妻の32%はツーリズム事業の専業であり、夫の32%は農業専業である。ツーリズム事業実施のための男性労働力は、外部から雇い入れる場合が多い。

ウ 一般的には2人から4人がツーリズム事業に従事している。しかし、農家レストラン、農家滞在民宿、乗馬農家ではそれ以上の人数がおり、少なくとも1人はツーリズム専任となっており、その他の種類では平均2人が農業とツーリズムの兼業となっている。

エ ツーリズム事業を発展させられるかどうかは、従事者の能力によるとする者が87%おり、活動の種類により77%から100%となっている。

(5) 農家ツーリズム事業の導入状況

ア ほとんどの農家が1981年以降ツーリズム事業を開始している（貸家民宿、キャンプ場、貸室民宿食事付きを除く）。事業種類により5年から10年前に始めている事業もある。

イ ツーリズム事業を開始した理由は、経済的理由66%、外部との交流希望63%、建物の活用43%、老朽化した住居等遺産の修復35%となっている。

(6) 利用客の意向と農家の対応

- ア 農家ツーリズム事業の発展のためには、他の活性化事業、スポーツ、文化活動の実施であるとしたのは60%である。利用客は、一般に宿泊だけ(キャンプ場を除く)というよりは、何らかの活動を提供するタイプ(子供民宿、農家滞在民宿、乗馬農家、農家レストラン)を好む。
- イ 農家からみた利用客の農家ツーリズム事業に参加する動機は、
- ・静かさ、休息、生活リズムの変化67%(特に農家滞在民宿)
 - ・農業や農村との接触49%、(特に子供民宿、公営貸家民宿、農家滞在民宿)
 - ・自然への魅力45%(特に貸家民宿、公営貸家民宿、キャンプ場、農家滞在民宿)
 - ・低価格の魅力35%(特に公営貸家民宿食事付き、農家レストラン)
- となっている。
- ウ 68%の農家では利用客に地域の活動情報を提供している。農家レストランでは47%と下回っている。

(7) 宣伝活動

- ア 全国組織への加入
- ・97%の農家は、何らかの全国組織に加盟している。
 - ・74%の農家は、ジット・ド・フランス連盟に加盟している。
 - ・43%の農家は二番目に「農家へようこそ」に加盟している(農家レストラン、乗馬農家、農家滞在民宿は除く)。
- イ 宣伝方法
- ・農家ツーリズム事業実施を示す看板の設置は、50%が農家自身で行われている。
 - ・61%の農家がパンフレットを発行している。
 - ・84%の農家がガイドブックに掲載している。
 - ・利用客を増やすために重要なのは、口コミ74%、全国組織への加盟65%、今後一層宣伝活動を重視しようと考えているのは31%となっている。

2 農家民宿等の経営状況

次に農家民宿等の経営状況をまとめたものが表25である。

「食事なし民宿・子供民宿・キャンプ場」については、純利益2万フラン(約40万円)以下と副収入としても多額というわけではない。しかし、「食事付き民宿・農家滞在民宿」では、純利益2万2千フランから3万8千フラン(約44万円から76万円)、更に「農家レストラン」、「乗馬農家」ではそれぞれ7万7千フラン(約154万円)、5万5千フラン(約110万円)と宿泊そのものでは収益性は低くなっているが、食事を付けるとか、乗馬活動等の宿泊以外のサービスを提供することによって、収益が高くなっていることに注目したい。

表 25 農村民宿の経営状況

区 分	食事なし民宿 子供民宿 キャンプ場	食事付き民宿 農家滞在民宿	農家レストラン	乗馬農家
労働人数	2人で農業と兼業	2人で農業と兼業	2人で観光専業	2人で観光専業
年間労働時間	600時間以下	800～1,200時間	3,000時間以上	3,000時間以上
ツーリズム収入 に対する農業収 入割合；%	25%	25～33%	70%	70%
ツーリズム総収 入；フラン	31,000	43,000～74,000	216,000	255,000
民宿運営経費	10,000以下	13,000～27,000	104,000	121,000
民宿設備費	5,000以下	7,000～10,000	34,000	78,000～250,000
粗利益額	25,000以下	29,000～47,000	112,000	133,000
純利益額	20,000以下	22,000～38,000	77,000	55,000
季節による収入 の増減	非常にある	ある	あまりない	あまりない

資料；参考文献26

おわりに

これまで、フランスの農村ツーリズムについて、バカンス制度、農業と農村と農家の状況、国と地方公共団体の役割、主に民宿事業による農村ツーリズムの展開、農家ツーリズムの実態などのテーマを通じて紹介してきた。

農村ツーリズムの発展を紹介してきた著者に感じられたのは、ちょうどフランス料理を味わうときに料理のデザインと造形、香りなどに接したときの驚きと賞賛に似た感覚、すなわち様々な素材の色彩、形、香り、味などに厳しく着目し、それらを固定観念にとらわれることなく大胆に組み合わせ新たな創造を行っていく、そうした過程がイメージされ、驚きと賞賛を感じながら論を進めてきたのが正直なところである。

コニャック地方やボルドー地方の農村民宿に実際に宿泊し、更にフランスのあちこちをこれまで訪問して感ずることは、フランスには非常に着目すべき観光資源が見知らぬ農村はもちろん一般民家にもあり、その奥深さには驚嘆する他ないほどである。

確かに、本稿の中では詳しく紹介しなかったが、ツーリズムの発展はいいことづくめではないこともある。例えば、一部のツーリスト集中のために静かさが失われること等環境破壊につながっていることとか、公的支援策の公平性の問題に関わる商業ベースのホテルとの競争、ランクの低い民宿の低利用率等の問題がないわけではない。

しかしながら、フランスにおける豊かな自然、歴史的遺産、多種多様な創造物、人々の人柄等これらを訪れる人々に喜びをもたらしてくれる観光資源は、今日のホーダーレスの時代にあっては、フランス人のみのものではなく、少なくともヨーロッパレベル、さらにはもっと広範囲な人々により一層の好影響をもたらすことになるだろう。

日本との比較では、ツーリズムの発展の前提となるフランスのような長期間のバカンスを過ごすことは一般労働者にとっては残念ながら現実的には困難が多いが、筆者の考えるところでは、今後の農業のあり方と過疎化のあり方やツーリズムのあり方、人生のあり方を考えるうえで、大いにフランスに学ぶべきであろう。

筆者がこのテーマでレポートできたことは、今後の人生を考える意味でも大きな刺激となったことは間違いない。欲を言えば、もっと多くの経験をつんでその内容を紹介したかったが、時間もなくて残念でたまらない。

今後は、フランスでの経験を生かしながら、日本での農村ツーリズムの発展について興味を持って考えてみたい。

参考文献

- 1 「事典 現代のフランス」 新倉俊一他編集 大修館書店 1988年
- 2 「大聖堂のコスモロジー」 馬杉宗夫著 講談社現代新書 1992年
- 3 「フランスの何が優秀か」 サブテク編著 サイマル出版会 1980年
- 4 「休み方の知恵」 野田進・和田肇著 有斐閣選書 1991年
- 5 「フランスの経済」 原輝史編 早稲田大学出版部 1993年
- 6 「休暇の経済・社会的役割」 総合研究開発機構 1992年
- 7 「LES VACANCES」 ANDRE RAUCH PRESSES UNIVERSITAIRES DE FRANCE 1993
- 8 「フランスの新しい風」 辻邦生編 中央公論社 1988年
- 9 「quid 1995」 Les auteurs Michèle et Dominique Frémy ROBERT LAFFONT 1994年
- 10 「フランス労働法がわかる」 HOREI FRANCE編 総合法令 1993年
- 11 「フランス 労働法概略(第4版)」 J COM JAPAN 1993年
- 12 「L'AVENIR DES AGRICULTURES FRANÇAISES」 PIERRE LE ROY PRESSES UNIVERSITAIRES DE FRANCE 1991
- 13 「フランスの地方行財政のあらまし」 (財)自治体国際化協会 1992年
- 14 「Le tourisme Un phénomène économique」 Pierre Py La documentation Française 1992
- 15 「TOURISME ET ENVIRONNEMENT」 MINISTERE DE L'ENVIRONNEMENT MINISTERE DU TOURISME La documentation Française 1992
- 16 「Le tourisme un phénomène économique」 Pierre Py La documentation Française 1992
- 17 「L'AMENAGEMENT TOURISTIQUE」 G.CAZES,R.LANQUAR,Y.RAYNOUARD PRESSES UNIVERSITAIRES DE FRANCE 1993
- 18 「フランスの社会」 原輝史・宮島喬編 早稲田大学出版部 1993年
- 19 「グリーン・ツーリズム」 山崎光博・小山善彦・大島順子 家の光協会 1993年
- 20 「Local Government in Japan」 Council of Local Authorities for International Relations 1994
- 21 「Les Collectivités Locales en chiffres」 LA DOCUMENTATION FRANÇAISE 1993
- 22 「LES AGRICULTEURS」 INSEE 1993
- 23 「L'AMENAGEMENT TOURISTIQUE」 PRESSES UNIVERSITAIRES DE FRANCE 1993
- 24 「LE TOURISME EN FRANCE」 PRESSES UNIVERSITAIRES DE FRANCE 1993
- 25 「Les INTERVENTIONS des DEPARTEMENTS et des REGIONS en faveur du tourisme rural」 les dossiers de ter 1994
- 26 「Agri-Tourisme Références technico-économiques」 CAHIERS DES CHAMBRES D'AGRICULTURE 1990
- 27 「Tourisme en Espace Rural Chiffres-Clientèles-Activités」 CENTRE NATIONAL DE RESSOURCES DU TOURISME EN ESPACE RURAL 1993
- 28 「フランスの労働事情」 日本労働研究機構編 1990年

